

釋義 一 本條ハ勾引ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、勾引狀ハ強制力ヲ用キテ被告人ヲ指定ノ

裁判所ニ出頭セシメ得ル效力アルコト前説明ノ如クナレトモ其ノ效力ノ存續期間ハ被告人ヲ
裁判所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ハミ存スルモノトス、故ニ被告人ノ訊問ハ其ノ時間内
ニ於テ爲スヘク其ノ時間ヲ經過シタルトキハ被告人ヲ訊問シタルト否トニ拘ラズ釋放セサル
ヘカラス、故ニ其ノ後ニ於テモ被告人ノ拘禁ヲ必要トスルトキハ右引致ノ時ヨリ四十八時間内
ニ勾留狀ヲ發セサルヘカラス、勾引狀ノ效力存續中ハ被告人ヲ裁判所ノ留置場ニ拘禁スヘク必
要アル場合ハ監獄ニ留置スルヲ得ヘシ(一〇八條)

二 勾引狀ノ效力ノ存續期間ハ被告人ヲ裁判所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間ニ限定セラ
ルルモ其ノ期間内ニ於テハ裁判所カ被告人ヲ釋放スルニ非サレハ其ノ效力存續シ居ルヲ以テ
必要アルトキハ其ノ期間内何回ト雖被告人ヲ訊問スルコトヲ得ヘシ、單ニ一回ノ訊問ニ依リテ
其ノ效力ヲ喪失スルモノニ非サルナリ。

第九十條 第八十七條ノ規定ニ依リ被告人ヲ勾引スルコトヲ得ヘキ原由アルトキハ之ヲ勾留スル
コトヲ得

被告人ノ勾留ハ第八十五條又ハ前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコ
トヲ得ス但シ被告人逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

被告人監獄ニ在ルトキハ第一項ノ原由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

釋義 一 本條ハ被告人ヲ勾留シ得ル場合ニ關スル規定ナリ、

被告人ヲ勾留シ得ル場合左ノ如シ、

- (一) 被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ、總テ犯罪ニ關スル被告事件ニ適用アリ、
- (二) 被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ、
- (三) 被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ、以上(二)(三)ノ場合ハ五百圓以下ノ罰金、拘
留又ハ科料ニ該ル被告事件ノミニ適用アリ、
- (四) 被告人監獄ニ在ルトキ、在監人タル以上ハ被告人既決囚タルト未決囚タルトハ之ヲ問ハ
サルナリ、

以上(一)乃至(三)ノ場合ハ勾引狀ヲ直ニ發シ得ル場合ト其ノ要件ヲ同ウスルモノニシテ(一)ニ該當
スル被告人ニハ浮浪者多キヲ以テ如何ニ輕微ノ犯罪ト雖被告人ヲ拘束シ置クニ非サレハ科刑
ノ目的ヲ達シ得サル場合アリ、又(二)(三)ノ場合モ被告人ヲ自由ノ身ト爲シ置グトキハ證據ノ喪失
ヲ來シ且被告人ノ所在ヲ不明ナラシメ到底處罰ノ目的ヲ達シ得サルニ到ル場合アルヲ以テ共
ニ被告人ヲ勾留スコルトヲ得セシメタリ(二)(三)ノ場合ニ於テ一般ノ被告人ヲ同一ニ取扱フハ酷
ニ失スルモノアルヲ認メ被告事件ノ性質ニ依リ適用ニ關シテ區別ヲ設ケタルナリ(四)ノ場合ハ
被告人既ニ在監者ニシテ自由ノ拘束ヲ受ケ居ル者ナルヲ以テ更ニ勾留狀ヲ發シテ之ヲ勾留ス

ルモ別ニ被告人ノ自由ヲ新ニ害スルモノニ非サルヲ以テ裁判所ノ必要ニ應シテ他ノ條件ノ如何ニ拘ラス隨意ニ勾留シ得ルコトトセリ、在監セル被告人ニ勾留狀ヲ發スルハ他ノ監獄ニ在ル者ヲ受訴裁判所ノ監獄ニ拘禁スル必要アル場合ニ生スルモノトス、既決囚ニ對シテ勾留狀ヲ發シタルトキハ拘留置監ニ移ササルヘカラス。

二 前項(一)乃至(四)ハ被告人ヲ勾留シ得ル場合ニ關スル實體上ノ要件ナルカ以上ノ要件ノ外現實ニ被告人ヲ勾留シ得ルニハ更ニ手續上ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス、即チ勾留ニ先立テ被告人ニ對シテ召喚狀又ハ勾引狀ヲ發シテ被告人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ被告人ヲ勾留シ得サルナリ、是レ被告人ノ訊問ヲモ遂ケスシテ直ニ勾留スルハ被告人ノ人權ヲ尊重スル途ニ非サレハナリ、故ニ此ノ場合ニ於ケル被告人ノ訊問ニ當リテハ被告人ノ勾留原因存スルヤ否ノ點ヲ充分審査セサルヘカラス、但シ被告人逃亡シタルトキハ之ヲ訊問スル途ナキヲ以テ直ニ勾留シ得ルコトト爲セリ、又前項(四)ノ場合ハ被告人既ニ在監者ナルヲ以テ勾留ノ爲ニ被告人ヲ訊問スルハ無用ノ手續ニシテ被告人ノ權利ニ何等消長ナキヲ以テ其ノ訊問ヲ要セスシテ勾留狀ヲ發シ得ルコトトセリ。

第九十一條 被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

字解 勾留狀(八九條字解参照)

釋義 本條ハ勾留ノ方式ヲ定メタルモノナリ、本法ハ被告人ノ召喚及勾引ニハ召喚狀及勾引狀

ヲ發シテ爲スヘキコトヲ要シタルヲ以テ被告人ノ勾留ニ付テモ九七條ノ要件ヲ具備シタル勾留狀ヲ發シテ爲スヘキコトト爲シタリ。

第九十二條 被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身體及名譽ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

字解 名譽 トハ人ノ社會上ニ於ケル品位ヲ謂フ、名譽ニハ人ノ生レナカラニシテ有スルモノト其ノ後ニ於テ自己ノ技能ニ因リテ獲得スルモノトアリ、前者ヲ生受的名譽ト謂ヒ後者ヲ後得的名譽ト謂フ、後得的名譽ヲ有セザル人ハ存スレドモ何人ト雖生受的名譽ヲ有セザル人ナシ、萬物ノ靈長タル人類トシテ社會ニ生レ出タリ及ヒテ點ニ於テ人ハ既ニ他ノ生物ト區別セラレ一種ノ社會上ニ於ケル品位ヲ有スルモノトス。

保全 トハ安全ニ保有セシムルヲ謂フ。

釋義 本條ハ被告人ノ人權ヲ尊重セシムル爲本法ニ於テ特ニ設ケタル訓示的規定ナリ、被告人ノ勾留ハ訴訟ノ目的ノ遂行上止ムヲ得サルニ出テタルモノニシテ其ノ目的ハ主トシテ罪證ノ湮滅及被告人ノ逃亡ヲ防止スルニ在リ、故ニ其ノ目的以外ニ於テ勾留シタル被告人ニ苦痛ヲ與フルハ穩當ノ處置ニ非ス、殊ニ被告人ハ未タ犯罪ノ嫌疑者ニシテ犯人其ノ者ト確定セルモノニ非サレハ被告人ヲ以テ直ニ犯人ナリト速斷シテ取扱フヘキニ非サルヤ論ヲ俟タス、然ルニ從來往々捜査官ニ於テハ被告人ヲ以テ直ニ犯人ナリト速斷シタル結果其ノ證據ヲ蒐集センコトニ熱中シ被告人ニ就キ自白ヲ強要シ、被告人ノ人權ヲ蹂躪シタルコトアルヲ耳ニセリ、故ニ本法ハ勾留シタル被告人ニ對シテ其ノ勾留ノ目的以外ニ身體ニ苦痛ヲ與ヘサルコト竝被告人ノ名譽

ヲ毀損セサルコトニ注意スヘキコトヲ訓示シ以テ將來人権蹂躪ノ跡ヲ斷ツコトヲ期セリ
第九十三條 裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第八十三條乃至第九十一條ニ規定スル處分ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ得

釋義 召喚狀勾引狀及勾留狀ハ本來裁判所ノ發スヘキモノナレトモ合議裁判所ノ場合ニ於テ裁判所ノ外之ヲ發シ得サルモノトセハ急速ヲ要スル場合ノ如キハ全部ノ判事揃ハサル爲之ニ應シ得サルコトアルヘシ故ニ法律ハ之カ必要ニ應スル爲本條ニ於テ例外ヲ設ケ急速ヲ要スル場合ニハ裁判長單獨ニテ發シ得ルハ勿論其ノ各部員ヲシテモ發セシメ得ルコトト爲シタリ

第九十四條 裁判長ハ被告人ノ現在地ノ豫審判事若ハ區裁判所判事、法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢察又ハ司法警察官ニ被告人ノ勾引ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス
受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス

囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

字解 現在地(一條字解參照)

法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署 例ヘハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ帝國ノ領事權ヲ行フ地域ニ於テ司法事務ヲ取扱フ官廳ノ如キヲ謂フ。(司法事務共助法一條、二號)此等ノ官

廳ニハ令狀ノ發布及執行ヲ囑託スルヲ得

司法警察官(八〇條字解參照)

轉囑 トハ囑託ヲ受ケタル官署カ更ニ自己ノ權限ニ基キ同一事項ヲ他ノ權限アル官署ニ囑託スルヲ謂フ

囑託ノ移送 囑託ヲ受ケタル官署カ權限ヲ有セサルトキ他ノ權限アル官署ニ囑託ヲ其ノ發送付スルヲ謂フ

釋義 一 本條ハ勾引ノ囑託ニ關スル規定ナリ舊法ニ於テハ召喚ノ囑託ノミヲ許シ(舊刑訴七〇條七一條)勾引ノミノ囑託ハ之ヲ認メザリシモ勾引ヲ爲シ得ル條件具備スルトキハ直ニ勾引ヲ囑託スル方事件ヲ處理スル上ニ於テ便宜ナルヲ以テ本法ハ之ヲ改メ裁判長ニ於テ勾引ノミノ囑託ヲ爲シ得ル制度ニ改メタリ

二 勾引ノ囑託ヲ爲シ得ル官署ハ五者ニシテ即チ (一)豫審判事、(二)區裁判所判事、(三)法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、(四)檢察及(五)司法警察官ナリトス、而シテ此等ノ官署カ囑託ニ應シテ勾引ヲ爲シ得ルハ自己ノ所轄管轄地ニ被告人現在シ居ル場合ニ限ルモノトス

三 轉囑トハ囑託ヲ受ケタル官署カ更ニ自己ノ權限ニ基キテ他ノ權限アル官署ニ囑託ヲ爲ス場合ナリ、事案ニ依リテハ自ラ事ヲ處理スルニ比シ轉囑ニ依リテ事件ヲ處置スル方迅速ニ運フ場合存スルヲ以テ之ヲ許容スルコトト爲シタルナリ、舊法ノ下ニ於テハ特ニ明文存セザリシモ解釋上之ヲ是認シ居リシカ本法ハ第二項ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ、轉囑ノ權限ヲ有スル

官署ハ四者ニシテ (一)豫審判事、(二)區裁判所判事、(三)法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署及 (四)檢事ニシテ司法警察官ニハ轉囑ノ權限ヲ認メス、然レトモ司法警察官モ轉囑ヲ受ケル權限ハ之ヲ有スルモノトス、故ニ囑託ヲ受ケタル豫審判事ノ如キハ同一區域内ニ於テ管轄權ヲ有スル區裁判所判事、檢事又ハ司法警察官ニ更ニ轉囑ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

四 受託官署カ受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ其ノ囑託ヲ囑託署ニ返附スヘキハ當然ナリ、然レトモ囑託ヲ受ケタル事項ニ付他ニ權限ヲ有スル官署アルコト明カナル場合ニハ囑託官署ニ返付シ更ニ囑託ノ手續ニ依ラシムルヨリハ囑託官署ヨリ直ニ他ノ權限アル官署ニ移送スルヲ以テ事件ヲ迅速ニ處理スル上ニ於テ最モ便宜ナリトス、故ニ本法ハ囑託ト共ニ囑託ノ移送ヲ認メタリ、囑託ノ移送ヲ爲シ得ル官署ハ囑託ヲ爲シ得ル官署ト同一ニシテ (一)豫審判事、(二)區裁判所判事、(三)法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署及 (四)檢事トス、但シ司法警察官ハ移送ヲ爲ス權限ヲ有セザレトモ移送ヲ受ケタル權限ハ之ヲ有スルナリ、囑託ノ移送ト轉囑トハ囑託ヲ受ケタル官署以外ニ於テ勾引ヲ爲シ得ル點ニ於テ相類似スルモ囑託ノ移送ノ場合ハ囑託ヲ受ケタル官署ニ權限ナキ場合ニシテ轉囑ノ場合ハ囑託ヲ受ケタル官署ニ權限ハ存スルモ同時ニ他ノ官署ニモ同一權限アル場合ニ生スルモノトス、故ニ例ヘハ自己ノ管轄内ニ現存スル被告人ノ勾引ノ囑託ヲ受ケタル甲豫審判事カ更ニ自己ノ管轄區域内ニ存スル乙區裁判所判事ニ囑託シテ勾引狀ヲ發セシムル場合ハ轉囑ニシテ被告人既ニ逃亡シテ甲豫審判事ノ管轄區域ヲ

脱シ丙豫審判事ノ管轄區域内ニ現在スルトキハ丙豫審判事ニ勾引狀ヲ發セシムル手續ハ移送ナルカ如シ。

五 受託官署ハ直接ニ囑託ヲ受ケタルト轉囑ヲ受ケタルト將又移送ヲ受ケタルトニ拘ラス自ラ自己ノ名ヲ以テ勾引狀ヲ發スヘキモノニシテ囑託官署ノ勾引狀ヲ執行スルモノニ非サルナリ。

第九十五條 被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ裁判長ハ檢事長ニ被告人ノ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ記載シタル書面ヲ送付シ其ノ捜査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得

囑託ヲ受ケタル檢事長ハ其ノ管内ノ檢事ヲシテ勾引狀ヲ發シ捜査及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘシ

字解 檢事長 檢事長ハ控訴院檢事局ノ長官ニシテ其ノ檢事局及下級檢事局ヲ指揮監督スル權限ヲ有スルモノトス。(裁審四二條三三條)

徵表 トハ他人ト異リタル特徵ヲ表示スルコトヲ謂フ。

捜査 本條ノ捜査ハ單純ニ犯人現在地ヲ探査シテ其ノ所在ヲ明確ニ爲スニ在リ。

釋義 本條ハ被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサル場合ニ關スル規定ナリ、被告人ノ現在地ヲ覺知シ能ハサル場合ニモ前數條ノ規定ニ從ヒ召喚狀及勾引狀ヲ發シ得サルニ非サレトモ斯ル場合ニハ特別ノ手續ニ依リ所在ヲ探査スルニ非サレハ其ノ目的ヲ達シ得サルコト多シ、故ニ本條ハ斯ル場合ニ應スル爲テ設ケタル規定ニシテ裁判長ハ各控訴院ノ檢事長ニ被告人ノ容

貌、體格其ノ他被告人ノ特長ノ點ヲ記載シタル書面ヲ送付シテ被告人ノ所在ノ捜査及勾引ヲ囑託シ得ルコトトセリ、囑託ヲ受ケタル檢察長ハ其ノ管内ノ檢察ヲシテ勾引狀ヲ發セシメ捜査及勾引ノ手續ヲ爲サシメサルヘカラス、前條ノ囑託ノ場合ニ於テハ囑託ヲ受ケタル檢察ハ其ノ管内ニ被告人現在セサルトキハ勾引狀ヲ發スル權限ヲ有セサレトモ本條ノ囑託ノ場合ニハ被告人カ自己ノ管内ニ現在スルト否トニ拘ラス勾引狀ヲ發スル權限ヲ有スルモノトス。

第九十六條 前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リテ勾引狀ヲ發シタル官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ其ノ人違ナキカ否ヲ取調フヘシ

被告人人違ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル裁判所ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

釋義 本條ハ囑託ニ因リテ發シタル勾引狀ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、受託官署カ前二條ノ囑託ニ因リテ勾引狀ヲ發シタルトキハ引致ヲ受ケタル時ヨリ四十八時間内ニ被告人ニ付人違ナキカ否ヲ取調ヘ人違ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル囑託裁判所ニ送致スヘキモノトス、而シテ囑託裁判所ハ送致ヲ受ケタル時ヨリ四十八時間内ニ被告人ヲ訊問シ其ノ時間内ニ更ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放セサルヘカラス、故ニ囑託ニ因リテ發シタル勾引狀ノ效力ハ被告人ヲ囑託裁判所ニ送致シタル時ヨリ四十八時間存續スルモノトス。

第九十七條 召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ニハ被告事件、被告人ノ氏名及住居ヲ記載シ裁判長又ハ受命判事之ニ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ
召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時、場所及召喚ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ

裁判長第九十三條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

字解 記名捺印 トハ氏名ヲ記載シ印章ヲ押捺スルヲ謂フ、氏名ノ記載ハ自署ニ出テタルト他人ノ代筆ニ出テタルトハ之ヲ問ハサルナリ、署名ト謂フトキハ必ス本人ノ自署ヲ要スレトモ記名ト謂フトキハ單ニ其ノ者ノ氏名ノ記載アルヲ以テ足ルモノトス、故ニ活字又ハ木判ニ依リテ氏名ヲ表示スルモ仍ホ記名トシテ有效ナリ。

釋義 本條ハ召喚狀勾引狀及勾留狀作成ノ方式ヲ規定シタルモノナリ。

第一、 召喚狀勾引狀又ハ勾留狀ニ共通ノ方式

(一) 被告事件ヲ記載スルコト、 犯罪事件不明ノ間ハ如何ナル場合ニ於テモ令狀ヲ發スヘキモノニ非サルカ故ニ令狀ヲ發スル場合ハ既ニ明確ト爲リタル被告事件ヲ令狀ニ記載シ以

テ被告人ニ對シテ如何ナル事件ニ付令狀ヲ發シタルヤヲ告知スルノ途ヲ講セサルヘカラス。

(二) 被告人ノ氏名ヲ記載スルコト、但シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合氏名分明ナラサルトキハ容貌體格其ノ他ノ特長ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ、召喚狀ヲ發スル場合被告人ノ氏名不明ナルトキハ調査ノ上記載スルノ餘裕存スレトモ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ハ多クハ急速ヲ要シ之ヲ調査スル暇ナキコトアルヲ以テ其ノ特例ヲ許シタルナリ。

(三) 被告人ノ住居ヲ記載スルコト、但シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合被告人ノ住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス、住居ヲ記載スル目的ハ被告人以外ノ者ト區別スル標準ヲ定ムルト執行ヲ容易ナラシムルニ在ルモ分明ナラサル場合ハ之ヲ記載スルニ由ナキヲ以テ除外例ヲ設ケタルナリ、召喚狀ハ普通執達吏又ハ郵便ニ依リテ爲スヘキモノナルカ故ニ被告人ノ住居ノ記載ヲ要件トシタレトモ召喚狀ノ送達ハ公示送達ノ方法ニ依リテモ爲シ得レモノニシテ(七九條)公示送達ハ被告人ノ住居ノ知レサル場合ニ爲スヘキモノナレハ召喚狀ヲ公示送達ニ依リテ爲ス場合ハ住居ヲ記載セサルモ違法ニ非サルナリ。

(四) 裁判長又ハ受命判事之ニ記名捺印スルコト、召喚狀勾引狀及勾留狀ハ裁判所ニ於テ發スルヲ原則トスレトモ急速ヲ要スル場合ハ裁判長又ハ受命判事ニ於テモ之ヲ發スルコトヲ得ヘシ(九三條)故ニ裁判所カ右ノ令狀ヲ發シタルトキハ其裁判長ニ於テ裁判所ヲ代表シ

テ記名捺印スヘク、急速ヲ要スル場合ニ於テ裁判長カ其ノ資格ヲ以テ之ヲ發シタルトキハ右令狀ニ其ノ旨ヲ記載シテ記名捺印シ裁判所ノ發シタルモノニ非サルコトヲ明カニスヘク、受命判事カ之ヲ發シタルトキハ受命判事記名捺印シ其ノ資格ニ於テ之ヲ發シタルコトヲ明カニスヘシ、右令狀ノ性質裁判所ノ發シタル場合ハ決定ニシテ裁判長又ハ受命判事ノ發シタル場合ハ命令ナリ(第五章裁判ノ部ヲ參照)

第二、召喚狀ノミニ特ニ記載ヲ要スル事項、以上ノ第一ノ(一)乃至(四)ノ要件ノ外召喚狀ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス。

- (一) 被告人ノ出頭スヘキ年月日時、
- (二) 被告人ノ出頭スヘキ場所、召喚ノ目的ハ一定ノ日時ニ於テ一定ノ場所ニ被告人ヲ出頭セシムルニ在ルヲ以テ(一)(二)ノ記載ヲ爲スニ非サレハ被告人其ノ出頭ノ日時場所ヲ知ルニ由ナケレハナリ、
- (三) 被告人召喚ニ應セサルトキ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨、是レ被告人ニ對シ故ナク召喚ニ應シテ出頭セサレハ公力ヲ用キラルヘキ旨ヲ注意シ成ルヘク召喚ニ應スヘキコトヲ促サンカ爲ナリ、

第三、勾留狀ニ特ニ記載スヘキ事項、勾留狀ニハ以上第一ノ(一)乃至(四)ノ要件ノ外被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定シテ記載セサルヘカラス、但シ檢事ハ裁判所ノ同意ヲ得タルトキハ同一

勾留狀ニ依リテ他ノ監獄ニ移スコトヲ得ヘシ(一一〇條)

第九十八條 前條第一項及第二項ノ規定ハ第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

釋義 本條ハ受託官署カ勾引狀ヲ發スル場合ニ於テ各令狀ニ記載スヘキ方式ヲ規定シタルモノナリ其ノ方式ハ前條第一項第二項ノ規定ヲ準用スヘキモノニシテ左ノ如シ。

- (一) 被告事件ヲ記載スルコト、
- (二) 被告人ノ氏名ヲ記載スルコト、 氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ特徴ヲ以テ被告人ヲ指示スルコト、
- (三) 被告人ノ住居ヲ記載スルコト、 住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス。
- (四) 令狀ヲ發シタル者ニ於テ記名捺印スルコト、
- (五) 囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名ヲ記載スルコト、
- (六) 囑託ニ因リ勾引狀ヲ發スル旨ヲ記載スルコト、
- (五)(六)ハ囑託ニ因リテ發スル勾引狀ノミニ特別ノ要件ナリ。

第九十九條 召喚狀ハ之ヲ送達ス

字解 監獄(第七章)送達(月頭)釋義(參照)

釋義 本條ハ召喚狀ノ執行方法ヲ規定シタルモノナリ、召喚モ裁判ノ一ナルヲ以テ被告人ニ對シテ爲シタル召喚ノ裁判ハ被告人ニ告知セシムル方法ヲ講セサルヘカラス、舊法ニ於テハ召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシムル旨ヲ規定シ執達吏ニ依ル送達方法ノミヲ認メタレトモ(舊刑訴七六條三項)本法ニ於テハ單ニ召喚狀ハ之ヲ送達スト規定シ送達ノ種類ヲ制限セサルニ付執達吏ニ依ル送達ヲ以テ爲シ得ヘキハ勿論郵便送達、郵便ニ付スル送達、公示送達及囑託ニ依ル送達ノ方法ニ依リテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

第一百條 勾引狀又ハ勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ司法警察官吏之ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長、受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得
監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ監獄官吏之ヲ執行ス
檢事ノ指揮ニ依リ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テハ之ヲ發シタル官署ハ其ノ原本ヲ檢事ニ送付スヘシ

釋義 本條ハ勾引狀及勾留狀ノ執行方法ヲ規定シタルモノナリ、

第一、勾引狀及勾留狀ノ執行指揮者、勾引狀及勾留狀ノ執行指揮者ハ原則トシテ檢事トス、故ニ此ノ場合ニ於テハ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發シタル官署ハ其ノ原本ヲ檢事ニ送付セサルヘカラス、但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ (一)裁判長、(二)受命判事、(三)豫審判事又ハ (四)區裁判所判事モ直接指揮ヲ爲シ得ルコトヲ許セリ、例ヘハ出張先ニ於テ檢事ノ立會ナクシテ急速ニ

勾引狀及勾留狀ノ執行ヲ必要トスル場合若ハ單獨檢事ノ存スル檢事局ニ於テ檢事カ病氣其
ノ他ノ事由ニ因リテ執務シ得サル際急速ノ執行ヲ必要トスル如キ場合ニ生スヘシ但シ監獄
ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ノ執行ヲ指揮シ得ル者ハ檢事ノミニシテ他ノ例外ヲ
認メス蓋此ノ場合ハ在監者ニ對シテ執行ヲ指揮スル場合ナルニ付別ニ急速ヲ要スルコト存
セサレハナリ而シテ

第二、勾引狀又ハ勾留狀ノ執行者、檢事、(急速ノ場合ハ裁判長、受命判事、豫審判事又ハ區裁判

所判事)ノ指揮ニ依リ勾引狀ヲ執行スル者左ノ如シ。

(一)司法警察官、

(二)司法警察吏、(一)(二)ノ兩者ハ在監者以外ノ普通ノ場合ニ於ケル勾引狀及勾留狀ノ執行者ト

ス舊法ニ於テハ司法警察吏タル巡查、憲兵卒ノミヲ以テ勾引狀及勾留狀ノ執行者ト爲シタ

レトモ(舊刑訴七六條三項)本法ニ於テハ司法警察吏ノ外司法警察官モ其ノ執行ヲ爲シ得ル

コトトセリ。

(三)監獄官吏、監獄官吏ノ執行ヲ爲シ得ルハ監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ノ執

行ノミニ限ルモノトス然レトモ在監者タル以上ハ既決囚ト未決囚タルトハ之ヲ問ハサル

ナリ此ノ場合ノ執行指揮者ハ檢事ノミ)

第百一條 勾引狀ハ數通ヲ作り之ヲ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

釋義 本條ハ勾引狀ノ原本ヲ數通作成シ得ル場合ニ關スル規定ナリ被告人ヲ捜査スルニハ勾
引狀ニ依ルヘキモノニシテ之カ執行ハ原本ヲ以テセサルヘカラス(一〇〇條)然ルニ數人ノ共犯
アル被告人若ハ逃亡中ノ被告人ニ對シ勾引狀ヲ執行スルニハ一人ノ司法警察官吏ニ執行ヲ命
スルノミニテハ其ノ目的ヲ達成セサルコトアリ故ニ斯ル場合ニハ數通ノ勾引狀ノ原本ヲ作成
シ數人ノ司法警察官吏ニ執行ヲ命セサルヘカラス本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ舊
法ニ於テハ勾引狀ノ正本數通ヲ作ルヘキ旨規定シタレトモ舊刑訴七七條(本法ニ於テハ正本ニ
依ル執行ヲ認メサルヲ以テ數通ノ原本ヲ作成シ得ルコトト爲シタルナリ)又舊法ニ於テハ勾留
狀ニ付テハ正本數通ヲ作成シ得ル旨ヲ規定シタレトモ被告人ヲ捜査スルニハ勾引狀ニ依リテ
爲スヘク勾留狀ニ依リテ被告人ヲ捜査スルノ要ナキヲ以テ本法ハ勾留狀ニ付テハ數通ノ作成
ヲ認メス(四四條)蓋シテ五五條ニ於テハ「勾引狀ノ原本ヲ數通作成シ得ル場合ニ於テハ

第百二條 司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ勾引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ司

法警察官ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

釋義 本條ハ司法警察官吏ニ特別ノ權限ヲ認メタルモノナリ司法警察官カ勾引狀ヲ執行スル
ニハ檢事ノ指揮ニ依ルヘク檢事ノ指揮ニ出テタル場合ト雖特別ノ規定ナキニ於テハ其ノ執行
ヲ爲スノ權限ハ自己ノ管轄區域内ノミニ限定スヘキヤ當然ナリ然レトモ勾引狀ノ執行ハ急速
ヲ要スル場合多ク單ニ其ノ職務ノ執行カ管轄區域内ノミニ止マルモノトセハ交通ノ發達セル

現今ニ於テハ往々空シク被告人ヲシテ其ノ執行ヲ免レシムル場合ヲ生スヘキヲ以テ勾引狀ノ執行ニ付テハ司法警察官吏ニ對シ必要ノ場合管轄區域外ニ於テモ之ヲ爲シ得ルコトノ權限ヲ賦與シ且管轄區域外ニ於ケル司法警察官吏ニ對シ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得セシメタリ舊法ニテハ斯ル規定存セザリシ爲急速ヲ要スル場合ハ不便尠カラサリシヲ以テ本法ニ於テ之カ補正ヲ爲シタリ。

第百三條 勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル裁判所ニ引致スヘシ第九十

四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付テハ之ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ

勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘシ

釋義 本條ハ勾引狀及勾留狀ノ執行方法ヲ規定シタルモノナリ、勾引狀及勾留狀ノ執行方法ハ左ノ如シ。

第一、勾引狀ノ執行方法、勾引狀ヲ執行スルニハ勾引狀ノ原本ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル裁判所ニ引致スヘク、若シ受託官署カ囑託ニ依リテ發シタル勾引狀ナルトキハ勾引狀ノ原本ヲ示シテ之ヲ發シタル受託官署ニ引致スヘク、受託官署ハ引致セラレタル被告人ニ付人違ナキカ否ヲ取調ヘタル上人違ニ非サルトキハ速ニ指定セラレタル囑託裁判所ニ送致スヘキモノトス(九六條執行ニ當リテ勾引狀ヲ被告人ニ示スハ正當ノ令狀ニ基クコトヲ了知セシムルニ在リ)。

第二、勾留狀ノ執行方法、勾留狀ヲ執行スルニハ勾留狀ノ原本ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘキモノトス、執行ニ當リテ勾留狀ヲ被告人ニ示スハ勾引狀ヲ執行スルニ當リテ之ヲ被告人ニ示スト同シク其ノ令狀ノ正當ナルコトヲ知ラシムルニ在リ。

第百四條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ其ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

字解 謄本(二〇條字解參照)

釋義 本條ハ被告人ノ勾引狀及勾留狀ノ謄本請求權ヲ規定シタルモノナリ、勾引狀ノ執行ニハ前條ニ從ヒ單ニ勾引狀ノ原本ヲ被告人ニ示シテ其ノ正當ナル勾引狀ナルコトヲ了知セシムルニ足ルト雖被告人ニ於テハ單ニ勾引狀ヲ示サレタルノミニテ満足セスシテ其ノ謄本ノ下付ヲ欲スル者アラン、而シテ勾引狀及勾留狀モ裁判書ノ一種ナルヲ以テ其ノ謄本ノ下付ヲ禁スヘキ理由ナシ、殊ニ勾留ニ付テハ被告人ニ對シ抗告竝取消又ハ變更ノ請求ヲ爲スコトヲ許スヲ以テ(四五七條四七〇條)其ノ下付ノ必要存スルモノトス、故ニ勾引狀及勾留狀ノ執行ニ當リ被告人ヨリ其ノ謄本ノ請求アリタルトキハ之ヲ執行シタル司法警察官吏ニ於テ其ノ謄本ヲ下付スヘキモノト爲シタリ、但シ監獄官吏カ勾留狀ヲ執行シタルトキハ其ノ監獄官吏ニ於テ被告人ノ請求ヲ待テ下付スヘキヤ勿論ナリ、執行者ニ於テ被告人ノ請求ニ因リ謄本ノ下付ヲ爲シ得ルハ執行ノ際ニ限ルヘク執行後勾引狀及勾留狀カ裁判所ニ送付セラレタル以後ニ於テハ被告人ハ五三條ノ手續ニ從ヒ其ノ交付ヲ請求セサルヘカラス、本條ニ從ヒ勾引狀及勾留狀ノ交付ヲ請求スル

場合ハ五三條ノ例外ナルヲ以テ費用ノ納付ヲ要セサルヘシ。

第百五條 軍服用ノ廳舎又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テ

ハ廳舎若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍服用ノ廳舎又ハ艦船ノ外ニ在リテ現ニ勤務ニ從事スル軍人、軍屬又ハ陸軍海軍所屬ノ學生

徒ニ對シテ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾

引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

字解 軍服用ノ廳舎 トハ陸海軍所屬ノ官廳及兵舎ヲ謂フ。

軍服用ノ艦船 トハ軍艦及軍服用ノ汽船ヲ謂フ。

軍人 トハ陸海軍ノ軍人ヲ總稱スルモノニシテ陸海軍ノ高等武官、候補生、準士官及下士

卒ヲ謂フ。

軍屬 トハ陸海軍文官、同待遇者及陸海軍ノ勤務ニ服スル者ヲ謂フ。陸軍刑法一四條、海

軍刑法一〇條)

釋義 一 本條ハ軍服用ノ廳舎又ハ艦船内ニ在ル者及軍人、軍屬ニ對シ勾引狀及勾留狀ヲ執行

スル場合ノ規定ナリ、軍服用ノ廳舎又ハ艦船内ニ在ル者及軍人、軍屬等ニ對シテモ勾引狀又ハ勾

留狀ヲ執行スルコトヲ得ルハ勿論ナリト雖軍服用ノ廳舎又ハ艦船内ハ軍機上ノ理由ニ依リ司

法警察官吏ト雖隨意ニ立入ルコトヲ許スヘキモノニ非ス、又軍人、軍屬ノ如キモ同一ノ理由ニ依

リ直接ニ執行スルハ公益ニ害アルヲ以テ斯ル者ニ對シテモ特別ノ方法ヲ設クルノ必要アリ、本

條ハ其ノ必要ニ依リ設ケタル規定ニシテ左ノ執行方法ニ依ルヘキモノトス。

(一) 軍服用ノ廳舎又ハ艦船ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳

舎若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘキモノト

ス、軍服用ノ廳舎又ハ艦船ニ在ル者トハ現ニ其ノ廳舎又ハ艦船ニ在ル者ノ意義ニシテ其ノ

者ノ身分ハ軍人タルト非軍人タルトハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ通常人カ逃亡シテ一時軍事

用ノ廳舎又ハ艦船内ニ潛伏シ居ル場合モ茲ニ包含スルモノトス。

(二) 軍服用ノ廳舎又ハ艦船外ニ在リテ現ニ勤務ニ從事スル軍人、軍屬又ハ陸海軍所屬ノ學生

生徒ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ

者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘキモノトス、故ニ軍人、軍屬等ト雖軍服用ノ廳

舎又ハ艦船内ニ居ルトキハ(一)號ノ規定ニ依リテ執行スヘシ、前號ハ執行ノ場所カ軍服用ナ

ルニ出テ、本號ハ執行スヘキ者カ軍事ニ關係スル爲ニ特別ノ取扱ヲ爲スモノナリ。

二 本條第二項ニ屬スル者ハ軍人、軍屬又ハ陸海軍所屬ノ學生、生徒ニシテ其ノ者ニ對スル裁

判權ハ軍法會議ニ屬シ(陸海軍軍法會議法各一條、陸海軍刑法各八條)通常裁判所ハ其レニ對シテ

裁判權ヲ有スルコトナシ、本條第一項ニ屬スル者モ多クハ軍人、軍屬又ハ陸海軍所屬ノ學生、生徒

ナルヘク其レニ對スル裁判權モ同様ナリ、故ニ通常裁判所ハ斯ル者ニ對シテ公訴ヲ受ケタルト

キハ裁判權ヲ有セサルモノトシテ公訴棄却ノ判決ヲ言渡スヘク(三六四條一號)内容ニ立入りテ有罪ノ判決ヲ爲シ得サルヤ論ヲ俟タス然レトモ判決ヲ爲スニハ公判廷ニ於テ審理ヲ爲スコトヲ要シ公判廷ニ於ケル審理ハ原則トシテ常ニ被告人ノ出頭ヲ要シ公訴棄却ノ判決ヲ言渡スヘキ場合ト雖被告人欠席ノ儘審理判決ヲ爲シ得サルモノトス從テ通常裁判所ハ斯ル者ニ對シテ公訴ヲ受ケタルトキハ實體的裁判權ヲ有セサルモ仍ホ審理判決ヲ爲スヘキ形式裁判ヲ爲ス必要上裁判權ヲ有セサル者ニ對シテモ勾引又ハ勾留ヲ爲ササルヘカラサル場合アリ又特ニ之ヲ禁止スヘキ理由ナシ本條ハ斯ル前提ノ下ニ設ケラレタル規定ニシテ反面裁判權ヲ有セサル者ニ對シテ通常裁判所ハ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトアルヘキコトヲ認メタルモノトス

第六條 裁判長ハ必要アルトキハ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得被告人

正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十

九條ノ期間ハ其ノ場所ニ引致シタル時ヨリ之ヲ起算ス

釋義 本條ハ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スル規定ナリ召喚ハ裁判所ニ出頭ヲ命スルヲ原則トス然レトモ捜査又ハ檢證等ノ場合ニハ被告人ヲシテ指定ノ場所ニ出頭セシムルヲ便益トス本條ハ斯ル必要ニ應スル爲設ケタル規定ニシテ必要アルトキハ裁判長ヲシテ裁判所以外ノ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得セシメタリ此ノ場合被告人カ故ナク之ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發シ指定ノ場所ニ勾引スルコトヲ得ルモノトス被告人ヲ

指定ノ場所ニ引致シタルトキハ四十八時間内ニ訊問スヘク其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ時間ノ經過ト同時ニ被告人ヲ釋放セサルヘカラス

第七條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ

最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得

釋義 本條ハ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スルニ當リ最寄ノ監獄ニ假留置ヲ許ス規定ナリ勾引狀ヲ執行シタルトキハ被告人ヲ指定ノ裁判所ニ引致スヘク勾留狀ヲ執行シタルトキハ被告人ヲ指定ノ監獄ニ引致シテ拘禁スヘキモノナレトモ遠隔ノ地ニ於テ執行シタルトキハ即日ニ指定ノ場所ニ被告人ヲ引致シ得サルコトアリ斯ル場合ニ於テハ護送ノ途中公力ヲ用キテ留置スル必要アリ留置ヲ爲スニハ最寄ノ監獄ニ假留置スルヲ以テ最モ安全ニシテ便宜ト爲スヲ以テ本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニセリ

第八條 勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留

置スルコトヲ得

釋義 本條ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ監獄ニ留置スル場合ノ規定ナリ勾引狀ノ效力ハ被告人ヲ裁判所ニ引致又ハ送致囑託ノ場合シタル時ヨリ四十八時間存續セシメ得ルヲ以テ裁判所ニ於テ其ノ期間勾引狀ノ效力ヲ存續セシメントセハ被告人ヲ裁判所ニ留置セサルヘカラス然レトモ場合ニ依リテハ裁判所ノ留置ハ不便ナルコトアリ本條ハ斯ル場合ニ應スル爲特

ニ設ケタル規定ニシテ必要ナルトキハ勾引狀ニ依リ引致シタル被告人ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得セシメタリ、蓋監獄ノ留置ハ最モ安全ナルヲ以テナリ。

第九條 勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行ス

ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ニ關スル書類ハ執行ヲ指揮シタル檢察其ノ他ノ官署ニ之ヲ差出スヘシ

勾引狀ノ執行ニ關スル書類ヲ受取りタル檢察其ノ他ノ官署ハ被告人ノ引致セラレタル年月日時

ヲ勾引狀ニ記載スヘシ

釋義 本條ハ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタル場合ニ關スル規定ナリ、

第一、勾引狀及勾留狀ニ共通ノ手續、

(一) 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ命セラレタル司法警察官吏又ハ監獄官吏在監者ニ對スル勾留狀執行ノ場合ハ執行ノ可能ナリシト否トニ拘ラス勾引狀又ハ勾留狀ニ左ノ法定ノ記入ヲ爲シ之ニ記名捺印ヲ爲スコトヲ要ス。

(イ) 勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタル場合ハ(1)執行ノ場所、(2)執行ノ年月日時ヲ記載スヘク

(ロ) 勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スルコト能ハサル場合ハ其ノ事由ヲ記載スヘシ。

(二) 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ニ關スル書類ハ執行ヲ指揮シタル檢察其ノ他ノ官署急速ヲ要スル場合ノ指揮者タル裁判長、受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事ニ差出ササルヘカラス。

第二、勾引狀ニ特有ノ手續、勾引狀ノ執行ニ關スル書類ヲ受取りタル檢察其ノ他ノ官署ハ裁

判所又ハ指定ノ場所ニ被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引狀ニ記載スルコトヲ要ス、是

レ勾引シタル被告人ハ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ訊問(八九條)又ハ取調(九六條)ノ要ア

ルヲ以テ其ノ記載ヲ必要トシタルナリ、但シ九六條ノ送致ノ年月日時ノ記載ハ等シク必要ナ

レトモ本法ニ於テハ其ノ記載ノ手續ヲ缺如ス。

第一百條 檢察ハ裁判所ノ同意ヲ得テ勾留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄ニ移スコトヲ得

釋義 本條ハ被告人ノ移監ノ手續ヲ規定シタルモノナリ、被告人ノ勾留ハ勾留狀ニ指定シタル

監獄ニ於テ拘禁スヘク上訴ノ場合、上訴裁判所所在地ノ監獄ニ移送スル場合三九八條四五條

ノ外他ノ監獄ニ移送シ得サルヲ原則トス、然レモ被告勾留者ニ對スル他ノ被告事件カ別個ニ發

生スルカ若ハ他人ノ被告事件ニ關シ被告勾留者ヲ他ノ管轄地ニ於テ取調アル必要アル場合アリ、

此等ノ場合ニ移監ヲ爲シ得サルモノトモハ總テ囑託ノ手續ニ依リテ取調ヲ爲スヘク、直接

ノ訊問ヲ爲シ得サルコトト爲リ不便尠カラス、故ニ此等ノ必要ニ應スル爲本條ニ移監ノ手續ヲ

認メタリ、移監ハ檢察ノ指揮ニ依リテ之ヲ爲スヘク、檢察カ移監ノ指揮ヲ爲スニハ裁判所ノ同意

ヲ得サルヘカラス、裁判所カ事件ノ取調ニ障害ヲ來ササル限りハ移監ニ同意ヲ表スヘキハ勿論

ナルモ之ニ因リテ事件ノ取調ヲ遅延スル虞アル場合ハ移監ニ關スル檢察ノ申出ヲ拒絕スルコ

トヲ得ヤシ。

第百十一條 勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得勾引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

釋義 本條ハ勾留及留置セラレタル被告人ト他人トノ接見及書類若ハ物ノ授受ニ關スル一般原則ヲ規定シタルモノナリ、勾留狀又ハ勾引狀ニ依リ被告人ヲ監獄ニ拘束スルモ特ニ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル等ノ企テ爲スニ非サレハ徒ラニ他人トノ接見及書類若ハ物ノ授受ヲ禁止又ハ制限スヘキモノニ非ス、故ニ斯ル特別ノ場合ニ付テハ本法並監獄法及其ノ他ノ法令ニ依リ明文ヲ以テ制定スヘク斯ル禁止又ハ制限ナキ範圍内ニ於テハ原則トシテ他人トノ接見及書類若ハ物ノ授受ハ自由ナリトス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、本法ハ次條ニ於テモ之ヲ禁止シ場合ヲ規定シ、監獄法及監獄法施行規則ハ其ノ取締ニ付規定セリ、(監獄法四五條以下、監獄法施行規則二二〇條以下)

第百十二條 裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人トノ授受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閲シ、其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得但シ種食ハ其ノ授受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

釋義 本條ハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見及書類若ハ物ノ授受ニ關スル一般原則ハ例外ヲ規定シタルモノナリ、勾留セラレタル被告人ト雖原則トシテハ他人トノ接見及書類若ハ物ノ授受ヲ禁スヘキモノニ非サルコト前條説明ノ如シ、然レトモ他人ト通謀ノ結果罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル如キ場合ニ於テハ相當ノ取締方法ヲ講スルニ非サレハ、訴追ノ目的ヲ達成シ得サル虞アルヲ以テ以上ノ原則ニ對シテ、例外ヲ設ケタリ。

- (一) 被告人ト他人トノ接見ヲ禁スルコト
 - (二) 被告人ト他人トノ授受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閲スルコト
 - (三) 物件ニ付他人トノ授受ヲ禁スルコト
 - (四) 以上ノ物件ヲ差押フルコト
- 爲スコトヲ得ス。

裁判所ハ以上(一)乃至(四)ノ制限方法ニ付必要ニ應シ全部若ハ其ノ内ノ一又ハ數個ヲ隨意選擇シテ之ヲ命スルコトヲ得、裁判所カ以上ノ制限中(二)ノ制限方法ヲ被告人ニ命シタルトキ、裁判所自ラ檢閲ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ檢事ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。

第百十三條 勾留ノ期間ハ二月トス、特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

ノ被告人ヲ勾留狀ニ因リテ勾留スルハ訴訟ノ目的ノ遂行上止ムヲ得サルニ出テタルナリ故
 勾留ノ被告人ニ對シテハ審理ヲ迅速ニシ未決勾留日數ノ短縮ヲ圖ラサルヘカラス本法ハ通常
 ノ事件ハ迅速ニ之カ審理ヲ爲スニ於テハ二個月以内ニ完結シ得ヘキコトニ鑑ミ勾留狀ノ效力
 ノ存續期間ヲ執行後二個月ト限定セリ故ニ新ニ勾留狀ヲ發スルニ非サレハ二ヶ月ノ期間ノ經
 過ト共ニ勾留ノ效力消滅シ勾留シタル被告人ハ當然之ヲ釋放セサルヘカラス而シテ新ニ發シ
 タル勾留狀ノ效力モ執行後二個月ノ經過ニ因リ其ノ效力ヲ喪失スルヲ以テ仍ホ特ニ繼續シテ
 勾留スルノ必要アル場合ニ於テハ更ニ決定ヲ以テ勾留ノ更新ヲ爲ササルヘカラス其ノ後ノ手
 續ニ付テモ亦同様ナリトス。

第百十四條 勾留ノ原因消滅シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ勾留ヲ取消スヘシ

字解 勾留ノ原因消滅シタルトキ 勾留ノ目的ハ主トシテ被告人カ逃亡、晦跡シ若ハ隠
 蔽ノ避滅ヲ爲ス虞アルトキ之ヲ防止スル爲ニ存スルヲ以テ當然其ノ虞ナキニ至リタル
 トキハ勾留ノ原因消滅シタルモノナリ。

釋義 本條ハ勾留ノ取消ニ關スル規定ナリ前條說明ノ如ク自由ハ最モ尊重セサルヘカラス然
 ルニ被告人ヲ勾留スルハ其ノ逃亡、晦跡及證據湮滅ヲ防止スル爲訴訟ノ進行上止ムヲ得サルニ
 出テタルモノナリ故ニ勾留ノ原因消滅シ裁判所カ其ノ勾留ヲ必要ナシト認メタルトキハ一日
 半時モ其ノ效力ヲ存續セシムヘキ理由ナキヲ以テ前條ノ期間内ト雖直ニ取消ノ途ニ出テサル

ヘカラス本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニスル爲設ケタル規定ニシテ斯ル場合ニ於テハ裁判所ハ單ニ
 取消ヲ爲スヘキ權利ヲ有スルノミナラス一面必ス之カ取消ヲ爲ササルヘカラス義務ヲ負フ
 モノナリ勾留取消ノ裁判ノ形式ハ決定ナリトス舊法ニ於テハ勾留ノ取消ニ付テハ罰金以下ノ
 刑ニ該ル場合ノ外明文ナキヲ以テ裁判所カ一般ニ勾留ノ取消ヲ爲シ得ルヤ否ニ付大ニ議論ノ
 存スル所ナリシカ本法ハ明文ヲ設ケテ舊法ノ缺點ヲ補ヘリ。

第百十五條 勾留セラレタル被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者、

被告人ノ屬スル家ノ戸主若ハ辯護人ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

字解 法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者、戸主(三九條字解參照)
 辯護人(七五條字解參照)
 保釋 トハ被告人其ノ他ノ者(法律上一定シタル)ノ請求ニ依リ保證ヲ立ツルコトヲ條件
 トシテ勾留狀ノ執行ヲ停止スルヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ保釋請求權者ヲ規定シタルモノナリ勾留ノ原由消滅シタルトキハ勾留ヲ取
 消シ全然勾留狀ヲ發セサル以前ノ狀態ニ回復スヘキモノナルコトハ前條說明ノ如シ然レトモ
 事案ニ依リテハ未タ全然勾留ノ原因消滅シタリトハ爲シ得サルモ事件審理ノ結果最初ニ必要
 ナリシ勾留モ最早強テ之ヲ繼續スル必要ナキニ至ルコトアリ斯ル場合ニハ勾留ノ效力ヲ停止
 スルヲ便宜トス本法ハ勾留停止ニ關シテ保釋、責付及住居ノ制限ヲ認ム、保釋ハ請求ニ依リ勾留

狀ノ效力ヲ停止スルモノニシテ責付及住居ノ制限ハ職權ヲ以テ勾留狀ノ效力ヲ停止スルモノナリ。

二 保釋請求權者ハ八者アリ、即チ左ノ如シ

(一) 勾留セラレタル被告人、

(二) 法定代理人、

(三) 保佐人、

(四) 直系尊屬(親等ニハ制限ナシ)

(五) 直系卑屬(親等ニハ制限ナシ)

(六) 配偶者、

(七) 被告人ノ屬スル家人ノ戶主、

(八) 辯護人、

舊法ニ於テハ保釋請求權者ヲ被告人及法定代理人ノミニ止メタルモ(舊刑訴一五〇條)狭キニ失スルノ嫌アリ、右(二)乃至(七)ノ者ハ被告人ノ近親者ニシテ被告人ノ利益ヲ圖ル地位ニ在ルノミナラス、被告人ノ拘束セララルト否トハ直接又ハ間接ニ利害ノ關係ヲ有スル者ナリ、又辯護人ノ如キハ被告人ノ利益ヲ擁護スル地位ニ在ルモノナルヲ以テ此等ノ者ニモ保釋請求權ヲ擴張スルハ被告人ノ人權擁護ノ上ニ必要ナリト認メ本法ハ其ノ請求權者ヲ以上ノ範圍ニ擴張シタルモノナリ

第百十六條 保釋ノ請求アリタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

字解

保證金

保釋保證金トハ勾留セラレタル被告人ノ勾留ノ停止ヲ求ムル保證ノ爲

其ノ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ提供スル金錢ニシテ保釋取消アリタルトキ其ノ全部又ハ一部ヲ沒取セララルコトアル性質ノモノナリ(一九條)

釋義 本條ハ保釋ノ裁判ニ關スル規定ナリ、即チ左ノ如シ。

第一、保釋ノ裁判ハ勾留セラレタル被告人ノ事件カ現ニ繫屬スル裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ爲スヘキモノトス、第一審裁判所タルト控訴裁判所又ハ上告裁判所タルトハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ事件カ上告審ニ繫屬スルトキハ大審院ニ於テモ保釋ノ決定ヲ爲スヲ得ヘシ。

第二、保釋ノ決定ニハ保證金額ヲ定ムルコトヲ要ス、保釋ハ責付ト異リ保證ヲ立ツルコトヲ條件トシテ勾留ノ效力ヲ停止スルモノナルヲ以テ其ノ決定ニ保證金額ヲ明示スルニ非サレハ之カ執行ヲ爲スニ由ナケレハナリ。

第三、裁判所ハ保釋ヲ許スニ當リテ保證金ノミニテ被告人ノ出頭ヲ確保シ得サルモノト思料

スルトキハ保釋決定中被告人ノ住所ヲ制限スル條件ヲ付スルコトヲ得ルモノトス。
第百十七條 保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ納メシメタル後之ヲ執行スヘシ

檢事ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ納ムシムルコトヲ得

檢事ハ有價證券又ハ裁判所ノ管轄地内ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ充分ナル資産ヲ有スル者ノ差
出シタル保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得

保證書ニハ保證金額及何時ニテモ其ノ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘシ

字解 有價證券 トハ證券面ニ表示セラレタル財産權ノ移轉及行使ニ該證券ノ占有ヲ

必要トスル文書ヲ總稱ス例ヘハ公債證券官府ノ證券及會社ノ株券ノ如キ是レナリ

保證金(一一六條字解参照)

保證書 トハ保證金ニ代ルモノニシテ何時ニテモ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載シタル書
面ヲ謂フ。

釋義 本條ハ保釋決定ノ執行ニ關スル規定ナリ保釋ノ決定ヲ執行スル者ハ保釋ノ決定ヲ爲シ
タル裁判所ノ檢事ニシテ保釋決定ニ記載シタル金額ヲ保釋請求者ニ納付セシメタル後ニ執行
スヘキヲ原則トス但シ該原則ニハ次ノ二個ノ例外アリ即チ左ノ如シ。

(一) 檢事ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得第三者ヲシテ保釋
保證金ヲ納メシムルヲ得ルヤ否ニ付テハ從來議論ノ存スル所ナリ本法ニ於テハ保釋請求

者ノ範圍ヲ被告人以外ニ擴張シ一面被告人以外ノ保釋請求者ニモ保證金納付權ヲ認メタ
ル以上ハ更ニ其ノ範圍ヲ擴張シテ廣ク第三者ト爲スモ理論上必スシモ實害アリト謂フヲ
得サルヲ以テ其ノ取捨ハ執行者タル檢事ニ一任シ廣ク第三者ノ保證金納付ヲ認メ從來ノ
議論ヲ根絶シタリ。

(二) 檢事ハ有價證券又ハ保證書ヲ保釋請求者ヨリ差出サシメテ保證金ニ代フルコトヲ得保

釋請求者ノ差出シタル有價證券又ハ保證書ハ裁判所ノ命シタル保證金ニ相當スルヤ否ノ

判斷ニ付テハ一ニ執行官タル檢事ニ一任セリ但シ保證書ハ裁判所管轄内ニ住居シ保證金

ヲ納ムルニ充分ナル資産ヲ有スル者ノ届出テタル保證書ナラサルヘカラス而シテ保證書

ニハ保證金額及何時ニテモ其ノ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘキモノトス保證金ノ代用

タル有價證券又ハ保證書ハ必スシモ保證金全部ニ代ルモノタルコトヲ要セス保證金ノ一

部ニ代用物ヲ用ウルコトヲ得ヘシ故ニ檢事ニ於テ相當ト認メタルトキハ保證金ノ一部ハ

現金一部ハ有價證券一部ハ保證書ヲ以テ差出サシムルコトヲ得ヘシ。

第百十八條 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告人ヲ親族其ノ他ノ者ニ責

付シ又ハ被告人ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨

書面ヲ差出サシムヘシ

字解 責任付トハ、裁判所カ職權ニ依リ被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ被告人ノ出頭ヲ保
 證セシメテ勾留ノ執行ヲ停止スルヲ謂フ。同部ニテ責任付トハ被告人モ出頭シムルヘキ旨
 釋義 一 本條ハ責任付及被告人ノ住居制限ニ依リ勾留ノ執行ヲ停止スル規定ナリ、裁判所カ被
 告人其ノ他ノ者ノ請求ニ依リ勾留ノ執行ヲ停止スル場合ハ保釋ニシテ既ニ第一五條以下ニ
 於テ説明シタル所ナリ、而シテ本法ハ被告人ノ勾留ノ執行停止ニ付テハ保釋ノ外責任付及被告人
 ノ住居制限ノ方法ヲ設ク、此ノ兩者ハ共ニ裁判所カ職權ヲ以テ爲スモノナレトモ前者ハ被告人
 ノ親族其ノ他ノ者ヨリ保證ヲ差出サシムルニ反シ後者ハ單ニ被告人ノ住居ヲ制限スルノミ
 止メ他ニ何等ノ手續ヲ要セサルナリ。

二 第一 責任付ヲ爲ス手續、責任付ヲ爲ス手續左ノ如シ。

- (一) 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ形式ニ依リ職權ヲ以テ裁判ヲ爲スコト、其ノ裁量ニ依
 リ決定ノ内容トシテ被告人ヲ親族其ノ他ノ者ニ責任付スル旨ヲ記載スルコト、當スル金
 被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムル旨ヲ書面ヲ
 差出サシムルコト、保釋ノ場合ノ保證金ハ保釋カ取消サレタルトキハ全部又ハ一部ヲ沒取
 セラルルコトアルモ、責任付ノ場合ノ引受ニ付テハ單ニ被告人ノ出頭ノ義務ヲ負ハシメタル
 ニ過キスシテ責任付カ取消サルルモ責任付ノ引受人ニ對シ特別ノ制裁アルコトナシ。
- 三 第二 住居制限ニ關スル手續、被告人ノ勾留ハ保釋、責任付ノ方法ニ依リ通常其ノ執行ヲ

停止スルヲ得ヘキモ被告人ノ内ニハ時ニ勾留ヲ繼續スルニ及ハサル事情アルニ拘ラス保
 證人ヲ有セサル者アリ、又引受人ヲ有セサル者アリテ以上二者ノ方法ノミニテハ手續上勾
 留ノ執行ヲ停止スルヲ得サル者アラン、故ニ本法ハ斯ル者ニ對シテモ必要ニ應シ勾留ノ執
 行ヲ停止スルヲ相當ト認メ從來採用シタル保釋、責任付ノ外ニ本號ノ手續ヲ採用スルニ至
 タルナリ、住居ノ制限ノ裁判ヲ爲スニ付テモ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ形式ニ依リ
 職權ヲ以テ爲スヘキモノニシテ決定ノ内容トシテハ被告人ノ住居ヲ一定ノ場所ニ制限ス
 ル外他ニ條件ヲ付スルコトナシ。

第百十九條 被告人逃亡シタルトキ、逃亡スル處アルトキ、召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭

セザルトキ、罪證ヲ湮滅スル處アルトキ又ハ住居ノ制限ニ違反シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ意
 見ヲ聽キ決定ヲ以テ保釋、責任付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取
 スルコトヲ得、責任付ノ場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取
 保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシ
 テ出頭セス又ハ逃亡シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取ス
 事ヘシ

字解 沒取 トハ國家カ強制的ニ私人ニ屬スル物ヲ國庫ニ歸屬セシムルヲ謂フ、沒收ト
 第一編 總 則 第九章 被告人ノ召喚引及勾留(第百十九條) 三九

其ノ效果ニ於テ同一ナルトモ沒收ハ附加刑ニシテ刑法上ノ制裁ナルニ反シ沒收ハ單ニ刑事訴訟法上特ニ設ケタル制裁ニ過キスシテ刑法ニ所謂刑ニ非サルナリ。

釋義 一 本條ハ保釋責付及被告人ノ住居ヲ制限シタル勾留執行停止ノ決定ノ取消ニ關スル

規定ナリ保釋責付及被告人ノ住居ヲ制限シタル勾留停止ノ取消ハ被告事件繫屬ノ裁判所ニ於テ其ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノニシテ其ノ取消ニ付テハ左ノ原因ノ一アルニトテ要スルモノトス。

(一) 被告人逃亡シタルトキ、責付又ハ保釋ノ條件ニ違反スルコトモ

(二) 被告人逃亡スル虞アルトキ、又ハ保釋ノ條件ニ違反スルコトモ

(三) 被告人召喚ヲ受テ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキ、或モ受テ五箇ノ事由ナクシテ出頭

(四) 罪證ヲ灌漑スル虞アルトキ、

(五) 住居ノ制限ニ違反シタルトキ、但シ(五)ノ原因ハ責付ノ取消ニハ適用ナク、併シトナレハ

住居ノ制限ハ責付ノ内容ヲ爲スモノニ非サレハナリ、故ニ該號ノ適用アルハ保釋ノ決定ニ

住居ノ制限ノ内容トシタル場合及住居ヲ制限シタル勾留ノ執行停止決定ノ場合ニ限ルモ

ナリト謂ハサルヘカラス。

(一) 號乃至(四)號ノ原因生スルトキハ新ニ勾留ノ原因ヲ爲スモノニシテ勾留ノ執行停止ヲ許シ

タル通旨ニ反スルヲ以テ勾留執行停止決定ニ共通スル取消原因ト爲シタルナリ。

二 執行停止取消ノ效果、保釋責付及被告人ノ住居ヲ制限シタル勾留ノ執行停止ノ決定ノ

取消アリタルトキハ執行停止以前ニ發セラレタル勾留狀ハ當然其ノ效力ヲ復活スルコトト爲

リ新ニ勾留狀ヲ發スルコトナク勾留狀ノ效力ニ基キ被告人ヲ拘束シ得ルニ至ルモノトス、此ノ

場合ニ於テ發シタル勾留狀ノ效力ニ關スル二月ノ期間ハ停止以前ニ執行シタル日ト取消

後執行シタル日ト通算シテ計算スヘキモノトス、而シテ之カ通算ヲ爲スニハ發シタル日ハ時

間ニ拘ラス一日トシテ計算スヘキモノトス、然ラサレハ停止決定ニ基キ勾留狀ノ效力ヲ最終

ヨリ除外スルヲ以テ妥當ノ計算法ナリト信ス、然ラサレハ停止決定ニ基キ勾留狀ノ效力ヲ最終

日ニ出監シタル如キ場合ニハ取消決定アルモ發シタル勾留狀ノ效力トシテ執行シ得サル奇觀ヲ呈

スヘカレハナリ、勿論此ノ場合ニ於テハ取消後ノ勾留ノ執行ハ發シタル勾留狀ノ效力ニ依ルヘキモ

勾留狀ノ效力ノ存續期間ハ執行ノ當日限リナルヲ以テ仍ホ勾留ヲ繼續セントセハ勾留ヲ更新

セサルヘカラス。

三 保釋保證金ヲ沒取シ得ヘキ場合、保釋保證金ヲ沒取シ得ヘキ場合左ノ如シ。

(一) 保釋ヲ取消スル場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ保釋保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スル

コトヲ得、保釋ノ保證金ハ其ノ取消ノ原因ノ發生セサルコトヲ確保スル爲ニ差出スモノナル

ヲ以テ取消ヲ受ケタルトキハ保證金沒取ノ制裁ハ性質上當然ニ生スル效果ナリト謂ハサル

ヘカラス。

第一編 則 第九章 被告人ノ召喚引及勾留(第一百九條)

(二) 保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決ノ確定後執行ノ爲召喚ヲ受ケタル場合 (イ) 正當ノ事由ナシテ出頭セス又ハ (ロ) 逃亡シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ勾留狀ノ效力ハ事件ノ確定裁判ト同時ニ消滅スルモノナルヲ以テ勾留ノ效力ヲ停止スヘキ保釋ノ決定效力モ確定判決ト同時ニ消滅ニ歸スルヲ論ヲ俟タス從テ確定判決後刑ヲ執行ニ應セストスルモ保釋ノ取消ヲ爲シ得サルハ勿論前項ニ從テ保釋保證金ヲ沒取スルニ由ナシ然レトモ判決確定迄勾留ノ效力ヲ存續セシムルニ於テハ斯ル結果ヲ生セサルヘキハ當然ニシテ斯ノ如ク刑ヲ執行ヲ困難ナラシムルニ至リタルハ主トシテ保釋ヲ許シタルニ基因スルモノト爲スヘキニ依リ被告人カ保釋中審判ニ應セザリシ場合ト其ノ取扱ヲ異ニスヘキ理由ナク特ニ斯ル場合ハ舊法ノ下ニ頻々生シタルニ拘ラズ以テ保證金ニ對シテ何等ノ制裁ヲ行使シ得サル弊アリシヲ以テ本法ニ於テハ此ノ場合ヲ保釋中ニ審判ニ應セザリシ場合ト同一ニ取扱ヒ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取シ得ルコトト爲シテ之ヲ便宜ニ適シタル改正ナリト謂ハサルヘカラス

第二百二十條 勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ檢事ハ沒取ニ係ラサル保證金ヲ還付スヘシ

釋義 一、本條ハ沒取ニ係ラサル保證金還付ニ關スル規定ナリ保釋ノ決定カ其ノ效力ヲ喪失スルハ左ノ三個ノ場合ニ生スルモノトス

(一) 勾留取消サレタルトキ (二) 勾留ノ原由消滅シタルトキハ裁判所ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ (三) 四條故ニ保釋中ト雖單ニ勾留ノ效力カ停止セララルニ過キスシテ尙ホ勾留存續シ居ルヲ以テ保釋中ノ被告人ニ對シテモ勾留ノ原由消滅シタルトキハ之カ取消ヲ爲シ得ヘキヲ論ヲ俟タス而シテ保釋ハ勾留ノ效力ヲ停止スルモノナルヲ以テ其ノ根柢タル勾留カ取消サレタル以上ハ保釋ノ決定モ當然其ノ效力ヲ喪失スルモノト謂ハサルヘカラス

(二) 保釋取消サレタルトキ (一) 號シテ保釋ノ效力モ亦當然其ノ效力ヲ喪失スルニ至ルヘシ (二) 勾留狀ノ效力消滅シタルトキ 其例ハハ事件ニ付確定裁判アリタルトキノ如シ勾留狀ノ效力消滅シタルトキ (一) 號シテ保釋ノ效力モ亦當然其ノ效力ヲ喪失スルニ至ルヘシ

(三) 前項(一)乃至(三)ノ場合ハ何レモ其ノ原由ノ發生ト同時ニ保釋ノ效力ヲ喪失スルニ至ルヲ以テ檢事カ保釋ノ爲ニ納付セシメタル保證金モ之ト同時ニ保留ノ原因ヲ喪失スヘシ故ニ斯ル場合ニ於テハ檢事ハ沒取ニ係ラサル保證金ハ納付者ニ之カ還付ノ手續ヲ爲ササルヘカラス前項(一)ノ場合ハ保證金沒取ノ規定存セサルヲ以テ全部ノ保證金ヲ還付スヘシ (二)ノ場合ハ一九條二項ニ依リ保證金沒取セララルトアルヲ以テ其ノ還付ハ全然沒取セラレサルカ一部ノミ沒取セララル場合ニ生スヘシ (三)ノ場合モ其ノ還付ハ一九條三項ノ規定ニ該當セサルカ又該當スルモ一部ノミ沒取セララル場合ニ生スヘシ

第二百一十一條 上訴提起期間内又ハ上訴中ノ事件ニ付勾留狀ノ期間ヲ更新シ、勾留ヲ取消シ又ハ保釋ヲ爲シ、責付ヲ爲シ、勾留ノ執行停止ヲ爲シ若ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テ訴訟記録原裁判所ニ在ルトキハ原裁判所其ノ決定ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ(一)勾留期間ノ更新(二)勾留ノ取消(三)保釋(四)責付(五)勾留ノ執行停止(六)保釋ノ取消(七)責付ノ取消及(八)勾留ノ執行停止ノ決定ヲ爲ス裁判所ヲ規定シタルモノナリ此等ノ決定ハ何レモ現ニ事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ之ヲ爲スヲ原則トス然レトモ判決ノ言渡ニ依リテ事件ハ其ノ裁判所ヲ離脱スルヲ以テ上訴提起期間中ノ事件ハ繫屬スル裁判所ナシ從テ斯ル場合ニ於テハ決定裁判所トシテ特別ノ裁判所ヲ指定スルニ非サレハ之カ決定ヲ爲スニ由ラシ又上訴アツタルトキハ事件ハ上訴裁判所ニ繫屬スル雖訴訟記録カ未タ原裁判所ニ在ルトキハ事實上上訴裁判所ニ於テ其ノ決定ヲ爲ス中ト不可能ナル場合多シ故ニ此等ノ場合ニ於テハ特別ノ裁判所ヲ指定スルノ要アリ本條ハ此ノ場合ニ付原裁判所ヲシテ之ヲ決定セシムルヲ適當ト認メ其ノ趣旨ノ規定ヲ爲セリ

第二百二十二條 豫審判事ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

釋義 一 本條ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ合議裁判所ハ公判又本位トシテ一般的规定ヲ設ケタルカ豫審判事ニ對シテモ公判裁判所ニ於ケル裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權限ヲ賦與スルノ必要アルヲ以テ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシタリ

二 豫審判事カ裁判所ト同一權限ヲ有スル場合左ノ如シ、

- (一) 召喚狀ヲ發シテ被告人ヲ召換スル權(八三條乃至八五條)
 - (二) 勾引狀ヲ發シテ被告人ヲ勾引スル權(八六條乃至八九條)
 - (三) 召喚狀ヲ發シテ被告人ヲ勾留スル權(九〇條九一條)
 - (四) 勾留セラレタル被告人ヲ移監スル場合ニ於テ檢事ニ對シテ同意ヲ與フル權(一一〇條)
 - (五) 勾留セラレタル被告人ニ對シ他人ト接見ヲ禁シ又他人ト授受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閱シ其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フル權(一一二條)
 - (六) 勾留ノ期間ヲ更新スル權(一一三條)
 - (七) 勾留ノ取消ヲ爲ス權(一一四條)
 - (八) 保釋ヲ爲シ、責付ヲ爲シ、勾留ノ執行停止ヲ爲シ若ハ之ヲ取消ス權(一一六條乃至一一九條)
 - (九) 保釋保證金ヲ沒取シ得ル權(一一九條)
- 以上ノ場合ニ於テ公判裁判所ノ爲ス裁判ハ總テ決定ノ方式ニ依リテ爲スヘキモノナレトモ豫審判事ノ爲ス裁判ハ命令ノ方式ニ依ルヘキモノトス從テ被告人カ以上ノ裁判ニ對シテ不服ヲ爲ス方法モ裁判所ノ爲シタル場合ハ抗告手續ニ依ルヘキモ(四五七條)豫審判事ノ爲シタル場合ハ裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ノ手續ニ依ルヘキモノトス(四七〇條)
- 三 豫審判事カ裁判長ト同一權限ヲ有スル場合左ノ如シ、

- (一) 三勾引ノ囑託ヲ爲ス權(九四條九五條)
- (二) 裁判所以外ノ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スル權及之ニ基ク勾引狀ヲ發スル權(二〇六條)

第二百二十三條 左ノ場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢事ハ勾引

狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

- 一 被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ
- 二 現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ
- 三 現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ
- 四 既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ
- 五 死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ
- 六 被疑者常習トシテ強盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ

字解 司法警察官(八〇條字解參照)

被疑者(五六條字解參照)

現行犯 トハ現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル犯罪ヲ謂フ。
(二三〇條)

釋義 一 本條ハ檢事ニ勾引狀ヲ發スルコトヲ許シタル場合ニ關スル規定ナリ。勾引狀ハ除

則トシテ判事ノ發スヘキモノナレトモ事實急速ヲ要シ然カモ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢事ニモ勾引狀ヲ發スル權ヲ與フルニ非サレハ訴追ノ目的ヲ達シ得サル場合アリ。本法ハ實際ノ經驗ニ鑑ミ斯ル場合ニハ一定ノ制限ヲ付シテ檢事ニモ自ラ勾引狀ヲ發スル權及他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令又ハ囑託シテ勾引狀ヲ發セシムル權ヲ與ヘタリ。

二 檢事ハ自ラ勾引狀ヲ發シ若ハ他ニ囑託シ又ハ命令シテ之ヲ發セシムルニハ左ノ六個ノ條件ノ一ニ該當スルコトヲ要ス。

(一) 被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ。此ノ場合被疑者ハ多ク浮浪者ニシテ直ニ勾引狀ヲ以テ拘束スルニ非サレハ訴追ヲ爲シ得サル虞アルヲ以テナリ。

(二) 現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ。現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ次條ノ手續ニ依ラシムルモ其ノ場所ニ在ラサルトキハ勾引狀ヲ發シテ引致スルコトト爲シタリ。

(三) 現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ。現行犯ノ取調ト同時ニ急速ニ共犯者ヲ取調フル要アルヲ以テナリ。

(四) 既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ。何レモ現ニ拘禁中ノ者ナルヲ以テ逃亡シタルトキハ直ニ拘禁スル必要アルヲ以テナリ。

(五) 死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ。此ノ場合ハ現行犯ニ準シ直ニ被疑者ヲ勾引セサレハ重大犯人ヲ逃走セシムル虞アルヲ以テナリ。

(六) 被疑者常習トシテ窃盜又ハ強盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ、強盜罪カ多少ノ接近シタル日時ニ於テ反覆シテ行ハレタル場合ヲ謂フモノニシテ斯ル常習者ハ直ニ勾引スルニ非サレハ更ニ強盜罪ヲ反覆スル危險アルノミナラス贓物等ヲ處分シ罪證ヲ湮滅スル虞アルヲ以テナリ。

第二百二十四條 檢事又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ犯人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ又ハ第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

一 檢事ハ司法警察官吏ニ犯人ノ逮捕ヲ命スヘシ必要アル場合ニ於テハ自ら之ヲ逮捕スルコトヲ得

二 司法警察官ハ直ニ犯人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ司法警察吏ニ命スヘシ

三 司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ犯人ヲ逮捕スヘシ

字解 現行犯(前條字解參照) 司法警察官吏(八〇條字解參照)

逮捕 本條ニ所謂逮捕ハ被疑者ヲ現實ニ捕縛スルヲ謂フ。

釋義 本條ハ檢事又ハ司法警察官吏カ其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯人ヲ知リタル場合ニ於ケル處分ヲ規定シタルモノナリ、即チ左ノ如シ。

第一、處分ヲ行フニ付テノ要件、檢事又ハ司法警察官吏カ其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アル

コトヲ覺知シタルトキハ一定ノ處分ヲ爲ササルヘカラサルモノナレトモ該處分行爲ヲ爲スニハ更ニ一定ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス、蓋無條件ニテ處分行爲ヲ許スニ於テハ人權蹂躪ニ陥ルコトアルヲ慮リ特ニ條件ヲ付スルニ至リタルナリ、其ノ條件左ノ如シ。

- (一) 犯人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ、住居及氏名ノ共ニ分明ナラサルトキハ勿論住居若ハ氏名ノ一方カ分明ナラサル場合モ之ニ該當ス、蓋此ノ場合ハ直接ノ處分行爲ヲ爲スニ非サレハ他日訴追シ得サル虞アル場合ヲ生スルヲ以テナリ、犯人其ノ場所ニ在ラサルトキハ前條ニ依リテ勾引狀ヲ發スヘク本條ノ處分ヲ爲スヲ得サルナリ。
 - (二) 現在ノ犯人定リタル住居ヲ有セサルトキ、
 - (三) 現在ノ犯人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ、
 - (四) 現在ノ犯人逃亡シ又ハ逃亡スル虞アルトキ、犯人逃亡スルモ誰何セラレテ逃亡シタル場合ノ如ク仍ホ現狀ニ在リタルモノト看做サル場合ヲ謂フ。
- 以上(二)乃至(四)ノ場合ハ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル要件ヲ具備スル場合ナルヲ以テ現行犯人ニ對シテハ直接ノ處分ヲ爲スヲ必要トスルコト勿論ナリ。

第二、處分方法、處分方法ハ檢事タルト、司法警察官タルト、司法警察吏タルトニ依リ差違アリ、左ニ區別シテ述フヘシ。

- (一) 檢事ハ (イ) 司法警察官吏ニ犯人ノ逮捕ヲ命スヘク (ロ) 必要アル場合ニ於テハ自ら

(一) 逮捕スルコトヲ得ルモノトス。
(二) 司法警察官ハ (イ) 直ニ犯人ヲ逮捕シ又ハ (ロ) 其ノ逮捕ヲ司法警察吏ニ命スヘキモ

(三) 司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ犯人ヲ逮捕スヘキモノトス、

第二百二十五條 現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得

犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ司法警察官吏ニ引渡スヘ

シ

字解 何人ト雖 一般通常人ヲ指稱シタルモノニシテ被害者ハ勿論何等犯罪ニ利害關

係ヲ有セサル路傍人ヲモ謂フ檢事司法警察官吏モ職務執行外ノ場合ハ本號ニ該當ス。

釋義 一 本條ハ通常人現行犯人ヲ逮捕シ得ル場合ニ關スル規定ナリ現行犯人カ其ノ現場ニ在ルトキ通常人ニ於テハ何等ノ條件ヲ付スルコトナク犯人ヲ逮捕シ得ルコトトセリ通常人ノ場合ハ特ニ條件ヲ付セサルモ人権蹂躪ヲ爲ス虞ナケレハナリ犯人現場ニ在ルトキハ現ニ其ノ場所ニ在ル場合ノ外一三〇條二項ノ規定ニ依リ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做サルル場合モ包含スルヤ論ナン前條ノ檢事又ハ司法警察官吏ノ處分ハ職務上當然爲ササルヘカラサル義務ナレトモ本條ノ通常人ノ處分ハ通常人ノ權利ニシテ特ニ爲ササルヘカラサル義務ニ非ス。

二 通常人現行犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ (一) 地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ (二) 司法警察官吏ニ引渡スヘキモノトス舊法ニ於テハ通常人現行犯人ヲ逮捕シタルトキ之ヲ引致又ハ引渡スヘキ者ヲ司法警察官吏ニ限定シタルモ(舊刑訴六〇條)本法ハ引渡ヲ受クヘキ者ノ範圍ヲ檢事ニ擴張シ其ノ不備ヲ補ヘリ。

第二百二十六條 司法警察吏現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取りタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官吏ニ引

致スヘシ

司法警察吏犯人ヲ受取りタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ヲ聽取ルヘシ必要

アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルコトヲ得

釋義 一 本條ハ司法警察吏カ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ受取りタルトキノ手續ヲ規定シタルモノナリ司法警察吏カ (一) 現行犯人ヲ逮捕スルハ一二四條ノ場合 (二) 現行犯人ヲ受取ルハ前條ノ場合ニシテ此等ノ場合ハ速ニ現行犯人ヲ司法警察官吏ニ引致スヘキモノトス但シ一二四條一號二號ノ場合ニハ一二八條ニ例外アリ。

二 司法警察吏カ通常人ヨリ現行犯人ヲ受取りタルトキハ (一) 逮捕者ノ氏名 (二) 住居及

(三) 逮捕ノ事由ヲ逮捕者ヨリ聽取ルヘク尙ホ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ警察吏所屬ノ官署ニ同行ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス。

第二百二十七條 司法警察官吏現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者

ヲ受取リタルトキハ即時訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遅クモ四十八時間内ニ書類及證據物ト共ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

字解 相當官署 トハ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事ノ外現行犯人ニ對シテ公訴權ヲ有スル官署ヲ謂フモノニシテ例ヘハ大審院ノ特別權限ニ屬スル犯人ナルトキハ大審院檢事ニ軍法會議ニ依リテ審判セラルル犯人ナルトキハ陸海軍ノ檢察官ナルカ如シ。

釋義 一 本條ハ司法警察官現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタルトキノ手續ヲ規定シタルモノナリ司法警察官カ (一) 現行犯人ヲ逮捕スルハ一二四條ノ場合 (二) 現行犯人ヲ受取ルハ一二五條ノ場合ニシテ此等ノ場合ニハ次ノ手續ヲ爲スヘキモノトス但シ一二四條第一號ノ場合ニハ一二八條ニ例外アルヲ以テ本號逮捕ノ場合ハ一二四條第二號ニ基キ司法警察官直ニ犯人ヲ逮捕シタル場合ノミヲ包含ス。

第一、即時訊問スヘキコト、
第二、訊問ノ結果留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘキコト、
第三、訊問ノ結果留置ノ必要アリト思料スルトキハ遅クモ四十八時間内ニ (イ) 書類及 (ロ) 證據ト共ニ之ヲ (一) 地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ (二) 相當官署ニ送致ノ手續ヲ爲スヘキコト、何レノ官署ニ送致スヘキヤハ司法警察官ニ於テ事案ニ依リ適宜判斷シテ之ヲ決

スヘキモノトス。

二 本條ニ於テ以上ノ外司法警察官カ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取リタル場合ニ付前項ノ説明ト同様ノ手續ニ依ルヘキ旨ヲ規定スレトモ本法ニ於テ司法警察官カ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取ル場合ハ一二三條ニ依リ司法警察官カ檢事ノ命令ニ基キ發シタル場合ノミニ限ラレ而シテ此ノ場合ニハ一二八條ノ例外規定アリテ前項説明ノ手續ニ依ルヲ得サルヲ以テ結局該規定ハ實用ヲ爲シ得サル無用ノ條項ナリト謂ハサルヘカラス惟フニ議會ニ提出セラレタル本法ノ草案ニ依レハ一二三條ノ急速ヲ要スル場合ニ於テハ司法警察官ハ檢事ノ命令ニ依ル外自ラ勾引狀ヲ發シ得タリシヲ以テ自ラ發シタル勾引狀ノ執行ニ依リ被疑者ヲ受取リタル場合ニハ本條ノ規定ニ依リ即時訊問シ釋放又ハ送致ノ手續ヲ爲スコトヲ得タリシモ司法警察官カ自ラ勾引狀ヲ發スル場合ノ條項ハ議會ニ於テ削除セラレ本法ノ如キ確定法文ト爲リタルヲ以テ斯ル結果ヲ生スルニ至リタルナリ。

第二百二十八條 司法警察官吏檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ラス速ニ之ヲ命令シタル檢事又ハ司法警察官ニ引致スヘシ

釋義 本條ハ司法警察官吏カ檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕又ハ司法警察官カ檢事ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ關スル手續規定ナリ司法警察官

吏カ檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕スルハ一二四條一號二號ノ場合ニ生スヘク司法警察官カ檢事ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發スルハ一二三條ノ場合ニ生スヘシ此等ハ何レモ檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ司法警察官吏カ行動シタル場合ナルヲ以テ自己ノ獨立ノ權限ニ基キ行動シタル場合ト同様ニ取扱フコトヲ得ス故ニ此ノ場合ニ於テハ司法警察官吏カ其ノ逮捕シタル犯人及勾引狀ノ執行ニ因リ受取りタル被疑者ヲ速ニ命令シタル檢事又ハ司法警察官ニ引致スヘキコトト爲シ前二條ノ規定ニ依ラサルコトトセリ。

第二百二十九條 檢事現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取リタルトキハ運ケトモ二十四時間内ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾留狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ勾留狀ヲ發シ速ニ公訴ヲ提起シ又ハ書類及證據物ト共ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ
檢事他ノ檢事ヨリ被疑者ヲ受取りタルトキハ前項ノ手續ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ
檢事他ノ檢事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ第一項ノ手續ニ依ラス速ニ之ヲ囑託シタル檢事ニ送致スヘシ

字解 相當官署(一)二七條字解參照)

釋義 一 本條ハ檢事カ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取りタル場合ニ關スル手續規定ナリ檢事カ (一)現行犯人ヲ逮捕スルハ一二四條一號ノ場合ニ生スヘク、(二)現行犯人ヲ受取ルハ一二五條、一二七條ノ場合ニ生スヘク、又 (三)勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取ルハ一二三條、一二八條及本條三項ノ場合ニ生スヘシ此等ノ場合ニハ檢事ハ左ノ手續ヲ爲スヘキモノトス。
第一、逮捕又ハ受取りタル時ヨリ少クモ二十四時間内ニ訊問スヘキコトトシ、又ハ管轄裁判所ニ對シ訊問ノ結果留置ノ必要アリト思料スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ヲ勾留狀ヲ求ムル能ハサルトキハ自ラ勾引狀ヲ發スルコト、故ニ檢事カ自ラ勾留狀ヲ發スル場合ハ檢事自ラ發スル場合ト同シク (イ)事件カ急速ヲ要スルコト (ロ)判事ノ勾留狀ヲ求ムル能ハサルコトノ二條件ヲ要スルモノニシテ事件カ急速ヲ要セサル場合及直ニ判事ニ請求シテ勾留狀ヲ求メ得ル場合ハ自ラ勾留狀ヲ發スルヲ得ス。
第四、檢事自ラ勾留狀ヲ發シタルトキハ速ニ公訴ヲ提起スルカ又ハ書類及證據物ト共ニ之ヲ (イ)管轄裁判所ノ檢事又ハ (ロ)相當官署ニ送致スル手續ヲ採ルコト、(ハ)故ニ檢事カ自ラ勾留狀ヲ發シタル以上ハ公訴ヲ提起スルカ事件ノ送致ヲ爲スカ必ス兩者其ノ一ニ出テサルヘカラス、勾留ノ效力ハ事件カ他管ニ送致セラレルモ存續スルモノトス。

二 検事前項ノ手續ニ依リ他ノ検事ヨリ被疑者ヲ受取リタルトキハ更ニ二十四時間内ニ訊問ヲ爲シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消シテ釋放スヘク然ラサル場合ニハ公訴提起ノ手續ヲ採ルヘキモノトス但シ自己ノ管轄ニ非スト認ムルトキハ更ニ管轄裁判所ノ検事又ハ相當官署ニ送致スルコトヲ得

三 検事モ一二三條ノ場合ニハ他ノ検事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シテ勾引狀ヲ發スルコトアリ此ノ場合ニハ自ラ獨立ノ權限ニ基キ勾引狀ヲ發シタル場合ト同一ニ取扱フコトヲ得サルヲ以テ速ニ被疑者ヲ囑託シタル検事ニ送致スルコトトシ第一項ノ手續ニ依ラサルコトトセリ送致ニ依リ被疑者ヲ受ケタル検事ハ勿論右第一項ノ手續ニ依リ處分セサルヘカラス

第三百三十條 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス

兇器贖物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ、犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

字解 兇器 兇器ニハ性質ニ因ル兇器ト用法ニ因ル兇器トノ二種アリ性質ニ因ル兇器トハ人ヲ殺傷スル爲ニ製造シタルモノニシテ例ヘハ刀劍銃槍其ノ他ノ武器ノ如キヲ謂フ用法ニ因ル兇器トハ性質上人ヲ殺傷スル爲ニ製造シタルニ非サルモ用法ニ依リ始メテ人ヲ殺傷シ得ルニ足ルモノヲ謂フ例ヘハ庖丁小刀ノ類ノ如シ一本ノ針釘モ傷害罪ノ供用物件ト爲ルトキハ仍ホ兇器タルヘシ本號ノ兇器ハ即チ其ノ兩者ヲ包含スルモノトス

贖物 トハ不法ニ領得スルニ因リ犯罪ヲ構成スル物件ヲ謂フ例ヘハ強竊盜詐欺恐喝及横領罪等ニ於テ其ノ犯罪ノ目的ト爲リ不法ニ領得セラレタル物件ノ如キハ即チ贖物ナリトス

誰何セラレテ逃亡シ トハ誰レカト犯人カ他人ヨリ呼ヒ咎メラレ逃亡シタル場合ヲ謂フ

其ノ他ノ物 トハ犯罪ヲ爲シタリト思料セララルル一切ノ物件ヲ謂フ例ヘハ賭博罪ニ於ケル骨牌骨子偽造罪ニ於ケル偽造文書等ノ如シ

犯人トシテ追呼セラレ トハ「泥棒」「人殺」「火放」等ト呼聲ヲ背後ニ受ケテ逃走スル場合ヲ謂フ

釋義 一 本條ハ本法ニ於ケル現行犯ノ意義ヲ明カニシタルモノナリ現行犯トハ現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル犯罪ヲ謂フ現ニ罪ヲ行ヒトハ犯罪ノ實行中ヲ謂ヒ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際トハ犯罪ノ實行後ナルモ多クノ時間ヲ經過セス犯罪實行中ト同一視スヘキ狀態カ仍ホ殘存シ居ル場合ヲ謂フ例ヘハ犯人カ現場ヲ離レサルトキハ勿論既ニ逃亡スルモ犯罪ノ痕跡顯著ニシテ其ノ犯狀ヲ知ルヘキ場合ノ如シ本條ノ發覺トハ犯罪事實カ共犯者以外ノ者ニ發覺セララルコトヲ意味スルモノニシテ犯人ノ誰タルヤハ必スシモ發覺スルコトヲ要スルモノニ非ス又犯罪事實ノ發覺カ共犯者以外ノ者ニ發覺セララル以上ハ必スシモ捜査官ニ發覺セルコトヲ要スルモノニ非ス

二 現行犯人ノ意義ハ前項説明ノ如シ、本法ハ實際ノ便宜ヲ圖リ本然ノ意義ニ於ケル現行犯ニ非サルモ次ノ條件ヲ具備スルトキハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做シ之ヲ同一ニ取扱フコトトセリ。

(一) 兇器、贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ犯人ト思料スヘキトキ、所持トハ携帯ヲ意味ス、携帯シ居リシ物件ノ情況ヨリシテ犯人ト思料スヘキトキヲ謂フ。

(二) 誰何セラレテ逃走シタル爲犯人ト思料スヘキ場合、他人ヨリ誰レカト呼ビ答ラレテ逃亡シタル情況ヨリ犯人ト思料セラルル場合ヲ謂フ。

(三) 犯人トシテ追呼セラレ犯人ト思料スヘキ場合、他人ヨリ犯人ナリトシテ呼ハレツツ追跡セラルル情況ヨリ犯人ト思料セラルル場合ヲ謂フ。

(四) 身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合、身體被服ハ何レモ犯人ノ身體及着用ノ衣服ヲ指ス、犯人ノ身體又ハ着用ノ衣服ニ血痕殘存シ居リテ犯人ト思料セラルル場合ヲ謂フ。

三 本條第二項ハ第一項ノ例外規定ニシテ本然ノ意義ニ於ケル現行犯ニ非サルモ前記(一)乃至(四)ノ條項ニ該當スルトキハ此ノ各項ニ該當スル一事ニ因リ現行犯ト看做スノミナラス、現行犯人其ノ場所ニ在リタルト同一ニ取扱フコトト爲シタルナリ、故ニ該條項ニ該當スル以前該犯罪カ現行犯トシテ發覺セラルルコトハ其ノ要件ニ非ス、從テ犯罪後數ヶ月ヲ經テ事件カ發覺シ

且犯人カ逃走シテ犯罪地以外ノ場所ニ現在スル場合ニ於テモ犯人カ現ニ兇器、贓物又ハ偽造物件等ヲ携帯スルカ又ハ誰何追呼ヲ受ケ若ハ身體被服ニ顯著ナル痕跡アリテ犯人タルコトヲ確知スルニ足ル以上ハ仍ホ本條第二項ニ該當スル場合トシテ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做スヘキモノトス、レトモ捜査ノ結果犯人ノ住宅内ニ於テ贓金又ハ兇器若ハ偽造物件ヲ發覺スル如キハ未ダ現行犯ノ取扱ヲ爲スヲ得サルナリ。

第三百三十一條 第九十七條、第九十八條及第百條乃至第百十條ノ規定ハ第百二十三條及第百二十九條ノ勾引又ハ勾留ニ付之ヲ準用ス

釋義 一 本條ハ檢事ノ爲ス勾引、勾留ニ付一般ノ勾引、勾留ノ規定ヲ準用スヘキコトヲ規定シタルモノナリ。

第一 檢事カ直接勾引狀及勾留狀ヲ發スル場合ニ其ノ令狀ニ記載スヘキ方式、其ノ方式左ノ如シ。

- (一) 被告事件、
- (二) 被告人ノ氏名、(分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表)
- (三) 被告人ノ住居(分明ナラサルトキハ記載ヲ要セス)ヲ記載シ、
- (四) 檢事之ニ記名捺印スルコト、
- (五) 勾留狀ニハ以上ノ外被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スルコト。

第二、檢事ノ囑託又ハ命令ニ因リ檢事若ハ司法警察官カ勾引狀ヲ發スル場合ノ方式、此ノ方式左ノ如シ。

(一)被告事件、(二)被告人ノ氏名、(三)被告人ノ住居ヲ記載シ、(四)囑託又ハ命令ヲ受ケタル檢事又ハ司法警察官記名捺印スルコト、(五)囑託又ハ命令シタル檢事ノ氏名、(六)囑託ニ因リ發スル旨ヲ記載スルコト。

第三、勾引狀及勾留狀ノ指揮、執行ニ關シテハ一〇〇條乃至一一〇條ノ規定ヲ準用シ判事又ハ判事ノ囑託ニ因リテ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ノ指揮及執行ト殆ント同一ニ取扱フコトニセリ。

第三百三十二條 五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル罪ノ現行犯ニ付テハ犯人ノ住居若ハ氏名

分明ナラサル場合又ハ犯人逃亡スル虞アル場合ニ限り第二百二十四條乃至前條ノ規定ヲ適用ス

釋義 本條ハ犯罪ノ性質ニ依リ現行犯ニ對スル檢事及司法警察官吏ノ處分ニ對スル制限ヲ規定シタルモノナリ、五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ一般ニ勾引狀ヲ發スルニ當リテモ制限ヲ付シタルヲ以テ(八七條現行犯ノ處分ヲ爲ス場合ニ付テモ斯ル輕微ノ犯罪ニ付テハ制限ヲ加フルヲ相當ト認メ、五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ(一)犯人ノ住居、氏名分明ナラサル場合、又ハ(二)犯人逃亡スル虞アル場合ニ限り一二四條以下ノ現行犯ノ處分ヲ爲スコトヲ得セシムルコトトセリ。

第十章 被告人訊問

釋義 本法ハ舊法ト同シテ彈劾式訴訟主義ヲ採用シ被告人ヲシテ訴訟當事者ノ地位ニ置キ防禦ノ實體ヲ爲シタルヲ以テ被告人訊問ニ付テモ被告人ノ防禦權ノ行使ヲ主眼ト爲スヘク、糾問制度ニ於ケルカ如ク被告人ヲ訴訟ノ容體ト爲シ自白ヲ得ルコトヲ以テ其ノ主たる目的ト爲スヘキモノニ非ス、故ニ本法ハ被告人ノ訊問ニ付テハ豫審公判ヲ通シテ被告人ノ防禦權ヲ充分ニ行使セシムルコトニ努メ自白ヲ強要セサルハ勿論訊問ニ對シ供述ノ義務ヲモ負ハシムルコトナク、彈劾主義ヲ採用シタル目的ヲ充分ニ貫徹スルコトト爲シタル、而シテ豫審公判ニ於テ囑託スル主義ヲ採用セル以上ハ檢事及司法警察官ノ訊問ニ付テモ同様ノ方針ニ依ラシムルヲ穩當ト認メ被疑者ノ訊問ニ付テハ被告人ノ訊問手續ヲ準用スルコトトセリ。

第三百三十三條 被告人ニ對シテハ先ツ其人違ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ

字解 訊問 トハ供述ヲ促スヲ謂フ。

釋義 本條ハ被告人ニ對シテ第一著ニ爲スヘキ訊問ノ順序ヲ規定シタルモノナリ、出頭シタル被告人ニ對シテハ先ツ起訴ト爲リタル被告本人ト人違ナキコトヲ確ムルニ足ル事項ヲ訊問スヘキモノトス、人違ナキコトヲ確ムル事項トシテハ普通被告人ノ氏名、住居、年齢職業等ヲ訊問スルヲ以テ足レリトスルモ疑ハシキ場合ニ於テハ親族關係、雇傭關係、學歷、宗教等ノ諸般ノ事項ヲ

モ訊問シテ人違ナキコトヲ確メサルヘカラス。

第三百三十四條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問フヘシ

釋義 本條ハ被告事件ノ内容ニ關シ訊問スル方法ヲ規定シタルモノナリ、彈劾主義ヲ採用シタル本法ニ於テハ被告人ハ當事者ノ地位ニ立チ防禦ノ主體ナルヲ以テ之カ訊問ニ當リテハ豫メ事件ノ内容ヲ告知シ其レニ對シテ充分辯解ノ機會ヲ與ヘサルヘカラス、而シテ被告人カ訊問ニ對シテ爲ス陳述ハ被告人ノ防禦權ヨリ生スル權利トシテ之ヲ認ムヘク義務トシテ被告人ニ負擔セシムヘキモノニ非ス、故ニ本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタリ。

第三百三十五條 被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ

釋義 本條ハ被告人ニ對スル訊問方法ヲ規定シタルモノナリ、前條説明ノ如ク被告人ノ訊問ハ被告人ノ防禦權ヲ行使セシムルヲ目的ト爲スヘキモノナルヲ以テ之カ訊問ニ當リテハ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述セシムルコトニ付充分機會ヲ與ヘサルヘカラス、而シテ被告人ノ訊問ニ際シテハ訊問者ニ於テモ丁寧深切ヲ旨トシテ至公至平ノ心ヲ以テ被告人ニ臨ミ被告人ヲシテ訊問者ヲ信頼セシメ何等ノ恐怖心ヲ懷抱スルコトナク誠心誠意ヲ以テ訊問ニ應シ其ノ利益ト爲ルヘキ眞正ノ事實ヲ吐露シ充分ニ辯解セシムルコトヲ努メサルヘカラス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第三百三十六條 被告人ヲ訊問スルトキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ

釋義 本條ハ被告人ノ訊問ニ立會人ヲ要スルコトヲ規定シタルモノナリ、被告人ノ訊問ニハ必ス裁判所書記ヲ立會ハシムルコトヲ要ス、舊法ニ於テハ裁判所書記以外ノ立會ヲ認メタレトモ舊刑訴九三條本法ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ノ訊問ニハ裁判所書記ノ立會ヲ要シ訊問ノ公正ニ行ハルルコトヲ期セリ。

第三百三十七條 事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムルコトヲ得

字解 對質 トハ被訊問者ヲ一處ニ列席セシメ同時ニ訊問シ雙方ノ異同ヲ辯明眞正セシムルヲ謂フ。
釋義 本條ハ對質ニ關スル規定ナリ、被告人及證人ノ訊問ハ個々別々ニ爲スヘキヲ原則トスレトモ被告人ト他ノ共同被告人及證人トヲ同時ニ訊問シ雙方ノ異同ヲ辯解セシムルコトハ事實發見ノ爲ニ必要ナルコトアリ、故ニ本法ハ舊法ト同シク舊刑訴九八條本條ニ於テ被告人ト他ノ被告人又ハ證人トノ對質ヲ認メタリ。

第三百三十八條 被告人雙ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

字解 雙 トハ聽覺ヲ失シタル者ヲ謂フ。

釋義 トハ言語ヲ發シ得サル者ヲ謂フ。

釋義 本條ハ聾者、啞者ニ對スル訊問方法ヲ規定シタルモノナリ、聾者ハ聽覺ヲ失シタル者ニシテ言語ヲ解シ得サルヲ以テ口頭ノ訊問ヲ爲スコト不能ナリ、故ニ聾者ニ對スル訊問方法ハ書面ヲ以テ訊問シ口頭ヲ以テ答ヘシムヘク、之ニ反シテ啞者ハ聽覺ニ故障ナキモ言語ヲ發シ得サル者ナルヲ以テ口頭ノ陳述ヲ爲スニ由ラシ、故ニ啞者ニ對スル訊問方法ハ口頭ヲ以テ問ヒ書面ヲ以テ答ヘシムルコトトセリ、若シ聾者ニシテ啞者ナルトキハ訊問並陳述共書面ヲ以テセサルヘカラス、但シ聾者、啞者文字ヲ解セサルトキハ之カ訊問ハ通事ニ依ラサルヘカラス。

第三百二十九條 本章ノ規定ハ被疑者ヲ訊問スル場合ニ之ヲ準用ス但シ司法警察官訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立會ハシムヘシ

字解 三 被疑者(五六條字號參照)

釋義 本條ハ被疑者ニ對スル訊問方法ヲ規定シタルモノナリ、檢事又ハ司法警察官カ被疑者ヲ訊問スル場合ハ一一七條及一一九條ノ場合ニ生スヘシ、被告人ト謂ヒ被疑者ト謂フモ其ニ未タ犯罪ノ嫌疑者ニシテ眞ノ犯人トシテ確定シタル者ニ非ス、單ニ起訴ノ前後ニ依リ其ノ名稱ヲ異ニシタルニ過キサレハ其ノ訊問方法モ同一ニ取扱フヲ以テ妥當トス、故ニ本條ニ於テ被疑者ヲ訊問スル場合ニハ本章ノ被告人ノ訊問方法ヲ準用スルコトトセリ、從テ檢事被疑者ヲ訊問スルニハ必ス書記ヲシテ立會ハシメサルヘカラサルモ司法警察官訊問ノ場合ニハ立會ハシムヘキ書記存セサルニ依リ之ニ代フルニ司法警察吏ヲ以テスルコトトセリ。

第十一章 押收及搜索

義釋 一 本章ハ押收及搜索ニ關スル一般ノ通則ヲ規定シタルモノナリ、舊法ニ於テハ押收及

搜索ニ付テモ豫審ノ章ニ規定シタルトモ(舊刑訴一〇二條以下)押收及搜索ハ管ニ豫審ニ於テ必要ナルノミナラス公判ニ於テモ必要ナルヲ以テ本法ハ總則ニ於テ押收及搜索ニ關スル一章ヲ設ケ先ツ裁判所ニ於テ爲ス押收及搜索ヲ本位トシテ規定シ豫審判事ニハ之ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ賦與シ檢事並司法警察官ニハ其ノ規定ヲ準用スルコトトセリ。

二 押收トハ證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スル物件ヲ占有スル訴訟手續ニシテ之カ占有ヲ爲スニ付強制力ヲ用キテ爲ス場合ト然ラサル場合トアリ、前者ヲ差押ト謂ヒ、後者ヲ領置ト謂フ又搜索トハ證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スル物件又ハ被告人ノ所在ヲ發見スル爲入身體物又ハ住居其ノ他ノ場所ヲ點檢スル訴訟手續ヲ謂フモノニシテ搜索ニハ二種ノ目的存ス、一ハ押收物ノ發見ヲ目的トシ一ハ被告人ノ所在ヲ發見スルニ在リ、通常搜索ト稱スルハ押收物ノ發見ヲ目的トスル搜索ヲ指スモノニシテ被告人ノ發見ヲ目的トスル搜索ハ現行犯人ヲ逮捕スル際又ハ勾引狀若ハ勾留狀ヲ執行スル際ニ行ハルルモノニシテ之ヲ廣義ノ搜索ト稱ス、何レノ場合ニ於テモ搜索ハ以上ノ目的ヲ達スル手段トシテ行ハルルモノナリ。

第四百十條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノア

ルトキハ之ヲ差押フヘシ

裁判所ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコトヲ得

字解 證據物 トハ犯罪事實ノ認定資料ニ供セラルヘキ物件ヲ謂フ。

沒收スヘキ物 トハ(一)犯罪行為ヲ組成スル物 (二)犯罪行為ニ供シ又ハ供セントスル物

(三)犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物ヲ謂フ。(刑法一九條)

所有者 トハ物ニ對シテ使用、收益及處分等一切ノ支配權ヲ有スル者ヲ謂フ。

所持者 トハ實體權ノ有無ニ拘ラス物ニ對シテ事實上支配ヲ爲シ得ヘキ實力ヲ有スル

者ヲ謂フ、從テ不法不當ノ所持人モ亦所持人タルコトヲ妨ケス。

保管者 トハ法律ノ規定又ハ契約ニ基キ他人ノ爲他人ノ物ヲ占有スル者ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ差押及提出命令ニ關シテ規定シタルモノナリ、犯罪事實ノ認定ハ證據ニ依ル

ヘキモノナルヲ於テ實質的眞實發見主義ヲ採用セル刑事訴訟法ニ於テハ證據ノ蒐集ハ極力之

ヲ努メサルヘカラス、又沒收スヘキ物件ハ犯罪ニ關係アル物件ニシテ一面證據物ト爲ルノミナ

ラス證據物ト爲ラサル場合ト雖後日沒收判決ニ因リ國ノ所有ニ歸屬セラルヘキ可能性ヲ有ス

ルモノナルヲ以テ證據物件ト同シク裁判所ニ於テ占有スル必要アリ、而シテ裁判所カ此等ノ證

據ノ蒐集ヲ爲シ及沒收スヘキ物件ヲ占有スルニ付テハ必スシモ強制力ヲ使用スルヲ要セザレ

トモ事實急速ヲ要スル場合又ハ關係人之ニ應セサル如キ場合ニハ強制力ヲ使用スルニ非サレ

ハ其ノ目的ヲ達セサルコトアリ、故ニ本條ハ第一項ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシテ裁判所ハ證據物

又ハ沒收スヘキ物ト思料スル物件ニ付テハ強制力ヲ用キテ占有スルコト即チ差押ヲ爲スコト

ヲ許セリ、從テ差押ノ目的ト爲ルモノハ (一)證據物件及 (二)沒收スヘキ物件ナリ、而シテ其レ等

ノ物件ハ人類以外ノ有體物タルコトヲ要スルモ有體物タル以上ハ其物カ文書タルト其他ノモ

ノタルト動産タルト不動産タルトハ之ヲ論セス、又其ノ物カ被告人ニ屬スルト第三者ニ屬スル

ト將又何人ノ所有ニモ屬セザルトハ之ヲ問ハサルナリ、沒收物件ノ多クハ證據物件ト爲スヘキ

モ必スシモ合致スルモノニ非ス、舊法ノ下ニハ差押ハ證據物件ノミニ付規定シタルヲ以テ舊刑

訴一〇六條單ニ沒收ノ目的物ヲ保全スル爲ノ差押ハ可能ナルヤ否ニ付議論ノ存スル所ナリシ

カ本法ニ於テハ明文ヲ設ケ其ノ疑問ヲ除去セリ。

二 裁判所ハ差押ヲ必要ナリトスルトキハ證據物又ハ沒收物件ト思料スル物ハ如何ナル物

ニ付テモ爲シ得ルヲ原則トスレトモ軍事上又ハ國法上其ノ他特別ノ事由ニ基キ或物件ニ付テ

ハ直ニ差押ヲ爲シ得サル物アリ、此等ノ場合ハ法律ニ於テ特別ニ規定ヲ設ケタリ、一四七條乃至

一四九條參照)

三 本條第二項ハ差押ニ關シ裁判所ニ物件ノ提出命令ヲ認メタル規定ナリ、物件提出命令ト

ハ差押ニ關スル便法ニシテ差押物一定シタルトキ裁判所カ其ノ物ノ所有者、所持者又ハ保管者

ニ其ノ物ノ提出ヲ命スル命令ヲ謂フモノニシテ該命令ヲ受ケタル者ハ之ニ應スルノ義務アル

モノトス、但シ被告人ハ訴訟ニ於ケル防禦ノ主體ナルヲ以テ訊問ニ於ケル陳述ノ義務ト同シク

物件提出ノ義務ヲ負フコトナシ、該法條ハ本法ニ於テ新設シタルモノニシテ舊法ニ於テハ斯ル規定存セザリシヲ以テ證據物ヲ占有スル者ニ提出ノ義務アリヤ否ハ議論アリシカ故ニ本法ハ此ノ點ニ付テモ明文ヲ設ケテ其ノ議論ヲ一掃セリ。

第四百十一條 裁判所ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押へ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ該當セサル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限り之ヲ差押へ又ハ提出セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ但シ通知ニ因リ審理ヲ妨クル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

字解

郵便物 トハ遞送ニ付シタル信書及物品ヲ謂フ、郵便物ニハ通常郵便物ト小包郵便物トノ二種アリ、本條ノ郵便物ハ其ノ兩者ヲ包含ス。

電信ニ關スル書類 トハ發信人カ電報ヲ依頼シテヨリ受信者ニ送達セララルル迄ノ間ニ之ニ關シ作成シタル書類ヲ謂フモノニシテ、報信紙及送達紙ノ如キ即チ是ナリ。

釋義 一 本條ハ郵便物及電信書類ノ差押ニ關スル規定ナリ、郵便物及電信ニ關スル書類カ發

信人又ハ受信人ノ手ニ存スルトキハ特別ノ規定ヲ待タスシテ前條ニ從ヒ差押ヲ爲スコトヲ得レトモ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スル場合ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ之カ差押ヲ爲スヲ得ス、然レトモ斯ル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ハ往々有力ナル證據ト爲ルコトアリ、又ハ沒收物件ニ係ルコトアリテ差押ヲ爲ス必要ヲ生スルコト多シ、故ニ本條ニ於テ之ニ關スル特別ノ規定ヲ設ケ斯ル郵便物又ハ電信ニ關スル書類モ裁判所ニ於テ必要アルトキハ之ヲ差押へ又ハ提出セシムルコトヲ得セシメタリ。

二 裁判所カ前項郵便物及電信ニ關スル書類ヲ差押へ又ハ提出セシムルコトニ關シ其ノ物件ノ發信者又ハ受信者カ被告人ナルト然ラサルトニ依リ其ノ取扱ヲ異ニセリ、左ニ區別シテ説明スヘシ。

第一 被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發セラレタルモノナルトキ、此ノ場合ニ於テハ特別ノ條件ヲ付スルコトナク常ニ通信官署其ノ他ノ占有者ヨリ之ヲ差押へ又ハ之ニ對シテ提出ヲ命スルコトヲ得。

第二 受信者及發信者共ニ被告人ナラサル場合、此ノ場合ニ於テハ被告事件ニ關係アリト思料スヘキ特別狀況アルトキニ限り通信官署其ノ他ノ占有者ヨリ之ヲ差押へ又ハ之ニ對シテ提出ヲ命スルコトヲ得ルコトトシ、特ニ尊重ノ手續ニ依ラシムルコトトセリ。

三 裁判所カ以上ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ發信人又ハ受信人ニ通知セサルヘカラ

ス然レトモ若シ之カ通知ヲ爲スニ因リ審理ニ妨害ヲ來ス虞アルトキハ別ニ通知ヲ爲スニ及ハサルモノトス。

第四百二十二條 被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

字解 遺留物

トハ所有權拋棄ノ意思ナキニ拘ラス偶然人ノ占有ヲ離レタル動産ヲ謂フ。

領置 トハ證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノヲ公力ヲ用キスシテ占有スルヲ謂フ。

釋義 本條ハ領置ニ關スル規定ナリ、證據物又ハ沒收スヘキ物件ハ事件ノ審理上裁判所ニ於テ占有スルコトヲ必要トスルヲ以テ之カ占有ニ努メサルヘカラス、然レトモ之カ占有ヲ爲スニ付テハ成ルヘク公力ニ依ラサルヲ穩當ノ處置トスヘク公力ヲ用ウルハ急速其ノ他止ムヲ得サルニ出テタルモノナリ、故ニ公力ヲ用キスシテ占有ヲ爲シ得ルモノニ付テハ特ニ差押ノ手續ニ依ルヲ要セサルヤ論ヲ俟タス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノニシテ斯ル場合ニ於テハ領置ノ處分ヲ爲スヘキモノトセリ。

第四百二十三條 裁判所ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限り搜索ヲ爲スコトヲ得

婦女ノ身體ノ搜索ニ付テハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

字解 押收スヘキ物 トハ證據物又ハ沒收スヘキ物ヲ謂フ。

成年ノ婦女 トハ滿二十年ニ達シタル婦女ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ搜索ニ關スル規定ナリ、證據物又ハ沒收スヘキ物件ヲ押收セントセハ先ツ其ノ物件ノ所在ヲ明確ニセサルヘカラス、之カ爲ニハ人ノ身體物、住居其ノ他ノ場所ニ就キ公力ヲ用キテ點檢スルノ要アリ、是レ本條ニ於テ裁判所ニ搜索ノ權ヲ認メタル所以ナリ。

二 搜索ニ付テモ被告人ニ對スル場合ト然ラサル場合トニ依リ其ノ搜索方法ヲ異ニセリ、左ニ區別シテ述フヘシ。

第一、被告人ノ身體物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲ス場合、此ノ場合ニ於テハ特別ノ條件ヲ要スルコトナク證據物又ハ沒收スヘキ物件ノ所在ヲ發見スル必要アル場合ハ常ニ之カ搜索ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

第二、被告人ニ非サル者ノ身體物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲ス場合、此ノ場合ニ於テハ單純ニ押收スヘキ物件ノ存在スルコトヲ推測スルノミニ依リテハ搜索ヲ爲スヲ得ス、

之ヲ搜索ヲ爲サントスルニハ豫メ其ノ場所ニ押收スヘキ物件ノ存在ヲ認知スルニ足ルベキ
狀況ノ存在スルコトヲ要スルモノトス。

三 婦人ノ身體ノ搜索ニ付テハ其ノ婦人カ被告人タルト否トニ別セス特別ノ規定ヲ設ケ成
年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムルコトトセリ蓋婦人ノ身體ノ搜索ハ婦人ノ節操ニ關聯スルヲ
以テ之カ保持上成年ノ婦女ノ立會ヲ必要トシタルナリ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ス。

第四百四十四條 搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ且搜索ヲ受ケル者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

字解 名譽(九二條字解參照)

釋義 本條ハ搜索ヲ爲スニ付搜索ヲ爲ス者ノ注意事項ヲ規定シタルモノナリ搜索ヲ受ケタル
コトカ一旦世間ニ發表セラルルトキハ其ノ者カ何等犯罪ニ關係ナキ場合ニ於テモ誤リテ惡評
ヲ流布セラレ延テ名譽ヲ毀損セラルル場合ナキヲ保セス假ニ搜索ヲ受ケタル者カ被告人ナリ
トスルモ審理中ノ被告人ハ未タ犯罪ノ嫌疑者タルニ過キスシテ眞ノ犯人トシテ確定シタルモ
ノニ非ス故ニ搜索ノ事實ハ之ヲ秘密ニ付シ世間ノ者ヲシテ搜索ノアリタルコトヲ知ラシメサ
ルコト竝之ニ因リテ受搜索者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意セサルヘカラス是レ本條ノ規定
アル所以ナリ。

第四百四十五條 搜索ヲ爲シタル場合ニ於テ證據物又ハ沒收スヘキ物ナキトキハ搜索ヲ受ケタル者

ノ請求ニ因リ其ノ旨ノ證明書ヲ交付スヘシ

字解 證據物、沒收スヘキ物(一四九條字解參照)

證明書 トハ或事實ノ眞正ナルコトヲ證スル書面ヲ謂フ。

釋義 一旦裁判所ヨリ證據物又ハ沒收スヘキ物存在セリトノ嫌疑ヲ受ケ搜索セララルトキハ
搜索ヲ受ケタル者ハ其ノ物カ存在セサリシ場合ト雖不安ノ念ヲ懷クコト多シ故ニ搜索ノ目的
ヲ爲リタル物件カ存在セサリシトキハ其ノ者ノ疑惑ヲ解ク爲請求ニ因リ其ノ旨ノ證明書ヲ交
付スルヲ相當トス本條ハ其ノ趣旨ノ爲設ケタル規定ナリ此ノ場合ニ付テハ搜索ヲ受ケタル者
カ被告人タルト否トニ依リ區別スヘキ理由ナキヲ以テ同様ニ取扱フコトトセリ。

第四百四十六條 押收又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得押

收物ニ付亦同シ

字解 鎖鑰 本來鎖トハ錠ノ意義ニシテ門戸、笈、櫃等ニ附テ締ト爲シ錠ニ依ラサレハ開
披シ得サル器具ヲ謂ヒ錠トハ錠ヲ開クニ使用スル器具即チ錠ノ意義ナレトモ鎖鑰ト謂
フトキハ一種ノ熟語ヲ爲シ錠ニ依ラサレハ開披シ得サル鎖即チ本來ノ錠ト同意義ニ解
スヘキモノトス故ニ後張棒、戸ノ栓ノ如キモ戸ノ締ト爲ルコト勿論ナルモ錠ノ力ニ依ラ
スシテ開披シ得ヘキモノナルヲ以テ鎖鑰ト謂フヲ得ス。
封緘 トハ内部ノ開披ヲ防止スル爲書簡、袋等ニ施シタル設備ヲ謂フモノニシテ通常
ハ糊付ノ方法ニ依リテ行ハル封ト緘トハ同意義ニシテ共ニ物ヲ封スルコトヲ意味ス。

釋義 本條ハ押收、搜索ニ關シ爲スヘキ處分方法ヲ規定シタルモノナリ、押收、搜索ハ強制力ヲ許シタル手續ナルヲ以テ其ノ目的ヲ達スル爲ニハ必要ナル處分ハ總テ施スコトヲ得ルモノトス、故ニ鎖鑰又ハ封緘ヲ施シタル場所又ハ物ヲ開披スル必要アルトキハ之カ開披ヲ爲スコトヲ得ルヤ論ナシ、押收、搜索ヲ爲ス際施ササルヘカラサル處分ハ種々アリ、全部ヲ列舉シ得サルヲ以テ本條ニハ其ノ一二ヲ例示シタルニ過キサリナリ、又裁判所カ押收シタル物ニ關シテモ必要ナル處分ヲ施ササルヘカラサル要アルヲ以テ押收、搜索ノ場合ト同様ニ取扱フコトトセリ、故ニ例ヘハ裁判所カ封緘アル書簡ヲ押收シタルトキハ之ヲ開披シテ内部ノ書狀ヲ取出シ檢閲スルコトヲ得ヘシトス、

第四百十七條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 本條ハ押收、搜索ニ關スル場所ニ對スル制限ナリ、軍事上秘密ヲ要スル場所モ絕對ニ押收、搜索ヲ禁止スヘキ要ナシト雖、隨意ニ之ヲ許スニ於テハ不用意ノ間ニ軍事上ノ秘密ヲ破ルコトナキヲ保セス、故ニ本條ニ於テハ斯ル場合ニ於ケル押收、搜索ニハ其ノ場所ノ長官若ハ隊長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ要シ其ノ承諾ナキトキハ押收、搜索ヲ爲シ得サルコトトセリ。

第四百十八條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ押收

ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、內大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス

字解 公務員 トハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其ノ他ノ職員ヲ謂フ、官吏トハ任命ノ形式ニ依リテ採用セラレ國家ノ事務ヲ執行スル者ヲ謂ヒ、公吏トハ公共團體ノ吏員ヲ謂ヒ、公務ニ從事スル職員トハ帝國議會議員、府、縣、郡、市、町村會議員、中央衛生會委員、公證人、執達吏代理、通信事務員ノ如キヲ謂フ。

公務所 トハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ、例ヘハ各省、帝國議會、府、縣、廳、裁判所、公證人役場等ノ如シ。

帝國ノ安寧ヲ害ス トハ帝國ノ平和ニ危害ヲ及ホシ之ヲ維持シ得サル狀態ニ立至ルヲ謂フ。

宮内大臣 トハ親任官ニシテ皇室一切ノ事務ニ付補助ノ責ニ任シ所部職員ヲ統督シ兼テ華族及朝鮮貴族ヲ監督スル者ヲ謂フ。(宮内省官制一條二條)
内大臣 内大臣トハ御璽國璽ヲ尙藏シ及詔書勅書其ノ他内廷ノ文書ニ關スル事務ヲ掌ル所ニシテ内大臣ハ其ノ府ヲ統轄スル爲ニ天皇ニ親任セラレ常侍天皇ヲ補助スル官吏ヲ謂フ。(内大臣官制一條二條)

樞密院議長 樞密院副議長 樞密顧問官 樞密顧問官トハ天皇ヲ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議スル官吏ヲ謂ヒ樞密院トハ其ノ樞密顧問官ヲ以テ組織セラレタル官署ニシテ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所ヲ謂フ而シテ其ノ長ヲ樞密院議長ト謂ヒ樞密院ニ屬スル一切ノ事務ヲ總管シ副議長ハ議長ノ職務ヲ補佐スルモノトス。(樞密院官制一條)

會計検査院長 會計検査院ハ天皇ニ直隸シ官金ノ收支官有物及國債ニ關スル計算等總テ國家ノ歳入出ノ現計ニ就キ検査査定シ以テ會計ヲ監督スル國家ノ機關ニシテ其ノ長官ヲ會計検査院長ト謂ヒ院務ヲ總理スルモノトス。(會計検査院法一條三條)
元帥 トハ天皇ノ直轄府タル元帥府ニ列シ天皇ノ軍務ヲ輔翼スル軍事上ニ於ケル最高顧問官ニシテ陸海軍大將中老功卓著ナル者ヨリ天皇親ヲ簡擢スル者ヲ謂フ。(元帥府官制一條)
參謀總長 トハ陸軍大將若ハ陸軍中將ヲ以テ親補シ天皇ニ直隸シ帷帳ノ軍務ニ參畫シ國防及用兵ニ關スル計畫ヲ掌リ參謀本部ヲ統轄スル者ヲ謂フ。(參謀本部條例一條)
海軍軍令部長 トハ親補官ニシテ天皇ニ直隸シ帷帳ノ機務ニ參シ又海軍軍令部ノ部務ヲ總理スル者トス。(海軍軍令部條例一條二條)

教育總監 トハ陸軍大將若ハ陸軍中將ヲ以テ親補シ天皇ニ直隸スル官吏ニシテ教育總監部ヲ統轄スル者ヲ謂フ。(教育總監部條例一條二條)

陸軍大臣 (三)海軍大臣 (四)參謀總長 (五)海軍軍令部長及 (六)特ニ陸海軍將官ヨリ軍事參議官トシテ親補セラレタル者ヲ謂フ。(軍事參議院條例一條二條四條)

釋義 一 本條ハ公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ノ押收ニ關シ設ケタル制限ナリ各個人カ秘密ニ爲スヘキ物件ヲ有スルト同シク各公務所ニモ秘密ニ付スヘキ物件アリテ之カ開示ハ帝國ノ安寧ニ危害ヲ及ホス場合アリ斯ル物件ニ關シテハ裁判上押收ヲ必要トスル場合ト雖之ヲ許ササルヲ至當トス本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

二 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付テハ裁判所ニ對シ絶對ニ其ノ押收ヲ禁シタルニ非ス左ノ場合ニハ押收ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

第一 保管又ハ所持ノ本人又ハ當該公務所ヨリ何等ノ異議ノ申立ナキトキ、

第二 右ノ本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スル申立アルモ當該監督官廳ノ承諾ヲ得タルトキ即チ是ナリ而シテ當該監督官廳ハ秘密ノ開示カ帝國ノ公安ニ危害ヲ及ホスモノト認メタル場合ノ外徒ラニ承諾ヲ拒絕シ得サルモノトス故ニ客觀的ニ觀察セハ帝國ノ平和ニ危害ヲ及ホスコトナキ押收ハ裁判所ニ於テ爲シ得ルモノト謂ハサルヘカラス右ノ申立人カ本條第二項列記ノ者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ニ係ルトキハ勅許ヲ得ルコトヲ要ス何ントナレハ

此等ノ者ノ在職中ハ天皇ニ隷屬シ之ヲ監督スヘキ官廳ナケレハナリ。
第四百九十九條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、辨理士、公證人、宗
教若ハ禰祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲保管又ハ所持ス
ル物ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付差押ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限
ニ在ラス

字解 醫師 トハ醫師法ニ依リ内務大臣ヨリ醫師ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

齒科醫師 トハ齒科醫師法ニ依リ内務大臣ヨリ齒科醫師ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

藥劑師 トハ藥品營業並藥品取扱規則第二條ニ依リ内務大臣ヨリ藥劑師ノ免許ヲ得

ル者ヲ謂フ。

藥種商 トハ藥品販賣ヲ爲ス者ニシテ地方廳ノ免許證札ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

產婆 トハ産婆規則第一條ニ依リ産婆名簿ニ其ノ登錄ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

辯護士 トハ辯護士法ニ依リテ辯護士名簿ニ登錄セラレタル者ヲ謂フ。

辯護人 トハ檢事ノ公訴ニ對シ被告ノ利益ヲ擁護スル者ヲ謂フ。

辨理士 トハ特許實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ特許局ニ對シ爲スヘキ事項ノ代理ヲ爲

スコトヲ業トスル者ニシテ辨理士登錄簿ニ其ノ登錄ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

公證人 トハ公證人法ノ規定ニ從ヒ司法大臣ニ依リテ任セラレ公證ノ事務ニ従事スル

公務員ヲ謂フ。

宗教ノ職ニ在ル者 トハ宗教教理ヲ宣布スル者ニシテ神佛其ノ他宗教宗派ノ教團、僧侶

宣教師、傳道師等ヲ指稱ス。

禰祀ノ職ニ在ル者 トハ一個人ノ爲神佛ニ吉凶禍福ヲ祈願スル者ヲ謂フ。

釋義 本條ハ差押拒絶權ヲ有スル者ヲ規定シタルモノナリ、差押拒絶權ヲ有スル者ハ (一)醫師

(二)齒科醫師 (三)藥劑師 (四)藥種商 (五)產婆 (六)辯護士 (七)辯護人 (八)辨理士 (九)公證人及

(十)宗教若ハ禰祀者ノ十者トス、此等ノ者ハ其ノ業務ノ性質上他人ノ秘密ニ關與スルコト多キ

ノミナラス他人ノ秘密ニ互ル事項ヲモ了知スルニ非サレハ正當ニ其ノ職務ヲ執行シ得サル場

合アルヲ以テ此等ノ者ニ對シテハ特ニ默秘ノ義務ヲ負擔セシメ(刑法)三四條故ナク其ノ秘密

ヲ漏泄スルコトヲ禁止シ以テ各個人ヲシテ忌憚ナク秘密ヲ吐露セシムルコトニ努メタリ、故ニ

其ノ默秘義務ハ一面個人ノ私益ヲ尊重スルニ出テタルト同時ニ一面衛生上、取引上及宗教上等

公益上ノ理由ニ基キ正當ノ職務ヲ行使セシメン爲特ニ負擔セシメタル義務ナリトス、然レハ此

等ノ職務ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者カ業務上委託ヲ受ケタル爲保管又ハ所持スル物

ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付テハ假令押收ノ爲必要ナル場合ト雖之カ拒絶權ヲ賦與シ

默秘義務ヲ認メタル趣旨ヲ貫徹セシムルヲ穩當トス、是レ本條ニ於テ此等ノ者ノ爲ニ差押拒絶

權ヲ賦與シタル所以ナリ、但シ委託者本人カ差押ヲ承諾シ默秘義務ヲ免除シタル場合ハ拒絶權

ヲ賦與スル必要ナキヲ以テ其ノ拒絶權ナキモノトセリ。

第一百五十條 裁判所ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ

司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サシムルコトヲ得

命令狀ニハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

釋義 一 本條ハ押收又ハ搜索ノ命令狀ニ關スル規定ナリ、押收又ハ搜索ハ之カ決定並執行共

裁判所ニ於テ自ラ行フヲ原則トス、然レトモ決定其ノモノト異リ執行ニ付テハ必スシモ裁判所

ニ於テ自ラ之ヲ行ハサルモ實害ヲ生スル虞ナキヲ以テ司法警察官ヲシテ行ハシムルヲ便宜ト

爲ス案件ニ在リテハ裁判所カ押收又ハ搜索ニ關スル命令ヲ發シテ之ヲ行ハシムルコトトセリ、

二 押收又ハ搜索ニ關スル命令狀ノ方式、該命令狀ニハ一般ノ書類作成ニ關スル要件ノ外

左ノ記入及記名捺印ヲ爲スコトヲ要ス、該命令ハ裁判所ノ發スルモノナルカ故ニ其ノ裁判ノ性

質ハ命令ニ非スシテ決定ナリ、從テ該裁判ニ對スル不服ノ方法ハ抗告ノ手續ニ依ルヘキモノト

ス。(四五七條)

第一、押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所身體若ハ物ヲ指定スルコト、物又ハ場所等ノ指定ハ

或物又ハ場所等カ命令自體ニ依リテ判明シ得ル程度ニ於テ具體的ニ記載セサルヘカラス、故

ニ單ニ文書又ハ家屋肉ト謂フカ如キ抽象的ノ指示ハ不可ナリ、然レトモ具體的ナル以上ハ總

括的ニ指示スルハ妨ケナシ、例ヘハ甲者ト乙者ト往復シタル一切ノ文書又ハ甲所有ノ家屋内

一切ト謂フ如キハ總括的ナルモ具體的ニ文書及場所ノ内容一定スルヲ以テ適法ノ記載ナリ、

第二、押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載スルコト、例ヘハ證據物發見ノ爲ナルカ若ハ沒收

物發見ノ爲ナルカ等ノ事由ヲ記載スルヲ謂フ。

第三、裁判長ニ於テ裁判所ヲ代表シテ之ニ記名捺印スヘキコト、

三 司法警察官カ押收又ハ搜索ニ關スル命令狀ニ基キ之ヲ執行スルニ當リ其ノ處分ヲ受ケ

タル者ヨリ請求アリタルトキハ之ヲ示ササルヘカラス、是レ處分ヲ受タル者ヲシテ正當ノ命令

狀ニ基クモノナルコトヲ了知セシメンカ爲ナリ、故ニ司法警察官カ右ノ執行ヲ爲スニ當リテハ

常ニ該令狀ヲ携帶シ居ラサルヘカラス。

第五百十一條 司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ被告事件ニ關スル

他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得

釋義 本條ハ司法警察官カ押收又ハ搜索ノ命令狀ニ基キ之カ執行ヲ爲シタル際指定以外ノ證

據物ヲ發見シタル場合ノ規定ナリ、司法警察官カ押收又ハ搜索ノ命令ニ基キテ之カ執行ヲ爲ス

場合其ノ執行ノ效力ハ該命令ニ指定シタル範圍ニ止マルヲ以テ假令之カ執行ニ當リ他ニ有力

ナル證據物ヲ發見スルモ命令ニ指定セラレサルモノニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ之カ

押收ヲ爲シ得サルモノト謂ハサルヘカラス、然レトモ斯ル場合發見ト同時ニ之カ押收ヲ爲スニ

非サレハ後日ニ至リ其ノ證據物ヲ喪失スル虞アルコト多シ、故ニ法律ハ實際ノ便益ニ鑑ミ本條

ニ於テ斯ル場合ニ於テハ司法警察官ヲシテ其ノ發見シタル證據物ノ押收ヲ爲スコトヲ得セシ

メタリ、故ニ例ヘハ紙幣偽造ノ被告事件ニ於テ命令狀ニ指定セラレタル證據物ハ偽造紙幣ノミ
ニ止マリシニ同時ニ偽造機械ヲモ發見シタル場合又ハ文書偽造ノ被告事件ニ於テ命令狀ニ
指定セラレタル證據物ハ被告人ト第三者トノ往復書類ノミニ止マリシニ偽造ノ本書ヲモ同時
ニ發見シタル如キ場合ハ其ノ偽造機械又ハ偽造證書ハ命令狀ニ指定シタル以外ノ證據物件ナ
レトモ被告事件ニ關スル證據物件ナルヲ以テ本條ノ規定ニ從ヒ司法警察官ニ於テ之カ押收ヲ
爲スヲ得ヘシ、然レトモ本條ノ規定ハ當該被告事件ニ關スル證據物件ノミニ制限スルヲ以テ他
ノ被告事件ニ關スル證據物ハ本條ノ規定ニ依リテ押收スル能ハサルヤ論ヲ俟タス。

第五百二十二條 司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲シタルトキハ檢事ヲ經由シテ之

ニ關スル書類及押收物ヲ裁判所ニ差出スヘシ

釋義 本條ハ司法警察官カ押收又ハ搜索ノ命令ニ依リ執行シタル場合ニ關スル手續ノ規定ナ
リ、司法警察官カ押收又ハ搜索命令ニ指定シタル押收又ハ搜索ヲ爲シタル場合ハ勿論指定以外
ノ證據物件ヲ押收シタル場合モ該命令ノ附屬トシテ爲スモノニシテ結局該命令ニ基キ爲シタ
ルモノニ外ナラサルヲ以テ之ニ關スル書類及押收物ハ其ノ命令ヲ發シタル裁判所ニ差出ササ
ルヘカラス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノニシテ該書類及押收物ヲ裁判所ニ出スニハ普
通ノ裁判所ノ命令ノ執行ノ場合ト同シク原告官タル檢事ノ手ヲ經由セサルヘカラス。

第五百二十三條 裁判所押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタル

トキハ假ニ之ヲ押收シテ檢事ニ送付スルコトヲ得

檢事前項ノ規定ニ依リ押收シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

釋義 本條ハ裁判所カ自ラ押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發
見シタル場合ノ規定ナリ、裁判所ノ行動ハ起訴ヲ待テ始メテ爲スヘキモノニシテ起訴以外ノ事
件ニハ關與セサルヲ原則トス、然レトモ起訴ヲ受ケタル事件ニ關シ其ノ職務ノ執行トシテ押收
又ハ搜索ヲ爲スニ當リテ他ニ犯罪アルコトヲ發見シタルトキハ一面告發ヲ爲ス義務ヲ負擔ス
ルヲ以テ(二六九條)斯ル場合ニ於テ之ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ裁判所ヲシ
テ同時ニ之ヲ押收セシメ後日ニ至リテ證據ヲ湮滅セシメサルコトニ努ムルハ公益上必要ナリ
トス、仍テ斯ル場合ニ於テハ裁判所ニ假押收ヲ爲スノ權ヲ賦與シ其ノ物件ハ假押收ノ上檢事ニ
送付スルコトヲ得セシメタリ、檢事カ送付ヲ受ケタル物件ニ付取調ノ上留置ヲ必要トスルトキ
ハ依然トシテ其ノ留置ヲ繼續スルコトヲ得ルモ然ラサル場合ニハ之カ還付ヲ爲ササルヘカラ
ス。

第五百二十四條 押收又ハ搜索ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ之ヲ爲スヘキ地ノ豫審判事、區裁判

所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉屬スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セザルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ノ爲ス押收又ハ搜索ニ付テハ裁判所ノ爲ス押收又ハ搜索ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百一十一條第三項ノ通知ハ裁判所之ヲ爲スヘシ

字解 特別裁判權ヲ有スル官署 轉囑 囑託 移送(九四條字解參照)

釋義 一 本條ハ押收又ハ搜索ノ囑託、轉囑及囑託ノ移送ニ關スル規定ナリ、前條ノ如ク押收又ハ搜索ハ裁判所カ其ノ決定ヲ爲スト同時ニ自ラ其ノ執行ヲ爲スヲ原則トス、然レトモ事案ニ依リテハ部員ヲシテカ執行ヲ爲サシムルヲ以テ便宜ト爲スコトアリ、又之ヲ爲スヘキ場所カ自己ノ管轄區域ニ在ラサル場合ノ如キハ其ノ地ノ官署ニ囑託スルヲ以テ通常探ルヘキ手續ト爲ササルヘカラス、故ニ本法ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ、九三條、九四條ノ規定ヲ設ケタルト同様ノ趣旨ニ基キ本條ニ於テ之ニ關スル規定ヲ設ケタリ。

二 被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關スル場合、部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ囑託ヲ爲スノ權限ハ裁判長ニ委シタルモ部員ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サシメ又ハ囑託ヲ爲スノ權限ハ常ニ裁判所ヲシテ爲サシムルコトトセリ、蓋押收又ハ搜索ノ目的トスル所ハ證據物又ハ沒收スヘキ物件ノ占有又ハ發見ニ在リテ被告人ニ對スル處分ノ場合トハ多少緩急ノ差違アルニ付原則ニ從ヒ裁判所ノ行爲ト爲シタルナリ。

三 押收又ハ搜索ノ囑託ヲ受クヘキ官署、該官署ハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ地ノ(一)豫審判事 (二)區裁判所判事若ハ (三)法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署トス、本號ノ場合ニハ囑託官署トシテ檢察又ハ司法警察官ヲ認メス。

四 受託官署ハ轉囑又ハ囑託ノ移送ヲ爲スコトヲ得、而シテ受命判事又ハ受託判事ノ爲ス押收又ハ搜索ニ付テハ押收又ハ搜索ニ關スル規定ヲ準用スヘキモノトス、故ニ受命判事又ハ受託判事ハ自ラ押收搜索ヲ爲シ得ルノ外、押收搜索ノ命令狀ヲ發シテ司法警察官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ヘク又通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管及所持スル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニ付テモ差押ヲ爲シ若ハ提出セシムルコトヲ得ヘシ、但シ此ノ場合ニ於テ處分ヲ爲シタルコトヲ發信人又ハ受信人ニ通知スル權限ハ囑託ヲ爲シタル裁判所ノミニ賦與セリ、何ントナレハ其ノ通知カ審理ヲ妨クルヤ否ハ囑託裁判所ニ非サレハ認定スルニ由ナケレハナリ。

第五百五十五條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス
猶豫スヘカラサル場合ニ於テハ前項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ調査ニ記載スヘシ

日没前押收又ハ搜索ニ著手シタルトキハ日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

字解 日出 日没 ハ實際押收、搜索ヲ爲スヘキ場所ノ經緯度ヲ標準トシ曆法ニ從ヒテ決スヘキモノトス、故ニ曇天又ハ晴天ニ拘ラス日出、日没ハ存スヘク、高山又ハ建造物ノ存否ニ依リ一定ノ月日ノ場所ニ於ケル日出、日没ニ影響アルモノニ非ス。

住居主 トハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ住所又ハ居所ニ於ケル事實上ノ主宰者ヲ謂フ。
看守者 トハ邸宅、建造物若ハ艦船ノ所有者ニ非サルモ此等ノ物件ニ付守備ヲ爲ス權アリ
ル者ヲ謂フ、例ヘハ番人ノ如キ者是ナリ。

邸宅 トハ住居並其ノ住宅ヲ圍繞スル牆壁等ニ依リ劃サレタル一定ノ區域ヲ謂フ、普通
屋敷内ト稱スル個所即チ是ナリ。

建造物 トハ人ノ住居ニ供スル家屋及之ニ準スヘキ類似ノ工作物ヲ謂フ、通常土地ニ支
柱ヲ以テ定著シ風雨ヲ防クヘキ設備アリ、且人ノ自由ニ出入シ得ヘキモノナリ。

艦船 トハ軍艦及船舶ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ押收又ハ搜索ニ關スル時ノ制限ヲ規定シタルモノナリ、日出前及日没後ハ所
謂夜間ニシテ人ノ靜息スヘキ時間ナレハ押收又ハ搜索ニ付必要ナリトスルモ其ノ時間ヲ避ク
ルヲ至當トス、故ニ本法ニ於テハ舊法ト同シク(舊刑訴七八條押收又ハ搜索ニ關シ時間ノ制限ヲ
設ケ日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ
搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ禁セリ、但シ猶豫スヘカ
ラサル急速ノ場合ハ公益ノ爲己ムヲ得サルヲ以テ右ノ制限ニ依ラサルコトヲ得セシメタリ、此
ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ押收又ハ搜索ニ關スル調書ニ明記セサルヘカラス。

二 日出前及日没後ハ住居主等ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ニ著手シ得サルコト前
項説明ノ如クナレトモ日没前押收又ハ搜索ニ著手シタル以上ハ日没後ニ亘リタル爲即時ニ之
ヲ中止スルハ不便尠カラサルノミナラス之ヲ受クル者モ亦一旦著手セラレタル以上日没後ニ
繼續セラレルモ更ニ翌日繼續セラレルト格段ノ差違ナカルヘキニ依リ之ヲ繼續ヲ許スコトト
セリ。

第五十六條 左ノ場所ニ於テ爲ス押收又ハ搜索ニ付テハ前條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコト
ヲ要セス

- 一 賭博、官籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セラルルモノト認ムヘキ場所
- 二 旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時間内ニ限
ル

字解 賭博 トハ偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲スヲ謂フ。(刑法一八
五條)
官籤 トハ財物ヲ匯集シ抽籤ニ依リ當籤者ニ利益ヲ與フヘキ行爲ヲ謂フ。
風俗ヲ害スル行爲 トハ社會ノ美俗、良風ヲ害スル所爲ヲ謂フ、例ヘハ淫賣ノ所行ノ如キ
即チ是ナリ。

釋義 本條ハ押收又ハ搜索ニ付時ノ制限ニ從フコトヲ要セサル場合ヲ規定セリ、日出前及日没
後ニ於ケル押收又ハ搜索ハ居住者等ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲シ得サルヲ原則トス、然レ
トモ押收又ハ搜索ニ付時ノ制限ヲ設ケタルハ前條説明ノ如ク人ノ安息ヲ害セサル目的ニ出テ
タルモノナレハ業務ノ常態ヨリ夜間ト雖安息ノ目的ニ供セサルコト顯著ナル場所ニ於テハ斯

ル制限ヲ設クルノ必要ナシ、故ニ法律ハ一定ノ場所ニ付テハ其ノ制限ヲ解除セリ。
第一、賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セラレルモノト認ムヘキ場所、賭博、富籤又ハ賣淫ノ如キ行爲ハ夜間ニ行ハルルヲ普通トスル場合ニ常用セラレル場所ハ夜間ニ於テ却テ人ノ出入頻繁ニシテ夜間ヲ安息ノ用ニ供セサルコト顯著ナルノミナラス斯ル場所ハ行政執行ノ爲ニハ時ノ制限ヲ許容セサル所ナルヲ以テ(行政執行法三條)司法處分ニ付テモ同様ニ取扱フヲ至當ト認メ時ノ制限ヲ解除シタルナリ。

第二、旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所、此等ノ場所ハ夜間ト雖衆人ノ出入ノ爲公開スル所ニシテ其ノ公開時間内ニハ衆人ノ出入ハ豫期スル所ナルヲ以テ假令裁判所カ夜間ニ押収又ハ搜索ヲ爲シタリトテ夜間ヲ公開セサル場所ト同シク住居ノ安全ヲ害スルモノト爲スヲ得ス、故ニ此等ノ場所ニ付テハ公開ノ時間内ニ限り時ノ制限ヲ解除セリ。

第五百五十七條 公務所又ハ軍事用ノ廳舎若ハ艦船ノ内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ

前項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建築物若ハ船舶ノ内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ隣人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

字解 公務所(一四八條字解参照) 軍事用廳舎、軍事用ノ艦船(一〇五條字解参照)

邸宅 建築物(一五五條字解参照)

市町村吏員 トハ市町村ノ事務ヲ處理スル爲置カラル吏員ニシテ市町村長、助役、収入役、市參與及市町村長ニ依リテ任免セララル有給吏員ヲ指稱ス。(市制七二條七四條七九條八五條、町村制六〇條六七條七一條)

隣人 トハ押収又ハ搜索ヲ爲ス場所ノ附近ノ人ヲ謂フ、單ニ直接ノ隣家ノ人ノミニ限ラサルナリ。

釋義 本條ハ押収又ハ搜索ノ場合ニ於テ立會フヘキ者ニ關スル規定ナリ、押収又ハ搜索ハ公益上ノ理由ニ基キ人ノ住居權又ハ所有權等ヲ侵ス例外ノ場合ナルヲ以テ特ニ慎重ニ爲スコトヲ要ス、故ニ其ノ正確ヲ期スル爲裁判所書記ノ立會ヲ要スル外更ニ住居主等ノ立會ヲ要スルコトトセリ、其ノ立會フヘキ者ハ押収又ハ搜索ノ場所ノ異ルニ從ヒ同一ナラサルニ付左ニ區別シテ説明スヘシ。

第一、公務所又ハ軍事用ノ廳舎若ハ艦船内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ス場合、此ノ場合ニハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者。

第二、第一ニ該當セサル場所ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ス場合、此ノ場合ハ住居主、看守者又ハ之ニ代ルヘキ者若シ此等ノ者ヲ立會ハシムルコト能ハサルトキハ隣人又ハ市町村吏員トス。
第五百五十八條 檢事、被告人又ハ辯護人ハ押収又ハ搜索ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被

被告人ハ此ノ限ニ在ラス
押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得

釋義 本條ハ押収又ハ搜索ニ關シ訴訟當事者タル檢事及被告人並辯護人ノ立會權ヲ認メタル規定ナリ、檢事及被告人ハ訴訟當事者ニシテ辯護人ハ被告人ノ利益ヲ擁護スル者ナルヲ以テ攻撃及防禦權ヲ完全ニ行ハシムル爲押収又ハ搜索ニ關シ立會權ヲ與フルハ至當ナリ、故ニ本條ニ於テ豫審、公判ノ別ナク裁判所カ押収又ハ搜索ヲ爲ス場合ニハ立會權ヲ賦與セリ、但シ拘禁中ノ被告人ハ逃走又ハ證據湮滅ヲ謀ルノ虞アリテ特ニ拘束シ置ク者ナルヲ以テ裁判所ニ於テ必要ト認ムル場合ノ外立會ヲ許ササルコトトセリ、

第五十九條 押収又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ前條ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキ者ニ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

釋義 本條ハ押収又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時、場所ヲ立會人ニ通知スルコトニ關スル規定ナリ、前條説明ノ如ク押収又ハ搜索ニ關シ檢事、被告人及辯護人ニ立會權ヲ許容シタルヲ以テ其ノ立會權ヲ行使セシムル爲其等ノ者ニ豫メ押収又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時、場所ヲ通知スルノ要アリ、故ニ本條ニ於テ其ノ通知ヲ爲スヘキコトヲ認メタリ、但シ急速ヲ要スル場合ハ之カ通知ヲ爲スヘキ暇ナキヲ以テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得セシメタリ、然レトモ此ノ場合ト雖被告人及辯護人等ニ立會權ヲ制限シタルモノニ非サルヲ以テ通知ナキニ拘ラス、押収又ハ搜索ノ事實ヲ了知シタル場合ニハ之ニ立會フコトヲ得ルヲ勿論ナリ、

第六十條 押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

釋義 本條ハ押収又ハ搜索ヲ爲スニ付司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ規定シタルモノナリ、檢事ハ總テノ場合ニ於テ司法警察官吏ヲシテ補助セシメ得ル權限ヲ有スルモ裁判所ニ於テハ特別ノ規定アルニ非サレハ司法警察官吏ヲシテ之カ補助ヲ爲サシムル權限ヲ有スルコトナシ、押収又ハ搜索ノ場合ハ公力ヲ使用シテ急速ニ之ヲ執行スルノ要アルヲ以テ單ニ裁判所ノ職員ノミニテハ其ノ目的ヲ達成シ得サル場合アリ、故ニ本條ニ於テ斯ル場合ニハ其ノ目的ヲ達成スル必要上裁判所ニ於テモ司法警察官吏ヲ補助者トシテ使用スルコトヲ得セシメタリ、

第六十一條 押収又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得
釋義 本條ハ押収又ハ搜索ノ處分中其ノ場所ノ取締方ヲ定メタルモノナリ、押収又ハ搜索ハ證據物件及沒收スヘキ物件ヲ發見シ又ハ占有スル爲ニ行フ強制處分ナルカ其ノ執行中他人ノ出入ヲ禁止スルニ非サレハ搜索ニ不便ナルノミナラス或ハ目的物件ヲ隱匿シ若ハ湮滅セラルル

虞アルコトアリ、故ニ其ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得サル者ノ出入ヲ禁止スルヲ相當ト認
メ本條ニ於テ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタリ、若シ禁止ニ從ハサル者アルトキハ之ヲ退去セシメ又
ハ處分ノ終了迄留置スルコトヲ得ルモノトス、此ノ退去又ハ留置ハ訴訟上ニ於ケル一ノ取締處
分タルニ過キスシテ刑罰ニ非ス、故ニ留置人其ノ場所ヨリ逃走スルモ逃走罪ヲ以テ論スルヲ得
ス、但シ其等ノ者カ暴行又ハ脅迫ヲ以テ反抗スルトキハ公務ノ執行妨害罪ニ問ハルルコトアル
ヘシ。

第六十二條 押收又ハ搜索ノ處分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ

看守者ヲ置クヘシ

釋義 本條ハ押收又ハ搜索ヲ中止スル場合ノ處分方法ヲ規定シタルモノナリ、日没前ニ押收又
ハ搜索ニ著手シタル場合ニハ其ノ處分ヲ夜間ニ繼續シ得ルモ夜間ノ押收、搜索ハ事實上不便ナ
ルノミナラス夜間ニ繼續スルモ仍ホ其ノ處分ヲ終了セサルコトアリ、斯ル場合ニ於テハ一時押
收又ハ搜索ノ處分ヲ中止シ他日之ヲ續行セサルヘカラス、然レトモ中止ノ場合其ノ儘ニ放置ス
ルトキハ物件ノ散佚又ハ現狀ノ變換ヲ生シ後日ノ押收又ハ搜索ニ不便ヲ來スヲ免レス、故ニ斯
ル場合ニ於テハ之ヲ防止スル爲其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置キテ之ヲ看守セシムルコト
トセリ、看守者ニハ一定ノ制限ナシ、司法警察官吏又ハ市町村吏員ヲ以テスルト其ノ他ノ通常人
ニ依ルトハ之ヲ問ハサルナリ。

第六十三條 押收ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者、所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求

アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調査又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スヘシ

字解 品目ヲ記載シタル調査又ハ目錄 押收又ハ搜索ニ付テハ調査ヲ作成スヘク押收
ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調査ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調査ニ添付スヘキ
モノナリ、(五七條)品目ヲ記載シタル調査又ハ目錄トハ其ノ調査及添付ノ目錄ヲ指シメ
ルモノナリ。

謄本(二〇條字解參照) 抄本(五二條字解參照)

釋義 本條ハ押收ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ調査又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スル場合ノ
規定ナリ、押收ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者、所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ハ其ノ押收
セラレタル物ノ如何ナル物件ナルヤヲ確知スルノ要アルコトアリ、故ニ本條ニ於テ其等ノ者ニ
對シテ品目ヲ記載シタル調査又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル權ヲ認メタリ。

第六十四條 押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ

**運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者其ノ他ノ者ヲシテ之ヲ保管セ
シムルコトヲ得**

危險ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

釋義 本條ハ押收物ノ處置方法ヲ規定シタルモノナリ、押收ハ單ニ裁判所ニ占有ヲ歸セシムル

ノミニシテ之ニ因リテ裁判所カ所有權ヲ獲得シタルモノニ非サルヲ以テ之カ占有ヲ付テハ喪失又ハ毀損ヲ妨ク爲相當ノ處置ヲ爲ササルハカラズ又押收物ハ裁判所ニ運搬シ裁判所ニ於テ保管スルヲ通則トスレトモ運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ特別ノ占有方法ヲ講スルヲ相當トス故ニ斯ル場合ニ於テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者其ノ他ノ者ヲシテ保管セシムルコトヲ許セリ又爆發物ノ如キ危險ヲ生スル虞アルモノハ之カ保管ヲ繼續スルコト誠ニ危險ナルヲ以テ之カ廢棄ヲ許セリ

第六十五條 沒收スルコトヲ得ヘキ押收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ保管ニ不便ナルモノハ之ヲ賣却シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

釋義 本條ハ沒收スルコトヲ得ヘキ物ニ關スル押收物ノ特別處分方法ヲ規定シタルモノナリ押收物ニハ證據物件ト沒收スヘキ物ト二種アルコト既ニ説明セル所ナリ沒收スヘキ物ハ後日沒收ノ言渡ニ因リテ國庫ニ歸屬シ結局公賣ニ付セラルヘキ物ナルヲ以テ押收物ニシテ(一)滅失又ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ(二)保管ニ不便ナルモノハ之ヲ賣却シ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得セシメタリ例ヘハ押收シタル贓品中生魚生果實等アルトキハ此ノ方法ニ依ルヲ便宜トス然レトモ此ノ方法ハ押收物中沒收スヘキ物件ノミニ許シタル規定ナルヲ以テ證據物件ニ關シテハ此ノ方法ニ依ルヲ得サルナリ何ントナレハ證據物件ハ後日判決ヲ爲スニ當リ其ノ原物ヲ證據ト爲サン爲ニ押收スルモノナルニ之ヲ賣却シ其ノ占有ヲ離脱セシムルハ全ク押收ノ目的ヲ喪

第六十六條 押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害事件ノ終結ヲ待タズ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スルコトヲ得

釋義 本條ハ押收品ハ還付及假還付ニ關シ規定シタルモノナリ押收品ハ被害事件ノ終結迄持續セシムルヲ普通トスレトモ留置ノ必要ナキニ至リタルモノハ必ズシモ被害事件ノ終結迄持續スルノ要ナキヲ論テ俟タズ故ニ斯ル押收品ニ關シテハ事件ヲ終結ヲ俟タズシテ還付セシムルヲ相當トス本條第一項ハ其ノ趣旨ノ規定ニシテ此ノ場合ニハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ方式ニ依リテ之カ還付ヲ爲スヘキモノトス又留置ノ必要全然消滅シタルニハ非サルモ假ニ還付ヲ爲スモ差支テシト思料スル物件ニ付テハ(一)所有者(二)所持者(三)保管者又ハ(四)差出入ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ方式ニ依リ假還付ヲ爲シ得ルコトヲ許セリ

第六十七條 押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルトキニ限り被害事件ノ終結ヲ待タズ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケズ

字解 贓物(一三〇條字解參照)

釋義 本條ハ押收シタル贓物ニ關スル還付處分ヲ規定シタルモノナリ、押收シタル贓物ハ判決ノ言渡ヲ爲スニ當リ被害者ニ還付スルヲ普通トスレトモ(三七三)留置ノ必要ナキニ至リタルモハ被告事件ノ終結ヲ待タスシテ還付スルヲ相當トス故ニ本條ニ於テ押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルトキニ限り被告事件ノ終結ヲ待タス檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ方式ニ依リ之ヲ被害者ニ還付スヘキモノトセリ、然レトモ之カ還付ニ因リ被害者ノ權利ヲ確定シタルモノニ非サレハ利害關係人ハ民事訴訟法ノ手續ニ從ヒ其ノ權利ヲ主張シ物件ノ取戻又ハ損害賠償ノ請求ヲ爲スノ妨ケト爲ルコトナシ。

第六十八條 押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ

釋義 本條ハ押收又ハ搜索ニ關シ裁判所書記ノ立會ヲ要スルコトヲ規定シタルモノナリ、押收又ハ搜索ハ公益ノ必要上、人ノ住居權及所有權ヲ侵ス例外ノ場合ニ屬スルヲ以テ慎重ノ手續ニ依ルコトヲ要スルモノトス、故ニ本條ニ於テ其ノ事實ヲ確保セシムル爲必ス裁判所書記ヲ立會ハシムルコトトセリ、舊法ニ於テハ急遽ノ場合ニハ裁判所書記以外ノ立會ヲ認メタレトモ(舊刑訴九二條)本法ハ例外ノ場合ヲ認メス、又ハ出入ノ報告ニ因リ對テ其ノ事實ヲ確保セシムルコトヲ要ス

第六十九條 豫審判事ハ押收及搜索ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス

釋義 本條ハ押收又ハ搜索ニ關シ豫審判事ノ權限ヲ規定シタルモノナリ、押收又ハ搜索ハ豫審及公判ニ共通スルモノナルヲ以テ公判裁判所ニ認メタル一四〇條乃至一六八條ノ規定ニ基ク

權限ハ全部豫審判事ニ認ムルヲ相當トス、故ニ本條ニ於テハ其ノ趣旨ヲ明カニシ豫審判事ハ押收又ハ搜索ニ關シ裁判所ト同一ノ權限ヲ有スルモノトセリ、但シ裁判所ノ爲ス裁判タル(一)提出命令(二)四一條(三)押收又ハ搜索ノ命令(二五〇條) (三)囑託ノ裁判(一五四條) (四)押收物還付又ハ假還付ノ裁判(一六六條及一六七條)等ハ其ノ形式總テ決定ナレトモ此等ニ對スル豫審判事ノ爲ス裁判ノ形式ハ常ニ命令ナリ、從テ不服ノ方法モ前者ノ場合ハ抗告ノ方法ニ依ルヘキモ(四五七條)後者ノ場合ハ裁判ノ取消又ハ變更ノ方法ニ依ルヘキモノトス。(四七〇條)

第七十條 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取りタル場合ニ於テ急遽ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

釋義 司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

釋義 司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ押收物ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ第六十四條第二項又ハ第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

釋義 一 本條ハ檢事又ハ司法警察官カ押收又ハ搜索ヲ爲シ得ヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、押收及搜索ハ公益ノ爲人ノ住居權又ハ所有權ヲ侵ス場合ナルヲ以テ容易ニ之ヲ許スヘキモ

ノニ非ス、本法ニ於テハ押收又ハ捜索ハ原則トシテ公訴提起ヲ待テテ判事ニノミ之ヲ許容シカ
レトモ急速ヲ要スル場合ニハ檢事又ハ司法警察官ニモ之ヲ許容セサレハ訴訟ノ目的ヲ達シ得
サル場合アリ、故ニ本條及次條ニ於テ之ヲ行フヘキ場合ヲ制限シテ檢事又ハ司法警察官ニ押收
又ハ捜索ヲ爲シ得ヘキ特別ノ權限ヲ認メタリ。

二 現行犯人ノ場合ニ於ケル押收又ハ捜索ハ次條ニ規定スル所ニ非キ、以外ノ場合ニ於テ
檢事又ハ司法警察官ヲ押收又ハ捜索ヲ爲シ得ル要件左ノ如シ。

第一、被疑者定リタル性質ヲ有セサルトキ、
第二、現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ、現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ次條ニ依リ押收又

ハ捜索ヲ爲ササルヘカラス、

第三、現行犯人ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ、

第四、既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ、

第五、死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ、

第六、被疑者常習トシテ強盜又ハ窃盜ノ罪ヲ犯シタルトキ、

第七、自ラ現行犯人ヲ逮捕シタル場合(二四條) 此ノ場合直ニ現場ニ於テ押收又ハ捜索ヲ爲

ストキハ次條ノ規定ニ依リテ之ヲ爲シ得ヘキモ其ノ以後ニ於テ若ハ現場以外ノ場所ニ於テ
押收又ハ捜索ヲ爲スニハ本條ノ規定ニ依ラサルヘカラス、

第八、現行犯人ヲ受取りタル場合(二四條一二五條)

以上第一乃至第八ノ場合ハ檢事ニ於テ被疑者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發シ得ヘキ場合ニ屬
シ(二三條一二九條)急速ニ證據物件ヲ蒐集スルニ非サレハ訴訟ノ目的ヲ達シ得サル場合參
テ以テ其ノ要件ノ一ト爲シタルモノニシテ更ニ以上ノ各要件ニ附加スルモノ(一)急速ヲ要スル
ト及(二)公訴提起前ナルコトノ二條件ヲ以テセリ、蓋急速ヲ要セサル場合ハ原則ニ從ヒ公訴ヲ待
チテ裁判所又ハ判事ニ委ヌルヲ至當トスヘク又直ニ公訴ヲ提起シタルトキハ事件ノ裁判所ニ
繫屬シ檢事又ハ司法警察官ノ手ヲ讓渡スルヲ以テ押收又ハ捜索ノ爲メニ必要ナル場合
ハ必要ナル以上ノ要件ヲ具備スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ自ラ押收又ハ捜索ヲ爲
又ハ他ニ命令若ハ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得。

三 司法警察官ノ押收ニ特別ノ規定、司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ヲ必要ト
スルトキハ繼續シテ之ヲ留置シ得ルモ其ノ押收物ハ速ニ檢事ニ送付スヘク(六四條二、三項)特
別處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告セサルヘカラス、是レ檢事ヲ速ニ起訴、不起訴
ヲ決スル必要アリハカラス。

第七十一條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建築物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急
速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り押收又ハ捜索ヲ爲スコトヲ
得

釋義 本條ハ現行犯アリシ場合ニ關シ特別ニ檢事又ハ司法警察官ニ押收又ハ搜索ヲ爲ス權限ヲ認メタル規定ナリ、現行犯アル場合ニ於テハ一面現行犯人ヲ逮捕ヲ爲シ得ヘシト雖之ト同時ニ證據物ヲ急速ニ押收又ハ搜索ヲ爲スニ非ザレハ之ヲ喪失スル虞アル場合多シ故ニ現行犯ノ場合ニハ前條ノ外檢事又ハ司法警察官ニ特別ニ押收又ハ搜索ヲ爲スノ權限ヲ賦與スルコトヲ必要トス、是レ本條ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ、檢事又ハ司法警察官ハ本條ノ規定ニ從ヒ現行犯ノ場合急速ヲ要スルトキハ人ノ住居人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船内ニ立入りテ何時ニテモ押收又ハ搜索ヲ爲シ得ルモノトス、但シ場所又ハ時間ノ制限ニ從フハ裁判所ノ押收又ハ搜索ト同一ナリ(二七四條)

第七十二條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り犯人ヲ逮捕スル爲搜索ヲ爲スコトヲ得檢事又ハ司法警察官吏現行犯人ヲ逮捕スル爲追行シタル場合ニ於テ犯人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ逃入りタルトキ亦同シ

釋義 一 本條ハ逮捕ノ爲ノ搜索ヲ規定シタルモノナリ、搜索ハ押收ノ目的ヲ達スル手段トシテ爲スヲ普通トス、然レトモ犯人ヲ逮捕スル爲又ハ勾引狀若ハ勾留狀ヲ執行スル爲ニモ搜索ヲ爲スノ必要アルコトアリ、是レ廣義ニ於ケル搜索ニシテ本條ハ逮捕ノ場合ノ搜索ヲ規定シ次條ハ勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ノ爲ノ搜索ヲ規定シタルモノナリ。

二 現行犯ノ場合ニ於ケル逮捕ノ爲ノ搜索ハ次ノ場合ニ於テ之ヲ認ム。

(一) 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船内ニ現行犯行ハレタルトキ、此ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ立入り犯人ヲ逮捕スル爲搜索ヲ爲スコトヲ得。

(二) 檢事又ハ司法警察官吏現行犯人ヲ逮捕スル爲追行シタル場合ニ於テ犯人、人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船内ニ逃入りタル場合、此ノ場合ハ常ニ急速ヲ要スルヲ以テ前項ト同様檢事又ハ司法警察官吏ハ逮捕ノ爲其ノ場所ニ立入り犯人ノ搜索ヲ爲スコトヲ得。

第七十三條 司法警察官吏勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要アルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ入り搜索ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ司法警察官吏カ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ハ犯人搜索ヲ規定シタルモノナリ、犯人ノ所在明瞭ナルトキハ其ノ場所ニ就キ直ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スルヲ得レトモ所在不分明ナル場合ニ於テハ執行ノ第一著手トシテ犯人ノ所在ヲ發見スルコト必要ナリ、故ニ其ノ執行者タル司法警察官吏ニ其ノ搜索權ヲ賦與スル要アリ、是レ本條ヲ設ケタル所以ニシテ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要ナルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ入り搜索ヲ爲スコトヲ得司法警察官吏ニ賦與セリ。

第七十四條 第七十條乃至第七十九條、第七十三條、第七十五條乃至第七十七條及

第六十一條乃至第六十七條ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クハ外檢事又ハ司法警察官ノ爲メ押收又ハ捜索ニ付テ準用ス

第四百十六條、第四百十七條、第五百十五條乃至第五百十七條及第六十一條ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クハ外司法警察官ノ爲メ捜索ニ付テ準用ス

第七十二條ノ捜索ヲ爲ス場合及第七十三條第三號乃至第六號ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀ヲ執行スル爲メ前條ノ捜索ヲ爲ス場合ニ於テハ第五百十七條第二項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

釋義 本條ハ檢事及司法警察官吏ノ爲メ押收捜索ニ付裁判所ノ爲メ押收捜索ノ規定ヲ準用スヘキコトヲ規定シタルモノナリ

第一、檢事又ハ司法警察官ノ爲メ押收又ハ捜索ニ準用ノ規定、檢事又ハ司法警察官ハ押收又ハ捜索ヲ爲シ得ルハ (一)一七〇條ノ場合 (二)現行犯人場合一七一條 (三)現行犯人逮捕ノ場合一七二條及 (四)勾引狀又ハ勾留狀執行ノ場合一七四條司法警察官ニノミ適用スルニ生ス

タ此等ノ場合ニハ裁判所ノ爲メ押收又ハ捜索中次ノ規定準用セラル

(イ) 證據物又ハ沒收スヘキ物件ヲ押收シ得ル規定(一四〇條一四二條)

(ロ) 差押ヘキ物ヲ指定シ提出命令ヲ發シ得ル規定(一四〇條)

(ハ) 通信官署等ノ保管又ハ所持スル郵便物及電信ニ關スル書類ヲ差押ヘ又ハ提出セシムル規定(一四一條)

(ニ) 捜索ニ關スル規定(一四三條一四四條)

(ホ) 捜索ノ際證據物又ハ沒收スヘキ物ヲキトキ請求ニ因リ證明書ヲ交付スヘキ規定(一四五條)

(ヘ) 押收又ハ捜索ノ手續ニ關スル規定(一四六條)

(ト) 押收及捜索ニ付場所及人ニ關スル制限ノ規定(一四七條乃至一四九條)

(チ) 他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物件ノ假押收ニ關スル規定(一五三條)

(リ) 押收及捜索ニ付時ニ關スル制限ノ規定(一五五條一五六條)

(ヌ) 押收及捜索ニ付直會ヲヘキ者ニ關スル規定(一五七條)

(ル) 押收及捜索ノ方法、押收品ヲ記載シタル調書若ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ノ交付、押收物ノ處分方法、押收物運付及假運付等ニ關スル規定(一六七條) 是レハ前條ノ規定ニ準用スル場合ハ以上ノ十二ノ場合ニシテ左ノ場合ハ其ノ準用ヨリ除外セラル

(一) 一五〇條乃至一五二條ノ押收又ハ捜索ニ關スル命令狀ヲ發シ司法警察官ヲ以テ押收捜索ヲ爲サシムル規定、該規定ヲ準用セサルハ檢事又ハ司法警察官ニ付テハ一七〇條ニ特別規定アリテ當然ナル命令ヲ發シ得ルヲ以テナリ

(二) 一五四條ノ囑託ニ關スル規定、檢事及司法警察官ノ押收及捜索ニ關シテハ囑託ニ付特別規定アリテ當然ナル命令ヲ發シ得ルヲ以テナリ

別規定存シ檢事又ハ司法警察官ニ囑託シテ十分其ノ目的ヲ達シ得ヘキニ依リ本條ノ準用ヲ除外シタルナリ。

(三) 一五八條、一五九條ノ被告人及辯護人ヲ押收及搜索ニ立會ハシムル規定、檢事及司法警察官ノ爲ス押收及搜索ハ起訴前ノ手續ナルヲ以テ未タ被告人及辯護人ナルモノ存スルヲトナク從テ之ヲ立會ハシムヘキ場合生セサルヲ以テナリ。

(四) 一六〇條ノ押收及搜索ヲ爲スニ司法警察官吏ヲ補助セシムル規定、檢事及司法警察官ハ其ノ職務ノ性質上當然其ノ配下ノ司法警察官吏ニ命シテ補助セシムルヲ得ルヲ以テ該規定ノ準用ヲ除外セリ。

(五) 一六八條ノ押收及搜索ニ裁判書記ノ立會ニ關スル規定、司法警察官ニハ此ノ機關ナキヲ以テ立會ハシムルコトヲ得サルノミナラス、檢事ノ場合ト雖檢事ノ爲ス押收又ハ搜索ハ常ニ急速ヲ要スル場合ノミニ係リ裁判所書記ノ立會ヲ要件トセハ非常ニ不便ヲ感スル場合多キヲ以テ之カ準用ヲ除外シタルナリ。

第二、司法警察吏ノ搜索ニ準用ノ規定、司法警察吏カ搜索ヲ爲ス場合ハ一七二條、一七三條ノ犯人逮捕ノ爲ニノミ存シ其ノ準用規定モ其レニ必要ナルモノノミニ止ムヘキモノナルヲ以テ搜索手續ニ關スル一四六條、一四七條、一五五條乃至一五七條及一六一條ノ規定ノミ準用スルコトトセリ。

一 檢事又ハ司法警察官吏ノ爲ス搜索ハ急速ノ場合多ク特ニ(一)現行犯人ヲ逮捕スル場合(一七二條)及(二)檢事又ハ司法警察官カ(イ)現行犯ノ取調ニ因リ共犯者ノ事件ヲ發見シタルトキ(ロ)拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ(ハ)死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ及(ニ)被疑者常習トシテ強盜又ハ竊盜ヲ犯シタルトキ之ヲ理由トシテ發スル勾引狀ヲ執行スル場合ノ如キハ一層急速ヲ要スルモノトス故ニ斯ル場合ニハ殆ント隣人等ノ立會ヲ求ムル機會存スルコトナク若シ之ヲ要ストセハ到底其ノ目的ヲ達シ得サル場合多カルヘキヲ慮リ此ノ場合ノ搜索ニハ一五七條二項ノ立會ハ一般ニ之ヲ要セサルコトトセリ。

第十二章 檢 證

釋義 一 檢證トハ五官ノ作用ニ依リ物件ヲ實見スル手續ヲ謂フモノニシテ其ノ手續ノ目的タル物件ヲ檢證物ト謂フ、檢證ノ主タル目的ハ檢證物ノ存在、形狀及狀況等ヲ明確ニシテ事實ノ證明ニ供スルニ在リ、而シテ檢證物ノ現狀ヲ明確ニ爲スニハ通常人ノ有スル知識ヲ標準トシテ爲スヘキモノニシテ専門的知識ヲ待ツニ非サレハ明確ナラサルモノハ鑑定ニ屬シ檢證ニ非サルナリ、檢證物ノ種類ニハ一定ノ制限ナシ、五官ノ作用ニ依リ實見シ得ヘキモノナルニ於テハ總テ之ヲ包含ス、故ニ動産タルト、不動産タルト、有體物タルト、無體物タルトハ之ヲ問ハス、將タ又人體タルト、然ラサルトハ之ヲ論セサルナリ、文書ハ押收手續ニ因リテ證據物ニ供スルヲ普通トス

レトモ法律ニ於テ持出ヲ禁止シタル書類例ヘハ不動産登記簿、不動産登記法ニ二條戸籍簿、戸籍法一三條)ノ如キ又ハ事實上外部ニ搬出困難ナル古文書類ノ如キハ檢證ノ手續ニ依ラサルヘカ
ラサルナリ、又檢證ハ裁判所ノ内外ヲ問ハス之ヲ行フコトヲ得、舊法ニ於テハ裁判所以外ノ場所
ニ於テ行フ檢證ニ付竊檢ナル名稱(舊刑訴一〇二條一一二條)ヲ使用シタレトモ本法ニハ特別名
稱ヲ使用スルコトナシ、但シ公判庭ニ於テ爲ス檢證ハ公判調書ヲ作成シテ之ヲ明確ニスヘク其
ノ他ノ檢證ハ檢證調書ヲ作成シテ之ヲ明確ニセサルヘカラス。

二 舊法ニ於テハ檢證ニ關スル規定ハ豫審ノ章ニ配置シ且豫審及差押ト同節中ニ規定シタ
レトモ(舊刑訴第三章第五節)檢證ハ公判豫審ヲ通シテ必要ナル手續ナルノミナラス現行犯等ノ
場合ニハ檢事、司法警察官ニモ必要ナル手續ナリ、且檢證ハ五官ノ作用ニ依リ檢證物ヲ實見スル
證據調ニシテ證據物件ヲ發見シ、又ハ之ヲ保全スル處分トハ其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ本法ニ
於テ之ニ付別異ノ章ヲ設ケ總則中ニ規定シタルナリ。

第七十五條 裁判所ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ檢證ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ裁判所カ檢證ヲ爲スヘキ場合ニ關スル規定ナリ、裁判所カ事實發見ノ必要アルト
キハ當事者ノ申請アリタルト否トニ拘ラス何時ニテモ檢證ヲ爲スヘキモノニシテ其ノ檢證ヲ
爲スヘキ場所ニ付テハ何等制限アルコトナシ、舊法ニ於テ犯所又ハ其ノ他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ
爲スヘキ旨舊刑訴一〇二條規定シ檢證ノ場所ヲ裁判所外ニ制限シタル如キ觀アレトモ其ノ然
ラサルコトハ學說判例ノ一致スル所ナルノミナラス、特ニ之ヲ裁判所外ニ限定スヘキ理由ナキ
ヲ以テ本法ニ於テハ斯ル制限的條項ヲ除去シ其ノ疑問ヲ避ケタリ。

**第七十六條 檢證ニ付テハ身體ノ檢査、死體ノ解剖、墳墓ノ發掘、物ノ毀壞其ノ他必要ナル處
分ヲ爲スコトヲ得**

被告人ニ對サル者ノ身體ノ檢査ハ一定ノ證據ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合ニ限りテ爲ス
コトヲ得

婦女ノ身體ヲ檢査スル場合ニ於テハ醫師又ハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ

死體ヲ解剖シ又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テハ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルトキハ之
ニ通知スヘシ

字解 死體解剖 トハ遺骸ヲ解體シテ身體ノ構造、組織ノ變化等ヲ檢案スルヲ謂フ。

墳墓ノ發掘 トハ人ノ遺骸、遺骨、遺髮等人ノ遺體ノ全部又ハ一部ヲ埋葬シタル場所ヲ掘
キ起メテ謂フ。

物ノ毀壞 トハ物ヲ毀滅、損壞スルヲ謂フ、即チ物ノ實質ヲ毀損シ又ハ變化セシメ、若シ物
ノ經濟的價値ヲ減スルカ如キ處置ヲ加フルヲ謂フ。

醫師(一四九條字解參照)

成年ノ婦女(一四三條字解參照)

遺族 トハ死亡者ト同一戸籍ニ在ル生存者ヲ謂フ、片主タルト家族タルトハ之ヲ同ハサ

ハナリ、死亡者ノ子ナルモ月籍ヲ異ニスル者ハ死亡者ノ親族ニシテ遺族ニ非ス。

釋義 一 本條ハ檢證ノ際必要ナル處分ヲ爲シ得ルコトヲ規定シタルモノナリ、檢證ハ事物ヲ實見スルニ在ルモ其ノ事物ヲ實見スルニ付テハ現狀ノ儘之ヲ爲スヘキモノナリヤ又ハ必要ナル限りハ物ノ毀滅、損壞ヲモ許スモノナリヤニ付テハ舊法ニ於テハ特ニ明文ナキヲ以テ學說上議論存シタルモ必要ナル處分ハ之ヲ許容スヘキモノナルコト一般ニ認メラレタル所ナリ、本法ハ明文ヲ設ケテ其ノ疑點ヲ解決シ檢證ニ必要ナル處分ハ之ヲ爲シ得ルコトヲ認容セリ、必要ナル處分ノ何ナリヤハ各場合ニ於テ一様ナラサルヲ以テ本條ニ於テ其ノ必要ナル處分ノ例示トシテ(一)身體ノ檢査(二)死體ノ解剖(三)墳墓ノ發掘(四)物ノ毀壞ヲ掲ケ斯ル重大ナル處分行爲ヲモ爲シ得ヘキコトヲ認メタリ。

二 人ノ身體ハ檢證ノ目的ト爲ルヤ否ニ付テハ從來議論ノ存スル所ナリシモ本法ニ於テハ人ノ身體モ事實發見ノ爲必要ナル場合ハ檢證ノ目的物ト爲スコトヲ許容セリ、然レトモ身體ニ對スル檢證ハ身體ノ不可侵權ニ對シ關係ヲ有スルヲ以テ被告人ノ身體ト他人ノ身體トノ間ニハ其ノ檢査ヲ爲スニ付多少ノ差違ヲ設クルノ要アリ、故ニ本條ニ於テ被告人ノ身體檢査ニ付テハ事實發見ノ爲必要アルトキハ他ノ條件ヲ待タスシテ直ニ之ヲ爲シ得ルモ被告人以外ノ者ノ身體檢査ニ付テハ一定ノ證據ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合ナルコトノ一條件ヲ付シ其ノ檢査ヲ一層嚴重ニ爲サシムルコトトセリ、一定ノ證據ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合トハ例ハ

ハ被害者ノ傷害ノ存否、又ハ傷害ノ程度等ヲ明瞭ニスル如キ場合ヲ謂フナリ。

三 婦人ノ身體檢査ハ身體搜索ト同シク婦人ノ節操ト重大關係ヲ有スルヲ以テ之カ檢査ヲ爲スニ付テハ被告人タルト否トニ區別ナク特ニ鄭重ノ手續ニ依リ他日ノ疑點ヲ遺ササル様ニ層ノ注意ヲ必要トス、故ニ本條ニ於テハ之カ救濟方法トシテ婦女ノ身體ヲ檢査スル場合ニハ醫師又ハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムヘキコトヲ以テセリ。

四 死體ノ解剖、墳墓ノ發掘ノ如キハ社會風教ニ及ホス影響大ナルヲ以テ一面刑法ニ於テ一個人ノ爲ス故ナキ死體ノ解剖又ハ墳墓ノ發掘ハ刑ノ制裁ヲ設ケ之ヲ禁止スル所ナリ、刑法十八九條、一九〇條然ルニ本法カ檢證ニ當リテ此等ノ重大ナル處分ヲ許容スルハ公益ノ必要上止ムヲ得サルニ出テタルナリ、故ニ裁判所カ之ヲ行フニ付テモ他ノ檢證物ト異リ特ニ敬意ヲ拂ヒ禮儀ヲ失ハサルコトニ注意シ良風美俗ヲ毀損セサルコトヲ努メサルヘカラス、而シテ裁判所カ斯ル行爲ヲ爲スニ當リ、遺族アルトキハ之ニ通知スヘキモノトス。

第七十七條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ檢證ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得又但シ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル處アル場合ハ此ノ限ニ在ラス。

日没前檢證ニ著手シタルトキハ日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第七十六條ニ規定スル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

字解 日出、日没、住居主、番守者、邸宅、建造物、艦船(二五五條字解参照)

釋義 本條ハ檢證ニ關シ時ノ制限ヲ規定シタルモノナリ、日出前、日没後ハ所謂夜間ニシテ人ノ安靜スヘキ時間ナルヲ以テ其ノ時間ニ於ケル檢證ハ人ノ安靜ヲ害スルモノトス、故ニ日出前日没後ノ押收及搜索ヲ制限スルト同一理由ニ基キ檢證ニ付テモ同一制限ヲ設ケ住居主等ノ承諾アルニ非サレハ人ノ住居等ニ立入ルコトヲ禁止セリ、但シ檢證ニ付テハ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞アル場合アリ、例ヘハ夜間行ハレタル犯罪ニ付星明リ又ハ月明リニテ犯罪ノ場所カ一定ノ場所ヨリ實見セラルルヤ否ヲ檢證スル場合ノ如シ、斯ノ如キ場合ニハ例外ヲ設ケ以上ノ制限ニ從ハサルコトトセリ、又日没前檢證ニ著手シタルトキハ押收、搜索ノ場合ト同シク日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ許シ又賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行為ニ常用セラルルト認ムヘキ場所及夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所(但シ公開シタル時間内)ニ付テハ押收又ハ搜索ノ場合ト同シク時間ノ制限ヲ認メサルコトトセリ。

第七十八條 第七十七條、第七十四條、第七十七條乃至第六十二條及第六十八條ノ規定ハ檢證ニ付テ之ヲ準用ス

釋義 本條ハ檢證ニ付押收及搜索ノ規定ヲ準用スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、檢證ニハ其ノ取扱ヲ押收又ハ搜索ト同様ニ爲スヘキ場合多ク存スルヲ以テ更ニ同様ノ規定ヲ設クルコトナク、次ノ場合ニハ押收又ハ搜索ノ規定ヲ準用シテ取扱ヲ爲シ得ルコトトセリ。

第一、軍事上ノ秘密ヲ要スル場所ニ檢證ヲ爲ス場合ハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス(二四七條)

第二、檢證ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ之ヲ爲スヘキ地ノ(一)豫審判事(二)區裁判所判事(三)若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ囑託スルコトヲ得、而シテ受託官署ハ轉囑又ハ移送ヲ爲スコトヲ得(二五四條)

第三、公務所又ハ軍事用ノ廳舎若ハ艦船内ニ在リテハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ之ヲ立會ハシムルコトヲ要ス、其ノ他ノ場所ニ在リテハ住居主若ハ番守者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲ立會ハシムヘク、若シ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ鄰人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムルコトヲ要ス(二五七條)

第四、檢事、不拘留禁ノ被告人及辯護人ハ檢證ニ立會フ權ヲ有ス、從テ檢證ノ場合ハ急速ヲ要スル場合ノ外此等ノ者ニ檢證ノ日時、場所ヲ豫メ通知セサルヘカラス(二五八條、二五九條)

第五、必要アルトキハ檢證ノ際司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得(二六〇條)

第六、檢證ノ場所ニ他人ノ出入ヲ禁シ之ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分中ニ之ヲ留置スルコトヲ得(二六一條)

第七、處分中止ノ際ハ其ノ場所ヲ閉鎖シ看守者ヲ置クヘキモノトス(二六二條)

第八、檢證處分ニハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムルコトヲ要ス(二六八條)

第七十九條 豫審判事ハ檢證ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス

釋義 本條ハ檢證ニ關スル豫審判事ノ權限ヲ規定シタルモノナリ、檢證ハ公判及豫審ニ共通ノモノナルモ本法ハ裁判所ヲ本位トシテ檢證ノ規定ヲ設ケタルヲ以テ本條ニ於テ檢證ニ關スル豫審判事ノ權限カ裁判所ノ有スル權限ト同一ナルコトヲ明カニセリ。

第八十條 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取りタル場合ニ於テ急送ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

釋義 本條及次條ハ檢事又ハ司法警察官カ檢證ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、檢證モ人ノ住居身體等ニ關スル權利ヲ侵害スルコト多キヲ以テ原則トシテハ公訴提起ヲ待チテ必要ニ應ジテ判事之ヲ行フヘキモノトス、然レトモ現行犯又ハ特別ノ場合ハ起訴ヲ待チテ之ヲ行フニ於テハ有力ナル檢證物ヲ喪失スル虞アルコト多シ故ニ特定ノ場合ヲ限定シテ公訴提起前急速ヲ要スル場合ニ限り檢事又ハ司法警察官ニモ檢證ヲ許容スルコトトセリ、次條ハ現行犯ノ場合ノ檢證ヲ規定シ本條ハ其レ以外ノ特定ノ場合ニ於ケル檢證ヲ規定セリ、本條特定ノ場合ハ一七〇條ニ於テ檢事又ハ司法警察官カ押收又ハ搜索ヲ爲シ得ヘキ場合ト同様ナルヲ以テ同條ノ說明ヲ参照スヘシ。

第八十一條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急送ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り檢證ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ檢事又ハ司法警察官カ現行犯ノ場合ニ其ノ現場ヲ檢證シ得ルコトニ關スル規定ナリ、現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船内ニ入りテ檢證ヲ爲スコトヲ得但シ場所及時間ノ制限ニ從フハ裁判所ノ檢證ト同一ナリ、一八三條

第八十二條 變死者又ハ變死ノ疑アル死體アルトキハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事視ヲ爲スヘシ

前項ノ處分ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ引續キ檢證ヲ爲スコトヲ得

檢事ハ司法警察官ヲシテ前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サシムルコトヲ得

字解 變死者 トハ自然的原因ニ因ラスシテ死亡シタル者ヲ謂フ、自殺タルト他殺タルト、天然力ニ因ルト人カニ因ルトハ之ヲ問ハサルナリ、例ヘハ窒息死、溺死、絞殺、餓死、電撃死、中毒死ノ如キハ何レモ此ノ場合ニ屬ス。
檢視 トハ變死者ノ身體ニ付檢分視察スルヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ檢事ニ檢視ヲ命シタル規定ナリ、變死トハ其ノ死因自然ニ出テサル場合ニシテ犯罪ニ原因スルコト多キヲ以テ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ニ付テハ檢事ニ對シ其ノ死體ニ付檢視ヲ爲スヘキコトヲ命セリ、之カ檢視ヲ爲ス檢事ハ其ノ死體ノ存スル土地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事トス、檢事カ檢證ニ際シ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢視ニ引續キ檢證ヲ爲スコトヲ得、故ニ此ノ際ノ檢證ハ未タ犯人ノ誰ナルカニ付不明ナル場合ト雖犯罪アリタルコトヲ發覺スルニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ、此ノ場合檢事カ檢證ニ因リ犯人ヲモ發見シタルトキハ一二三條第五號ニ依リ被告人ニ對シ勾引狀ヲ發シ又一七〇條ニ從ヒ押收又ハ搜索ヲ爲シ、又一八〇條ニ從ヒ別個ニ檢證ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。

二 右ノ變死者ノ檢視並之ニ基ク檢證ハ檢事ヲシテ爲サシムルヲ原則トシタレトモ場合ニ依リテハ自ラ之ヲ行フヲ便宜ト爲ササルコトアリ、此ノ場合ニ於テハ司法警察官ヲシテ之カ處分ヲ行ハシムルヲ得ルコトトセリ。

第八十三條 第四百十七條、第五百十七條、第六十一條、第六十二條、第六十七條及第六百七十七條ノ規定ハ檢事又ハ司法警察官ノ爲ス檢證ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ檢事又ハ司法警察官ノ行フ檢證ニ關シ裁判所ノ爲ス檢證ニ依ラシムルヘキ場合ニ關シタルモノナリ、軍事上秘密ヲ要スル場所ノ檢證(四七條)檢證ノ際ノ立會ノ規定(五七條)檢證ノ場合他人ノ出入禁止ノ規定(一六一條)檢證中止ノ規定(一六二條)檢證ニ關シ必要處分ヲ爲シ得ル規定(二七六條)檢證時間ノ制限ノ規定(二七七條)等ハ全部裁判所ノ行フ檢證ト同様ニ爲シ得ルコトトセリ。

第十三章 證人訊問

釋義 一 證人トハ自己ノ實驗シタル事實ヲ當該機關ニ供述スル第三者ヲ謂フ、故ニ證人タル者ハ當該訴訟ニ關シ第三者ノ地位ニ在ル者ナラサルヘカラス、換言スレバ證人タルニハ訴訟ニ關係セル裁判所職員(判事、裁判所書記、當事者、檢事、被告人及私訴當事者及當事者ノ代表者、代理人、辯護人、輔佐人以外ノ者)タルコトヲ要ス、但シ私訴原告ハ公訴ニ於テ證人ト爲ルハ妨ケナシ、共同被告人モ互ニ證人タルヲ得ス、蓋同一事件ニ於テ被告人タル資格ト證人タル資格トヲ併有スルコトハ法ノ許ササル所ナリ、然レトモ共同被告人トハ現ニ同一訴訟手續ニ於テ共ニ被告人トシテ審判セララル者ヲ指スヲ以テ曾テ共同被告人タリシモ既ニ被告人タル地位ヲ失ヒシ者及事件カ分離セラレタル以上ハ共同被告人ニ非サルヲ以テ證人ト爲スニ妨ケナシ、代表者、代理人、辯護人及輔佐人ノ如キモ證人ト爲リ得サルハ現ニ其ノ事件ニ關與シ證人ト兩立シ得サル地位ニ在ル爲ニ存スルヲ以テ其ノ資格消滅シタルトキハ證人ト爲ルニ妨ケナキナリ、又證人ハ自己ノ實驗シタル事實ヲ當該機關ニ供述スル者ナルヲ以テ其ノ證言ハ多クハ過去ニ見聞シタル事實

ヲ供述スルヲ普通トスレトモ必スシモ過去ノ事實又ハ見聞シタル事實ノミニ限定スヘキモノ
 ニ非ス、現在ノ事實又ハ見聞以外ノ實驗モ證言ト爲ルコトアリ、例ヘハ公判ニ於テ被告人ヲ示サ
 レ證人カ殿打セラレタル加害者ハ此ノ人ナリヤト訊問セラレ然リト答フルカ如キ現在ノ事實
 ヲ供述スルモノナレトモ仍ホ證言タルニ妨ケナク、又觸覺、臭覺又ハ味覺ニ依リテ得タル經驗ハ
 見聞ニ基ク實驗ニ非サルモ是亦證言タルニ妨ケナキカ如シ、又證言ハ實驗シタル事實ヲ供述ス
 ルニ在ルヲ以テ其ノ實驗シタル事實ヲ基礎トシテ供述スルモノハ推測ニ亙ル事項ト雖仍ホ證
 言ト謂フニ妨ケナシ、但シ特別ノ智識ニ依ルニ非サレハ爲シ得サル判斷ハ鑑定ニシテ證言ニ非
 サレトモ本法ニ於テハ實際ノ便益ヲ圖リ斯ル事項モ鑑定ニ依ル外證言トシテモ有效ナルモハ
 ト爲セリ、(二〇六條)

二 證人ハ前説明ノ如ク當該訴訟事件ノ第三者ナリト雖證人訊問ハ訴訟上重要ナル證據調
 ニ屬スルヲ以テ公益ノ必要上證人ニハ一定ノ義務ヲ負擔セシム、(一)出頭ノ義務、(二)宣誓義務及(三)
 供述ノ義務即チ是ナリ、出頭ノ義務トハ證人トシテ當該機關カ必要トスル場所ニ出頭シ退去ノ
 許可アル迄在留スヘキ義務ヲ謂ヒ、宣誓ノ義務トハ其ノ供述ノ眞實ナルコトヲ確保スル爲法律
 ニ規定シタル方式ニ從ヒ誓ヲ爲ス義務ヲ謂ヒ、供述ノ義務トハ當該機關ノ訊問ニ對シ陳述ヲ爲
 ス義務ヲ謂フ、

三 證人訊問ニ關シテモ舊法ニ於テハ主トシテ豫審ノ章ニ規定シ(舊刑訴一五條以下)タレ
 トモ證人訊問ハ公判及豫審ニ共通スルノミナラス檢事、司司法警察官ニモ必要ノ場合存スルヲ
 以テ本法ニ於テハ被告人訊問ノ場合ト同シク總則中ニ特別ノ一章ヲ設ケテ共通ノ規定ヲ全部
 網羅スルコトトセリ、

第八十四條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

釋義 本條ハ證人能力ヲ有スル者ヲ規定シタルモノナリ、證人ノ資格アル者ハ訴訟關係者以外
 ノ第三者ナルコト本章ノ冒頭ニ説明セル所ナリ、然レトモ第三者タル以上ハ天皇、治外法權者ノ
 如ク裁判權ニ服從セサル者ヲ除キ其ノ國籍身分年齢ノ如何ヲ問ハス何人ト雖證人トシテ裁判
 所ノ訊問ヲ受クル義務ヲ負フモノトス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、故ニ内國人ハ
 勿論外國人ト雖外國ノ使節其ノ家族又ハ附屬員ノ如ク治外法權者ニ非サル限りハ證人能力ヲ
 有スヘク又現役ノ軍人、軍屬ハ通常裁判所ノ裁判權ニ服セサルモ證人能力ニハ何等缺クル所ナ
 シ、又幼者及精神病者ト雖亦證人能力ヲ有スヘシ、

**第八十五條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ知得タル事實ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ
 秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ
 之ヲ訊問スルコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコ
 トヲ得ス**

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

字解 公務員、公務所、帝國ノ安寧、國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監、軍事參議官、勅許(一四八條字解參照)

釋義 本條ハ勅許ヲ受ケ又ハ監督官廳ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ證人訊問ヲ爲シ得サル場合ヲ規定シタルモノナリ。本條ニ於テ公務員又ハ公務員タリシ者カ知得タル事實ニ付本人又ハ公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スル旨申立テタルトキ勅許又ハ監督官廳ノ許可アルニ非サレハ證人訊問ヲ爲シ得サルモノト爲シタルハ一四八條ニ於テ押收又ハ搜索ニ同様ノ條件ヲ付シタルト同趣旨ニ出テタルモノニシテ證言ノ結果帝國ノ公安ニ危害ヲ及ホス虞アル事項ニ付テハ假令犯罪訴追ノ爲必要ナル事項ト雖之ヲ證言セシメサルヲ至當ト認メタルニ依リタルモノナリ。而シテ第二項列記ノ者ニ勅許ヲ要スト爲シタルハ此等ノ者ノ在職中ハ天皇ニ隸屬シ監督スヘキ官廳存セサルカ爲ナリ。

第八十六條 左ニ掲ケル者ハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一 被告人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ被告人ト此等ノ親族關係アリタル者

二 被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人

三 被告人ヲ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者

共同被告人ノ一人又ハ數人ニ對シ前項ノ關係アル者ト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

字解 配偶者、四親等内ノ血族、三親等内ノ姻族、後見監督人、保佐人。(二四條字解參照)

後見人 トハ親權ヲ脫シタル未成年者又ハ禁治産者ノ身體及財産ヲ保護、監督スヘキ職務ヲ有スル者ヲ謂フ。(民法九〇〇條以下)

共同被告人 トハ同一訴訟手續ニ於テ共ニ被告人トシテ審判セララルル者ヲ謂フ。

釋義 本條ハ被告人ト身分關係アル者ニ證言拒絕權ヲ認メタル規定ナリ。被告人ト近親ノ身分關係アル者ニ證言ヲ強制スルハ人情ニ反スルヲ以テ之ニ一定ノ制限ヲ付スルノ要アリ。然レトモ其ノ範圍ヲ擴張スルトキハ徒ラニ有力ナル證據ヲ失フ虞アルヲ以テ社會ノ實情ニ鑑ミ其ノ範圍ヲ一定セリ。左ノ如シ。

第一、被告人ノ(一)配偶者、(二)四親等内ノ血族、(三)三親等内ノ姻族、及(四)被告人ト此等ノ親族關係アリタル者、叙上ノ者ハ親族中最モ近親ナル者ナルヲ以テ特ニ證言拒絕權ヲ認メタルナリ。證言ノ當時斯ル身分關係ヲ有スル者ハ勿論離縁離婚等ニ因リ現ニ其ノ身分ヲ有セサル

モ以前斯ル身分ヲ有シタル者ハ其ノ關係ニ於テ差違ナキヲ以テ同様ニ取扱フコトトセザル

第二、被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人、

第三、被告人ヲ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者、此等第二、第三ノ者ハ第一ニ列記ノ者ト同様ノ者又ハ之ニ次ク近親者ニシテ現ニ特別ノ身分關係ヲ相互ニ有シ身體又ハ財産ノ保護監督ニ關シ受働及能働ノ地位ニ在ル者ナルヲ以テ第一ノ者ト共ニ證言拒絕權ヲ許容シタルナリ、此等ノ證言拒絕權者ハ第一ト異リ現在ノ身分關係ヲ有スル者ト止マルヲ以テ假令過去ニ於テ此等ノ關係ヲ有スルモ證言當時其ノ身分ヲ喪失スルニ於テハ證言拒絕權ヲ有セザルナリ。

以上第一乃至第三ニ該當スル者ハ其ノ者ト以上ノ身分關係ヲ有スル被告人ノ被告事件ニ關シ證言拒絕權アルコト前叙ノ如シ、故ニ其ノ被告人ノ被告事件ニ關聯スル以上ハ共同被告人ノ爲ニモ證言拒絕權ヲ有スルヤ論ナシ、然ラサレハ共同被告人ノ爲ニ爲シタル證言ハ延イテ證人ト身分關係アル被告人ニ直接影響ヲ及ホシ一面其ノ證人ニ證言拒絕權ヲ認メタル何等ノ實益存セサレハナリ、然レトモ身分關係ナキ共同被告人ノ爲ニ關スル事項ニ付テハ證言拒絕ヲ爲サシムヘキ理由ナキヲ以テ此ノ場合ニ付テハ證言拒絕權ヲ賦與セサルコトトセリ、例ヘハ共同被告人一人ノミノ素行ヲ特ニ訊問スルカ如キ又ハ共同被告人ナルモ共犯關係ヲ有セサル別個ノ事件ニ關スル事實ヲ訊問スル場合ノ如シ。

第八十七條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、辨理士、公證人、宗教

若ハ禱記ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシ

テ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

字解 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、辨理士、公證人、宗教

衆著者ハ禱記ノ職ニ在ル者(一四條字解參照)

釋義 本條ハ業務上秘密ヲ守ル事項ニ付證言拒絕權ヲ認メタル規定ナリ、本條列舉者ハ業務上秘密事項ヲ見聞スルコト多ク、又之ヲ探知スルニ非サレハ完全ニ職務ヲ執行スルコトヲ得サル場合存スルヲ以テ、此等ノ者ニ對シテハ特ニ默秘義務ヲ認メ、業務上委任ヲ受ケタル爲知得タル秘密事實ニ付テハ他ニ漏泄スルヲ禁シアルニ依リ押收又ハ搜索ニ關スル一四九條ノ場合ト同シク本人ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ供述ヲ拒絕セシムルヲ至當ト認メ本條ノ規定ヲ設ケタルナリ。

第八十八條 證言ヲ爲スニ因リ自己又ハ自己ト第八十六條第一項ニ規定スル關係アル者刑事

訴追ヲ受ケル虞アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得

現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サルト

キ亦前項ニ同シ

釋義 本條ハ證言ヲ爲スニ因リ自己又ハ近親ノ者ニ刑事訴追ヲ受ケタル場合證言ヲ拒絕

權ヲ認メタルモノナリ、自己ノ證言ニ因リ自己又ハ近親ノ者カ刑事訴追ヲ受クル處アル場合其ノ者ニ證言ヲ強制スルハ人情ニ反スルヲ以テ特ニ證言拒絶權ヲ賦與シタルナリ、但シ近親者ノ範圍ハ一八六條第一項ノ場合ト同シク、(一)證人ノ配偶者、四親等内ノ血族、若ハ三親等内ノ姻族又ハ證人ト此等ノ親族關係アリタル者、(二)證人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人、(三)證人ヲ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者ニ限レリ、又現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サル者ハ一面ニハ刑事被告人トシテ防禦權ヲ賦與セラレ供述ノ義務ナキニ拘ラス、同一關係事項ヲ證人トシテ供述ノ義務ヲ負ハシムルハ人情ニ反スルヲ以テ此ノ場合ニモ前同様證言拒絶ノ權ヲ賦與セリ、然レトモ證人ノ被告事件確定シタル以上ハ被告人トシテノ防禦權ヲ有セサルノミナラス自己ノ證言如何ニ因リ直接利害ヲ蒙ルコトナキヲ以テ證言拒絶權ヲ除外セリ。

第八十九條 證言ヲ拒ム者ハ之ヲ拒ム事由ヲ疏明スヘシ但シ前條ノ場合ニ於テハ其ノ事由ノ相違ナキ旨ノ宣誓ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得

證言ヲ拒ム者之ヲ拒ム事由ヲ疏明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ爲ササルトキハ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下スヘシ

字解 疏明(二七條字解參照)

宣誓ハトハ自己ノ陳述ノ眞正ナルコトヲ誓フヲ謂フ。

釋義 本條ハ證言拒絶權ヲ有スル者カ拒絶權ヲ行使スル方法ヲ規定シタルモノナリ、證言拒絶權ヲ有スル者モ法律上證人能力ヲ有スル者ニシテ唯特別ノ事情ヨリシテ之ニ證言拒絶權ヲ賦與シタルニ過キス、故ニ證言拒絶權ヲ有スル者カ自己ノ拒絶權ヲ行使スルト否トハ隨意ニシテ之カ行使ヲ爲サントスルニハ其ノ事由ヲ申立テ之ヲ疏明セサルヘカラス、然レトモ前條ノ場合ニ於テハ其ノ疏明ヲ爲スコト困難ナル場合多カルヘキヲ以テ宣誓ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ許セリ、宣誓ノ趣旨ハ申請事由ノ相違ナキ旨ヲ裁判所ニ誓フモノトス、證言拒絶權者其ノ拒絶ヲ申立タルニ拘ラス其ノ事由ヲ疏明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ決定ノ形式ヲ以テ其ノ申請ヲ却下スヘキモノトス、

第九十條 召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處シ且出頭セサルニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

字解 正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ病氣不在等、事實上出頭ヲ爲シ得サル事由ナクシテ出頭セサルヲ謂フ。

釋義 本條ハ證人ノ出頭義務及之ニ對スル制裁ヲ規定シタルモノナリ、證人トシテ裁判所ヨリ召喚セラレタル者ハ其ノ呼出ニ應シ裁判所ノ指定シタル日時、場所ニ出頭スヘキ義務ヲ負フモノトス、而シテ召喚ヲ受ケタル證人ニシテ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ所謂出頭ノ義務

務ニ違背スルモノナルヲ以テ次ノ制裁ヲ科スルコトトセリ。
第一、五十圓以下ノ過料ニ處スルコト。
第二、過料ト共ニ出頭セサルニ因リ生シタル費用ノ賠償即チ召喚狀送達ノ費用ノ賠償ヲ命スルコト。

以上二個ノ制裁ヲ證人ニ科スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ形式ヲ以テ爲スヘキモノトス。過料ノ制裁ハ刑事罰ニ非スシテ秩序罰ナリ。過料ノ制裁ハ訴訟法ニ於テ特ニ命スル制裁ナルヲ以テ一ニ訴訟罰トモ稱ス。然レトモ秩序罰又ハ訴訟罰ハ刑事罰ニ非サルヲ以テ刑事罰ニ關スル法則ヲ之ニ適用スルヲ得ス。故ニ證人カ正當ノ事由ナクシテ數度出頭セサルトキ此ノ數度ノ不出頭ニ對シ制裁ヲ科セントスルニハ各不出頭毎ニ獨立シテ過料ノ制裁ヲ科スヘク、之ニ刑ノ連續犯ノ觀念ヲ容レ之ヲ連續シタル一個ノ不出頭義務ノ違背ナリトシテ單一ノ制裁ヲ科スヘキモ、出頭セサル證人ニ對シ最後ノ分ノミニ過料ノ制裁ヲ科スルハ妨ケナキ所ナリ。但シ最後ノ分ノミニ過料ノ制裁ヲ科スルニ當リテハ其ノ費用ノ賠償モ最後ノ召喚狀送達ニ關スル分ノミノ賠償ヲ命スヘク費用賠償ノミニ付前數回ノ分ヲ包括シテ命スヘキモノニ非ス。過料ノ制裁ヲ科シタル決定ニ對シテハ證人ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ許セリ。此ノ場合不出頭ニ付正當ノ事由アリシコトヲ說明シタルトキハ抗告裁判所ハ勿論原裁判所ニ於テモ之カ更正ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

第九十一條 召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

釋義 本條ハ證人カ召喚ニ應セサル場合裁判所ノ處置方法ヲ規定シタルモノナリ。證人訊問ハ訴訟上重要ナル證據調ニ屬スルヲ以テ證人ノ出頭義務ハ公益上ノ理由ニ基キ各人ニ課シタル義務ニシテ正當ノ事由ナクシテ之ニ應セサル者ニ對シテハ前條ニ依リテ過料ノ制裁ヲ科シ間接ニ出頭ヲ強制シ得ヘシト雖之ニ依リテ單一出頭セサル證人ニ對シテ過料ノ制裁ヲ科スルニ止マリ證據調ノ目的ヲ達スルヲ得サルヲ以テ更ニ現實ニ其ノ目的ヲ遂行スル方法ヲ講セサルヘカラス。故ニ本條ニ於テハ之カ遂行ノ方法トシテ(一)再度ノ召喚ヲ爲シ得ルコト、又ハ(二)勾引ヲ爲シ得ルコトノ二方法ヲ認メリ、不出頭ノ證人ニ對シテ再度ノ召喚ヲ爲シ得ヘキコトヲ俟タス。然レトモ再度ノ召喚ニ依リテモ其ノ目的ヲ達シ得サルモノト認メタル場合ハ直接ノ強制力ヲ使用スルヨリ外ニ途ナキヲ以テ裁判所ノ自由裁量ニ依リテ再度ノ召喚又ハ勾引ノ一ヲ選擇シ得ルコトヲ許容シタルナリ。

第九十二條 第八十四條及第九十九條ノ規定ハ證人ノ召喚ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ證人ノ召喚手續ヲ規定シタルモノナリ。證人ノ召喚ハ被告人ノ召喚ト同シク召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲シ、其ノ召喚狀ハ送達ノ方法ニ依リテ送達スヘキヲ原則トス。然レトモ證人ニ對スル召喚ノ送達ハ出頭ノ日時場所ヲ證人ニ告知スルニ在ルヲ以テ送達ノ方法ニ依ラサルモ同様ニ其ノ目的ヲ達シ得ル場合ハ其レニ依ルヲ適當ト認メ被告人ノ召喚ノ場合ト同シク以上

以原則ニ對シテ次ニ簡易方法ヲ認メタリ。

第二、期日ニ出頭スヘキ書面ヲ差出シタルトキ、

第二、出頭シタル證人ニ對シテ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキ、

以上第一、第二ノ場合ニ於テハ召喚狀ノ送達ト同一效力ヲ有スルモノトセリ、

第三、證人裁判所ニ近接スル監獄ニ在ルトキハ監獄官吏ニ通知シテ召喚ヲ爲シ得ルコト、此

ノ場合ニハ證人監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做スヘ

キモノトス。

第九十三條 第八十八條、第九條乃至第九十五條及第九十九條ノ規定ハ證人ノ勾引ニ付テハ準用ス

釋義 本條ハ證人ノ勾引ニ關スル手續ヲ規定シタルモノナリ、證人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ爲

スヘク勾引狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ司法警察官吏之ヲ執行スルヲ原則トス、但シ急速ヲ要スル場

合ニ於テハ、(一)裁判長、(二)受命判事、(三)豫審判事、又ハ、(四)區裁判所判事其ノ執行ヲ指揮スル

ヲ得ルモノトス、而シテ之カ執行ハ勾引狀ノ原本ニ依リテ爲ササルヘカラス、其ノ他勾引ニ關ス

ル執行手續ハ被告人ニ對スル勾引狀ノ執行ト同様ナルヲ以テ其ノ手續ヲ規定スル一〇〇條乃

至一〇五條及一〇九條ヲ準用スルコトトセリ。

第九十四條 證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ニハ其ノ氏名及住居、被告人ノ氏名並被告事件ヲ記載シ

裁判長之ニ記名捺印スヘシ

召喚狀ニハ出頭スヘキ年月日時及場所並出頭セザルトキハ過料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトア

ルヘキ旨ヲ記載スヘシ

召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クとも二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ

此ノ限ニ在ラス

釋義 一、本條ハ證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、證人ノ召喚狀又ハ勾

引狀ニハ左ノ事項ヲ記載シテ裁判長之ニ記名捺印スヘキモノトス、此ノ場合ニ於ケル裁判長ノ

記名捺印ハ裁判所ヲ代表シテ爲スモノナリ、

第一、證人ノ氏名、氏名不明ナルトキハ其ノ證人ノ誰ナルカヲ確知シ得ル程度ニ之ヲ記載ス

ヘシ、例ヘハ甲ノ妻又ハ俗稱乙ト記載スルカ如シ。

第二、證人ノ住所

第三、被告人ノ氏名

第四、被告事件

第三、第四ヲ要件トシタルハ證人ニ被告人カ誰ニシテ如何ナル事件ニ依リテ公訴セラレアルヤ

ヲ知ラシメ以テ證人カ如何ナル事件ニテ訊問セララルヤ豫メ告知スルヲ適當ト認メタルニ

由ル、

以上ハ召喚狀及勾引狀ニ共通ノ要件ナルカ尙ホ召喚狀ニハ其ノ要件ノ外左ノ事項ヲ記載スル

第五、出頭スヘキ年月日時

第六、出頭スヘキ場所

第七、出頭セサルトキハ過料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨

第五第六ノ要件ヲ記載スルハ證人ニ出頭ノ日時場所ヲ知ラシムル爲ニシテ第七要件ヲ記載スルハ證人ヲシテ其ノ出頭ヲ忽ニセシメス且其ノ制裁ヲ知ラシメンカ爲ナリ。

二 召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クトモ二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ此ノ猶豫期間ハ其ノ最短期ヲ示セルノミ故ニ其ノ時間ノ長キハ固ヨリ妨ケナシ又此ノ猶豫ヲ與フルハ證人ノ家事ヲ成ルヘク妨害セサル精神ニ出ツルモノトス出頭ノ猶豫ハ路程ノ遠近ニ拘ラス同様ナリ證人遠隔ノ地ニ在ルトキハ出頭ノ猶豫期間ノ外附加期間ヲ附與スヘキモノトス(八二條但シ急速ヲ要スル場合ハ此等ノ猶豫期間又ハ附加期間ヲ付與セサルコトヲ得)

第九十五條 證人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキカ否及第九十六條第一項ニ規定スル關係アル者ナリヤ否ヲ取調フヘシ

第九十六條第一項ニ規定スル關係アル者ニハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告クヘシ

釋義 本條ハ證人ニ對シ宣誓前ニ訊問スヘキ順序ヲ規定シタルモノナリ證人ニ對シ第一答ニ訊問スヘキ事項左ノ如シ。

第一、召喚シタル證人ニ相違ナキカ否ヲ確ムル旨ノ訊問ヲ爲スコト、之カ爲ニハ氏名年齢職業住居等ヲ訊問スルヲ普通トス然レトモ之ノミニテ不充分ナルトキハ進ンテ人違ナキカ否ニ關スル他ノ事項ヲモ訊問セサルヘカラス。

第二、證人ノ人違ナキカ否ヲ確ムルト同時ニ證人ニ一八六條第一項ノ(一)親族(二)後見人

(三)後見監督人(四)保佐人ノ關係アリヤ否ヲ取調フルコト、而シテ若シ證人カ一八六條第一項

ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ證言ヲ拒絶スルコトヲ得ル旨ヲ告クヘキモノトス證人カ一八六條第一項ニ該當スル者ナランニハ法律上當然證言拒絶權ヲ有スヘキモ多數ノ證人ノ内ニハ斯ル拒絶權アルコトヲ了知セサル者ナキヲ保セス故ニ法律ハ總テノ證人ニ充分其ノ趣旨ヲ徹底セシメント欲シ特ニ其ノ告知ヲ必要トシタルナリ。

第九十六條 證人ニハ宣誓ヲ爲サシムヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

釋義 證人訊問ハ重要ナル證據調ニシテ其ノ證言ハ被告人ヲ斷罪スル上ニ於テ有力ナル證據ト爲ルモノナリ故ニ其ノ證言ニシテ真正ヲ保スル能ハサランカ斷罪上非常ニ危險ナルヲ以テ之カ確保ノ方法トシテ證人ニ宣誓ノ義務ヲ命ジ宣誓ノ上虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ニハ偽證ノ刑ニ處スルコトト爲シ(刑法一六九條)タリ故ニ證人ニ對シテ特ニ宣誓ノ義務ヲ免除シタル者ニ一〇一條ノ外總テノ證人ニ宣誓セシメサルヘカラス是レ本條ノ規定アル所以ナリ。

第九十七條 宣誓ハ訊問前之ヲ爲サシムヘシ但シ宣誓ヲ爲サシムヘキ者ナリヤ否ニ付疑アルト

キハ訊問後之ヲ爲サシムルコトヲ得

釋義 本條ハ宣誓ヲ爲スヘキ時期ヲ規定シタルモノナリ、前條説明ノ如ク宣誓ハ證言確保ノ方式ナルヲ以テ證言ヲ爲ス以前ニ於テ之カ宣誓ヲ爲シ其ノ宣誓ノ趣旨ヲ了解セシメタル上正實ナル證言ヲ爲サシムルヲ至當トス、是レ本條ニ於テ宣誓ハ訊問前ニ爲サシムルハキヲ原則トシタル所以ナリ、然レトモ事案ニ依リテハ訊問終了ノ上ニ非サレハ宣誓ヲ爲サシムルヘキ證人ナリヤ否ニ付疑ノ存スルコトアリ、故ニ斯ル場合ニ於テハ訊問後ニ於テ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得セシメタリ。

第九十八條 宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ但シ訊問後宣誓ヲ爲ス場合ニ於テハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサリシコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ證人ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ

釋義 一 本條ハ宣誓ノ方式ヲ定メタルモノナリ、歐洲諸國ニ於テハ證人ノ宣誓ハ神明ニ對シテ爲スヲ通例トス、我國ニテモ古代ニ於テハ神明ニ誓盟シタル事例ナキニ非スト雖近代ニ於テハ斯ル事例存セサルヲ以テ宣誓ニ付テハ全然宗教的意義ヲ離レ裁判所ニ對シテ之ヲ爲スヘキモノト爲シタリ、然レトモ宣誓ノ形式ハ嚴肅ナルヲ要ス、宣誓ノ上ハ證人ヲシテ誠心誠意眞正ナル供述ヲ爲ササルヘカラサルカ如キ觀念ヲ懷抱セシムル様威嚴アルモノト爲ササルヘカラス、舊法ニ於テハ宣誓書ハ裁判所書記ヲシテ讀聞カサシメタルニ止メタルモ(舊刑訴一二二條)本條ニ於テハ宣誓ハ裁判長自ラ起立シテ宣誓書ヲ朗讀スヘキ旨ヲ命セリ、是レ其ノ精神ヲ明確ニシタルモノニシテ裁判長起立シテ宣誓書ヲ朗讀スル際ハ陪席判事、裁判所書記、檢事ヲ始メ被告人其ノ他ノ訴訟關係人及傍聽者モ共ニ起立シテ宣誓ノ式ヲシテ威嚴アルモノト爲サシムルコト肝要ナリ。

二 宣誓ハ宣誓書ニ依リテ爲サシムルヘク宣誓書ニハ「良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘキモノトス、但シ宣誓ヲ訊問後ニ爲ス場合ニハ過去ノ文詞ヲ使用シテ」良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサリシコトヲ誓フ旨ヲ記載シ證人ハ裁判長ノ朗讀ヲ待チテ宣誓書ニ署名捺印スヘキモノトス、署名又ハ捺印スルコト能ハサルトキハ七四條ノ手續ニ從フヘキモノトス。

第九十九條 宣誓ヲ爲サシムルヘキ證人ニハ宣誓前偽證ノ罰ヲ告クヘシ

釋義 本條ハ證人ニ偽證ノ罰ヲ告知スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、證人カ宣誓ノ上虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ、三月以上十年以下ノ懲役ニ處セララルコトハ刑法ノ明定スル所ナリ、(刑法一六九條)然レトモ多數ノ證人ノ内ニハ偽證ニ關シ如何ナル制裁アルヤヲ知了セサルモノナキヲ保セス、故ニ本條ハ宣誓ヲ爲サシムルヘキ總テノ證人ニ對シテ宣誓ニ先立チ偽證ノ罰ヲ告知ス

ヘキコトヲ命シ一面證人ヲシテ偽證ノ罰ノ如何ナルモノナルカヲ知了セシムルト同時ニ一證人ノ權威アルモノナルコトヲ示シ、證人ヲシテ誠心ヨリ眞實ノ證言ヲ吐露セシムルニ努メタリ。

第二百條 證人ノ宣誓ハ各別ニ之ヲ爲サシムヘシ

釋義 本條ハ同一公判期日ニ數多ノ證人ニ宣誓ヲ命スル場合ノ方法ヲ規定シタルモノナリ、宣誓ノ方式ハ嚴肅ニ爲スヘキモノナルコト一九八條ニ於テ既ニ説明セル所ナリ、故ニ數多ノ證人ニ宣誓ヲ命スル場合ニ於テモ其ノ式ハ省略スヘキモノニ非ス、一人ノ證人ヲ訊問スル場合ニ於ケルト同一方法ニ依リ各證人毎ニ個々ニ爲ササルヘカラス、是レ本條ノ規定アル所以ナリ。

第二百一、二條 證人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ宣誓ヲ爲サシメシテ之ヲ訊問スヘシ

- 一 十六歳未満ノ者
- 二 宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者
- 三 現ニ供述ヲスヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ其ノ嫌疑アル者
- 四 第八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ニシテ證言ヲ拒マサルモノ
- 五 第八十八條ノ場合ニ於テ證言ヲ拒マサル者
- 六 被告人ノ雇人又ハ同居人

前項第三號ノ規定ノ適用ニ付テハ犯人藏匿ノ罪、誘導湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虛偽ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ノ犯人ハ其ノ本犯ノ共犯ト看做ス

第一項ニ掲ケル者宣誓ヲ爲シタルトキト雖其ノ供述ハ證言タルノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

字解 被告人ノ雇人 トハ被告人ト雇傭契約ヲ結ビ被告人ヲ主人トシテ之ニ使ハルル者ヲ謂フ、法人カ被告人ナルトキハ其ノ法人ト雇傭契約ヲ結ビ之ニ使ハルル者ハ本號ノ雇人ナリトス。
被告人ノ同居人 トハ被告人ノ家ニ住居シ其ノ主宰ノ下ニ在ル者ニシテ親族又ハ雇人ニ非サル者ヲ謂フ、例ヘハ食客、書生、徒弟ノ如キヲ謂フ。
犯人藏匿ノ罪、誘導湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虛偽ノ鑑定通譯ノ罪、贓物ニ關スル罪(八條字解參照)

釋義 一 本條ハ宣誓ヲ爲サシメシテ證人ヲ訊問スヘキ場合ヲ規定ス、證人ハ宣誓ノ上訊問スヘキヲ原則トスレトモ或特別ノ事情ノ下ニ在ル證人ニ對シテハ宣誓ヲ爲サシメシテ訊問スルヲ至當ト爲ス者アリ、其ノ範圍ヲ如何ニ定ムヘキヤニ付テハ立法例一定セス、其ノ範圍ヲ擴大スルトキハ實際ノ運用ニ不便ヲ來スヘク又之ヲ狭少ニスルトキハ社交上又ハ道德上ノ慣行ヲ無視スルコトト爲リ、共ニ不當ノ結果ヲ生スルニ至ルヘシ、故ニ本法ハ社會ノ實情ヲ顧慮シ且從來ノ經驗ニ鑑ミ左ノ者ニ限り宣誓ヲ爲サシメシテ訊問シ得ルコトトセリ。

第一、十六歳未満ノ者、十六歳未満ノ者ハ未タ幼年者ニシテ身體及智力充分發達セサル者ナリ從テ之ニ對シテ宣誓ノ責任ヲ負ハシムルハ危險ナルヲ以テ宣誓ノ義務ヲ免除セリ、十六歳

未滿ナリヤ否ハ訊問當時ヲ標準トシテ決スヘシ。
第二、宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者、白痴癡癪者其ノ他知覺精神ノ不充分ナル者、如ク宣誓ノ本旨ヲ了解シ得サル者ニ對シテ宣誓ヲ強ユルハ幼年者ノ場合ニ於ケルカ如ク不當ナルヲ以テ此等ノ者ニモ宣誓ノ義務ヲ免除シタルナリ。

第三、現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ其ノ嫌疑アル者、此等ノ者カ被告人ノ地位ニ立ツ時ハ防禦權ノ行使トシテ供述ノ義務存セサルニ拘ラス偶々證人ト爲リタル理由ニ因リ宣誓ノ義務ヲ負ハシメ偽證ノ制裁ヲ科スルハ人情ニ反スルヲ以テ宣誓ノ義務ヲ免除シタルナリ、本號ノ適用ニ付テハ證言ヲ爲スニ當リ、(一)犯人藏匿ノ罪、(二)證憑湮滅ノ罪、(三)偽證ノ罪、(四)虚偽ノ鑑定通譯ノ罪、及(五)贓物ニ關スル罪ノ犯人ハ其ノ本犯トノ關係ニ於テハ共犯ト看做スコトトセリ、蓋此等ノ者カ本犯ノ爲ニ證言ヲ爲ス關係ハ共犯者ノ場合ト別段ニ相違スル所ナケレハナリ。

第四、一八六條第一項ニ規定スル關係アル者ニシテ證言ヲ拒マサル者、此等ノ者ハ元來證言拒絶ノ權アル者ナルヲ以テ其ノ者カ偶々其ノ拒絶權ヲ行使セザリシトスルモ彼等ヲシテ宣誓ノ上證言セシムルハ人情ニ反スルヲ以テ宣誓ノ義務ヲ免除シタルナリ。

第五、一八八條ノ場合ニ於テ證言ヲ拒マサル者、之ヲ認メタル理由モ第三、第四ノ場合ト同様ナリ。

第六、被告人ノ雇人又ハ同居人、此等ノ者ハ被告人タル雇主又ハ家ノ主宰者ニ對シテ特別ノ情證ナル者ナレハ之ニ對シテ宣誓ノ上供述セシムルハ普通ノ人情ニ反スレハナリ。

二、證人トハ自己ノ實驗シタル事實ヲ裁判所ニ對シテ供述スル者ヲ總稱スルモノニシテ宣誓ヲ爲シタルト否トハ證人ノ能力ニ何等消長ヲ及ホスモノニ非ス、又其ノ證言ノ效力ニ付テモ法律ハ特ニ優劣ノ區別ヲ設クルコトナシ、從テ特別ノ事情ノ下ニ宣誓義務ヲ免除スル者モ其ノ證言ニ對シテ偽證ノ制裁ナキニ止リ同シク證人ニシテ其ノ證言ニ付テハ宣誓ヲ爲シタル證人ノ證言ト同シク證據力ヲ有スルモノトス、故ニ裁判所ハ宣誓ヲ爲スヘカラサル者ニ誤リテ宣誓ヲ命シタルトキハ其ノ手續ニ違法アルハ勿論ナルモ之カ爲ニ證人ノ供述ヲ無効ト爲スヘキ理由ナシ、舊法ノ下ニ於テハ斯ル場合ノ證言ノ效力ヲ無効ト爲シアリタルヲ以テ特ニ本條ハ第三項ニ於テ之ニ關スル規定ヲ設ケ斯ル場合モ證言タル效力ニ消長ナキコトヲ明確ニ爲シタリ。

第二百二條 證人ノ供述證人若ハ之ト第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ耻辱ニ歸シ又ハ其ノ財産上ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アルトキハ宣誓ヲ爲サシメスシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

釋義 本條ハ裁判所カ證人ニ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、前條ノ場合ニ該當スル者ハ裁判所カ當然宣誓ヲ爲サシムルヲ得サル者ナリ、之ニ反シ本條ノ場合ハ證人ニ宣誓ヲ爲サシムヘキヤ否ニ關スル決定ノ權限ヲ一ニ裁判所ノ自由裁量ニ委シタルモ

ノナリ故ニ本條ノ場合ニ於テハ裁判所カ事案ニ應シ宣誓ヲ命スヘキカ否ヲ適宜決シ得ルモトス、本條ニ於テ証人ノ宣誓ヲ裁判所ノ自由裁量ニ委シタルハ(一)証人ノ供述カ証人若ハ証人ノ近親者即チ証人ト一八六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ恥辱ニ歸シ(二)又其等ノ者ノ財産上ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アルコトノ二場合ニ生スルモノトス。

第二百三條 証人ハ各別ニ之ヲ訊問スヘシ

後ニ訊問スヘキ証人在廷スルトキハ退廷ヲ命スヘシ

釋義 本條ハ二人以上ノ証人アル場合ノ訊問方法ヲ規定シタルモノナリ、証人ハ各別ニ訊問スヘキヲ原則トス、故ニ後ニ訊問スヘキ証人在廷スルトキハ退廷ヲ命セサルヘカラス、蓋多數ノ証人ヲ同列ニ置キテ訊問スルトキハ時ニ或ハ他ノ證言ニ雷同シ眞實ノ供述ヲ爲ササル虞アル場合ヲ生スルヲ以テナリ、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第二百四條 事實發見ノ爲必要アルトキハ証人ト他ノ証人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

字解 對質(一三七條字解參照)

釋義 本條ハ前條ニ對スル例外ヲ規定シタルモノナリ、証人ハ各別ニ訊問スヘキモノナルコト前條ニ規定スル所ナリ、然レトモ事案ニ依リテハ互ニ矛盾ヲ更正スルヲ必要トスル場合アルヘク又ハ對質ノ結果相互ノ供述ノ模様ヨリ何レノ證言カ眞實ナルヤヲ確ムル必要アルヘシ、故ニ此等ノ必要ニ應スル爲本條ハ前條ノ規定ニ例外ヲ設ケ事實發見ノ爲必要アルトキハ他ノ証人又ハ被告人トモ對質セシムルコトヲ許セリ。

第二百五條 証人ニハ訊問事項ニ付連絡シタル供述ヲ爲サシムヘシ

必要アル場合ニ於テハ証人ノ供述ヲ明白ナラシメ又ハ其ノ眞否ヲ判斷スル爲適當ナル訊問ヲ爲スヘシ

釋義 一 本條ハ証人ノ訊問ニ關スル訓示的規定ナリ、証人ノ訊問方法ニハ一定ノ方式チシ、証人ノ記憶ヲ喚起セシメ眞情ヲ供述セシメ得ルニ於テハ如何ナル方法ヲ採ルモ可ナリ、其ノ方法ノ如何ハ一ニ訊問者ノ熟練ニ待ツヘキノミ、然レトモ証人ノ訊問ニ付テハ成ルヘク斷片的訊問ヲ避ケ証人ノ記憶スル事實ハ之ヲ牽連セシメ前後ノ連絡ヲ保持シテ供述セシムルヲ必要トス、蓋斯ル訊問方法ハ供述者カ事實ノ眞相ヲ供述スル上ニ於テ容易ナルノミナラス、聽ク者ニ採リテモ證言ノ眞偽ヲ判斷スルニ最モ便宜ナレハナリ、是レ本條第一項ニ於テ特ニ其ノ旨ノ訓示的規定ヲ掲ケタル所以ナリ。

二 証人ノ訊問ハ証人ノ供述ヲ聽クヘキモノニシテ恐嚇、詐言ヲ用キテ之ヲ訊問スヘキモノニ非サルハ勿論誘導的訊問及諷示的訊問モ之ヲ避ケタルヲ至當トスヘク又究問ヲ爲スヘキモノニ非ズ、然レトモ証人ノ證言カ前後相矛盾シ或ハ曖昧ナルコトアリ、斯ル場合ニ於テハ其ノ供述ヲ明白ナラシメ又ハ其ノ眞否ヲ判斷スル爲適當ノ訊問ヲ發シ充分ニ其ノ眞相ヲ確メサルヘカラス、是レ本條第二項ノ規定アル所以ナリ。

第二百六條 證人ニハ其ノ實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲ供述セシムルコトヲ得

前項ノ供述ハ鑑定ニ屬スル故ヲ以テ證言タルノ效力ヲ妨ケララルコトナシ

釋義 證言ハ主トシテ實驗シタル事實其ノモノヲ供述セシムルニ在ルモノナレトモ證人ハ其ノ證言ヲ爲スニ當リ往々其ノ實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲモ同時ニ供述スルコトアリ、斯ル供述ハ單純ナル自己ノ意見ヲ陳述スルモノニ非スシテ自己ノ實驗シタル事實ヲ基礎トシテ供述スルモノナルヲ以テ特別ノ智能ヲ應用シテ爲シタルモノニ非サル限リハ純然タル證言ナリトス、斯ル推測モ亦事實ヲ判斷スルニ於テ有力ナル資料ト爲ルヲ以テ證人ヲシテ斯ル推測ヲモ供述セシムルヲ相當トス、本條第一項ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、然レトモ其ノ推測ハ學術、職業等ニ依リ得タル特別ノ智能ヲ應用シテ得タルモノナランニハ過去ノ事實ノ判斷ト雖鑑定ニ屬スヘキモノニシテ證言ニ非ス、故ニ證人ヲシテ斯ル推測ヲ爲サシムルハ純理ヨリ謂フトキハ宣誓ノ趣旨ニ反スル違法ノモノナリト謂ハサルヘカラス、例ヘハ自己ノ實驗シタル事實ニ基キ過去ニ於ケル物ノ價格ヲ定ムル供述ノ如キハ特別ノ智識ニ依リテ始メテ確定セラルル一個ノ意見ナルヲ以テ自己ノ實驗シタル事實ヲ基礎トスル供述ナレトモ鑑定ニシテ證言ニ非サルカ如シ、實驗シタル事實ニ因リ推測シタル供述カ特別ノ智識ニ依リタルヤ否ハ一見明瞭ナル場合モ存スレトモ其ノ何レニ依リタルヤ曖昧ニシテ其ノ間明確ナル區別ヲ爲シ得サル場合アリ、然ルニ理論上ノ嚴格ナル取扱ニ從ヒ鑑定ニ依ルヘキ事項ヲ證人トシテ供述セシムタル爲常ニ其ノ效ナキモノト爲スニ於テハ實際ノ取扱上不便尠カラス、故ニ本條第二項ハ實際ノ便益ニ鑑ミ推測シタル事項ヲ供述シタルトキハ假令其ノ供述カ鑑定ニ亘ルコトアルモ效力ニ影響ナキモノト爲セリ。

第二百七條 第八十五條、第三百三十六條及第三百三十八條ノ規定ハ證人ノ訊問ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ證人訊問ニ關シ被告人ノ訊問ト同一ニ取扱フヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、即チ左ノ如シ。

第一、證人カ召喚ニ因リ出頭シタルトキハ速ニ訊問スヘク若シ取調ヲ要スル證人裁判所構内

ニ在ルトキハ召喚ヲ爲ササル場合ト雖之カ訊問ヲ爲スコトヲ得ルモノトス、(八五條蓋證人ノ召喚ニ關スル猶豫期間ハ證人ヲシテ急速ニ家事ヲ處理セシムル爲ニ與フルモノナルモ他ノ

事故ノ爲裁判所構内ニ在ル場合ハ既ニ家事ヲ處理シ來リタルモノト推知シ得ラルルノミナラス、更ニ召喚ノ手續ヲ繰返スニ比シテ簡便ナル手續ハ寧ロ裁判所蓋證人ニ採リテ便益ナ

リト認メ得ラルルヲ以テ被告人ノ訊問ニ關スル此ノ場合ノ規定ヲ準用スルコトト爲スナリ、第二、證人ノ訊問ニハ必ス裁判所書記ノ立會ヲ要ス、(一三六條是レ被告人訊問ノ際裁判所書記

ノ立會ヲ要スルト同ク證人訊問ノ公正ニ行ハルルコトヲ期センカ爲ナリ、第三、證人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ口頭ヲ以テ答ヘシムヘク啞ナルトキハ口頭ヲ以テ問

ヒ書面ヲ以テ答ヘシムヘキモノトス、(一三八條) 長ニシテ訊問ノ手續ハ其ノ趣旨ニ從フコトト爲ス

第二百八條 證人ハ必要アル場合ニ於テハ裁判所外ニ之ヲ召喚シ又ハ其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

釋義 本條ハ證人訊問ノ場所ヲ規定シタルモノナリ、證人ノ訊問ハ裁判所ニ於テ爲スヲ原則トス、然レトモ事案ニ依リ裁判所外ニ於テ訊問ノ要アルコトアリ、例ヘハ檢證ノ際現場ニ於テ證人ヲ訊問スル要アル場合又ハ病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出頭シ得サル證人ヲ訊問スル要アル場合ノ如シ、斯ル場合ニ於テハ其ノ現場ニ召喚シ又ハ證人ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得セシメタリ。

第二百九條 親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ハ其ノ現在地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

帝國議會ノ議員議會ノ開會中開會地ニ滞在スルトキハ其ノ滞在地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

字解 親任官トハ天皇ノ發意ニ基キ天皇親ヲ任命スル官吏ヲ謂フ、親任官ノ辭令書ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ、内閣總理大臣又ハ首座ノ大臣之ニ副署スルモノトス。其ノ現在地トハ親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ノ訊問ノ當時現ニ存在スル土地ヲ謂フ、故ニ旅行中ニ於テハ其ノ旅行先ハ現在地ナリトス。其ノ滞在地トハ帝國議會ノ議員力議會ノ開會中ニ列スル爲運留シ居ル土地ヲ謂フ、故ニ其ノ土地ハ議會ノ開會地ト同一地ナリ、帝國議會ハ通常東京市ニ於ケル帝國議事堂内ニ

開會セラレトモ其ノ開會地ニ付テハ憲法中一定ノ制限アルモノニ非ス、必要ニ因リテハ東京市以外ノ地ニ開會セラレルコトアルヘシ、何レノ地ニ開會セラレルヲ問ハス其ノ開會地ニ逗留スル場合ハ其ノ地ハ滞在地ナリトス。

釋義 一 本條ハ證人中出頭ノ義務ニ付一定ノ制限ヲ設ケタルモノナリ、證人ハ訊問ニ應スル爲裁判所ノ指定シタル一定ノ場所ニ出頭スル義務アルヲ原則トス、然レトモ親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ハ國家權要ノ政務ヲ執ル至重ノ人物ナルヲ以テ證人訊問ノ爲ニモ其ノ職務執行地ヨリ離レシメサルヲ至當トス、故ニ本條第一項ノ親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ノ證人訊問ハ其ノ者ノ現在地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘキ旨ヲ規定シ、現在地以外ノ場所ニハ召喚シ得サルコトトセリ、又帝國議會ノ議員力其ノ開會中開會地ニ滞在スルハ國家ノ立法ノ大權ニ參與シ居ル場合ナルヲ以テ開會中ハ證人訊問ノ爲ト雖其ノ滞在地ヲ離レシメサルヲ至當トス、故ニ此ノ場合ニ關シテハ第二項ニ規定ヲ設ケ其ノ滞在地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ訊問スヘキコトト爲セリ。

二 本條ハ前叙ノ如ク國家ノ重要ナル職務ニ從事シ居ル者ニ付テハ其ノ職務地ヲ離レシメサル爲ニ特ニ設ケタル規定ナルニ付其ノ地ヲ離レシメサル以上ハ其ノ地ヲ管轄スル裁判所ニ召喚シテ訊問シ得ルハ勿論其ノ證人ノ所在ニ就キ訊問スルハ妨ケナキ所ナリ、又其ノ土地内ナルニ於テハ裁判所以外ノ場所ニ召喚シテ訊問スルモ敢テ妨ケナシ、要スルニ本條ノ規定ハ本條記載ノ證人ニ對シテ出頭ノ義務ヲ全然免除シタルニ非スシテ唯所在地又ハ滞在地以外ノ土地

出頭スヘキ一部ノ義務ヲ免除シタルニ過キサルナリ。
 三 舊法ニ於テ證人ノ出頭義務ニ關シテハ皇族ニ對シテ特別ノ規定ヲ設ケタルモ舊刑訴一
 三〇條本法ニ於テハ皇族ニ關スル規定ハ皇室典範ニ讓リ特別ノ規定ヲ設ケス、皇室典範ノ規定
 ニ依レハ皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルヲ得サルモノトス、皇室典
 範五一條故ニ皇族ヲ證人トシテ裁判所ニ召喚セントスルニハ勅許ヲ得サルヘカラス。

第二十條 證人正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以
 于百圓以下ノ過料ニ處ス第八十九條第一項但書ノ場合ニ於テ虛偽ノ宣誓ヲ爲シタルトキ亦同
 シ

前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ (一) 宣誓拒絕者、(二) 證言拒絕者、及 (三) 虛偽ノ宣誓者ニ對スル制裁ヲ規定シタル
 モノナリ、宣誓又ハ證言ヲ爲スヘキ義務アル者カ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒絕シタルトキ、又ハ
 一八九條ニ依リ宣誓ヲ疏明ニ代ヘタル場合ニ於テ其ノ宣誓虛偽ナリシ場合ニ付テハ其等ノ者
 ニ對シテ一定ノ制裁ヲ設ケ之ヲ矯正スルヲ必要トス、本條ハ之ニ應スル爲設ケタル規定ニシテ
 斯ル者ニ對シテハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得セ
 シメタリ、此ノ過料ノ制裁ハ秩序罰ニシテ刑事罰ニハ非サルナリ、此ノ決定ニ對シテハ證人ニ即
 時抗告ヲ爲スコトヲ許セリ。

第二十一條 裁判所ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ證人ノ同行ヲ命スルコトヲ得證
 人正當ノ事由ナクシテ同行ヲ肯セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

釋義 本條ハ指定ノ場所ニ證人ヲ同行シ得ルコトヲ規定シタルモノナリ、裁判所カ豫メ裁判所
 外ニ於テ證人ヲ訊問スルノ必要ヲ感シタルトキハ二〇八條ノ規定ニ從ヒ其ノ場所ニ證人ヲ召
 喚シテ訊問スルヲ得ヘキモ證人ノ訊問中其ノ供述ヲ明確ナラシムル等ノ必要アリテ更ニ他ノ
 場所ニ於テ訊問セサルヘカラサルコトアリ、本條ハ斯ル場合ニ應スル爲設ケタル規定ニシテ此
 ノ場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ證人ニ對シ指定ノ場所ニ同行ヲ命スヘク正當ノ事由ナク
 シテ證人之ヲ肯セサルトキハ勾引スルコトヲ得ルコトトセリ。

第二十二條 裁判所外ニ於テ證人ヲ訊問スヘキトキハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ證人ノ現在
 地ノ豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ
 得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ證人ノ訊問ニ關シ裁判所又ハ裁判長ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ

第九十條及第二十條ノ決定ハ裁判所亦之ヲ爲スコトヲ得

字解 法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署轉囑囑託移送(一九四條字解參照) 受命
判事、受託判事、(四八條字解參照)

釋義 一 本條ハ證人訊問ノ (一)囑託 (二)轉囑及 (三)囑託ノ移送ヲ規定シタルモノナリ、證人

訊問ハ裁判所内ニ於テ爲スト裁判所外ニ於テ爲ストヲ問ハス裁判所カ自ラ之ヲ爲スヲ原則ト
シ、殊ニ裁判所内ノ訊問ニ付テハ其ノ例外ヲ認メス、然レトモ裁判所外ニ於テ爲ス訊問ニ付テハ
證人ノ現在地カ通常裁判所ノ管轄地域外ニ存スルコトアリテ事實上之カ訊問ヲ爲スコト不可
能ナルコトアリ、又管轄地域内ナリトスルモ裁判所全員ノ出張ハ不便ナルコトアリ故ニ此ノ場
合ニ付テハ例外ヲ認ムル必要アリ、本條ハ之ニ應スル爲ノ規定ニシテ裁判所外ノ證人訊問ニ付
テハ (一)部員ヲシテ爲サシメ、又ハ (二)證人ノ現在地ノ豫審判事、(三)同區裁判所判事、若ハ (四)
法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ囑託シテ爲サシムルコトヲ許セリ、而シテ受託官署ニ
ハ勾引狀ノ囑託ノ場合ニ於ケルカ如ク(九四條釋義參照轉囑及ハ囑託ノ移送ヲ爲スコトヲ許セ
リ。

二 囑託ヲ受ケタル受命判事又ハ受託判事ハ證人ノ訊問ニ關シテハ裁判所又ハ裁判長ニ屬
スル全部ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス、從テ (一)正當ノ事由ナクシテ出頭セサル者、(二)宣
誓ヲ拒絕シタル者、(三)證言ヲ拒絕シタル者、及 (四)虚偽ノ宣誓ヲ爲シタル者ニハ過料又ハ費用
ノ賠償ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ヘシ、但シ該裁判ハ裁判所ノ爲ス裁判ニ非スシテ受命判事又ハ受

託判事ノ爲ス裁判ナルヲ以テ其ノ裁判ノ方式ハ決定ニ非スシテ命令ナリ、從テ不服ノ方法モ抗
告ニ依ラスシテ裁判ノ取消又ハ變更ノ方法ニ依ラサルヘカラス。(四七〇條)

三 受命判事又ハ受託判事カ證人ニ對シテ過料又ハ賠償ノ裁判ヲ爲シ得ルコト前叙ノ如シ、
然レトモ事案ニ依リテハ受命判事又ハ受託判事ノ手ニ存スル間ハ正當ナリト認メラレタル制
裁モ其ノ手ヲ離脱シタル以後ニ於テ正當ナラサルコトヲ發見スルコトアリ、斯ル場合ニ於テモ
證人ニ制裁ヲ科スルハ不當ナルヲ以テ本條末項但書ニ於テ過料又ハ賠償ニ關スル裁判ハ受命
判事又ハ受託判事カ爲シ得ルト同時ニ裁判所モ爲シ得ルコトヲ明カニセリ、然レトモ之カ爲證
人カ同一事項ニ付受命判事、受託判事ノ外裁判所ヨリ二重ノ制裁ヲ受クルモノニ非ス、其ノ一方
ノ裁判アリタルトキハ他ノ一方ハ之カ裁判ヲ爲シ得サルヤ論ヲ俟タス。

第二百二十三條 豫審判事ハ證人ノ訊問ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

釋義 本條ハ證人訊問ニ關スル豫審判事ノ權限ヲ規定シタルモノナリ、本法ハ證人訊問ニ關シ
テモ公判裁判所ヲ基本トシテ規定ヲ設ケタルヲ以テ本條ニ於テ證人訊問ニ關スル豫審判事ノ
權限ヲ規定シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權限ヲ有スルコトヲ明カニセリ、前條ニ於テ説明セシ如
ク證人訊問ニ關スル豫審判事ノ有スル權限ハ裁判所ト同一ナレトモ豫審判事ノ爲ス裁判ノ方
式ハ命令ニシテ決定ニ非サルナリ、從テ之ニ對スル不服ノ方法モ裁判所ノ爲ス裁判トハ同一ニ
非ス、前者ハ抗告ノ方法ニ依ルヘク後者ハ取消又ハ變更ノ方法ニ依ラサルヘカラス。(四五六條四

七〇條)

第二百十四條 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り第八十四條乃至第二百一十一條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限り第八十四條乃至第二百一十一條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

釋義 本條ハ檢事又ハ司法警察官カ證人訊問ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、檢事又ハ司法警察官カ證人訊問ヲ爲シ得ル場合ハ檢事又ハ司法警察官カ押收搜索又ハ檢證ヲ爲ス場合ト全然其ノ要件ヲ一ニセリ(一七〇條一八〇條釋義參照)證人訊問モ判事ニ於テ行フヘキコトヲ原則トスレトモ現行犯又ハ本條記載ノ如キ特別ノ場合ニハ起訴ヲ待チテ之ヲ行フニ於テハ有力ナル證據ヲ喪失スル虞アルヲ以テ檢事又ハ司法警察官ニ特別ニ之ヲ許容スルコトヲ檢事又ハ司法警察官ノ爲メ訊問方法ハ二一五條及二一六條ニ於テ特別規定ヲ設ケサルモ付テハ總テ裁判所又ハ裁判長ノ爲メ證人訊問方法ニ準シテ之ヲ行フヘキモノトス

第二百十五條 檢事又ハ司法警察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得

釋義 本條ハ檢事又ハ司法警察官ノ爲メ證人訊問ニ關シ宣誓ヲ禁止シタル規定ナリ、本法草案ニ於テハ檢事ノ證人訊問ニ付其ノ裁量ニ依リ宣誓ヲ爲サシムル旨ノ規定アリタルモ議會ニ

於テ本條ノ如ク訂正セラレタリ、蓋宣誓ハ最モ嚴肅ナル手續ニ因リ裁判所ニ對シテ爲スヘキモノナルヲ以テ證人ニ宣誓ヲ爲サシムル權限ハ判事ニノミ賦與スヘク訴訟ノ原告官タル檢事若ハ捜査官タル司法警察官ニ對シテ之カ權限ヲ與フルハ穩當ニ非ス、故ニ證人ノ宣誓ニ付テハ司法警察官ト同シク檢事ニモ其ノ權限ヲ禁止シタルモノナリ、但シ檢事又ハ司法警察官ニ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ禁スルハ一九八條ノ宣誓ニ關スルモノニシテ一九九條ノ疏明ニ代フル宣誓ハ之ヲ禁スルモノニ非ス、

第二百十六條 司法警察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立會ハシムヘシ

釋義 本條ハ司法警察官カ證人ヲ訊問スル場合ノ立會者ヲ規定シタルモノナリ、裁判所ニ於テ證人ヲ訊問スル場合ニハ其ノ公正ヲ確保スル爲メ必ズ裁判所書記ノ立會ヲ要スヘキモノトス、(二〇七條一三六條從テ其ノ規定ノ準用ノ結果)二一四條檢事又ハ司法警察官カ證人ヲ訊問スル場合ニモ立會者ヲ要スヘキヤ論ヲ俟タズ、檢事局ニハ之ニ附屬スル裁判所書記存スルヲ以テ裁構八條八五條檢事カ證人訊問ヲ爲ス場合ハ其ノ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘキモ司法警察官ハ裁判所書記ヲ有セサルヲ以テ證人訊問ニ際シ裁判所書記ヲ立會ハシムルニ由ナシ、從テ司法警察官ノ證人訊問ニ付テハ特別ノ立會者ヲ設ケルノ要アリ、本條ハ之ニ應シタルモノニシテ其ノ部下ニ在ル司法警察吏ヲ立會ハシムヘキコトトセリ、

第二百十七條 第二百十四條ノ規定ニ依リ證人ヲ過料ニ處シ又ハ之ニ賠償ヲ命スヘキトキハ證人

ノ現在地ヲ管轄スル區裁判所ニ其ノ處分ヲ請求スヘシ

釋義 檢事又ハ司法警察官カ證人ヲ訊問スヘキ場合證人カ正當ノ事由ナクシテ (一)出頭セス又ハ (二)證言ヲ拒絕シ若ハ (三)疏明ニ代フル宣誓ニ虚偽ノ存スル場合ニハ裁判所ニ於テ訊問スル場合ト同シク其ノ證人ニ對シテ過料ヲ科シ又ハ之ニ賠償ヲ命スルコトヲ得ルモノトス然レトモ檢事又ハ司法警察官ハ自ラ之ヲ行フ裁判權ヲ有セサルヲ以テ其ノ裁判ハ裁判所ニ請求セサルヘカラス本條ハ其ノ場合ニ應スル規定ニシテ其ノ裁判ヲ爲スヘキ裁判所ハ證人ノ現在地ヲ管轄スル區裁判所トス

第二百十八條 證人ハ旅費、日當及止宿料ヲ請求スルコトヲ得但シ正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ

證言ヲ拒ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス

字解 旅費 トハ證人カ召喚ニ應シテ出頭シタル爲要シタル車馬賃等トシテ裁判所ヨリ受ケル金錢ヲ謂フ

日當 トハ證人カ召喚ニ應シテ出頭シタル爲其ノ一日ノ時間ヲ消費シタル賠償トシテ裁判所ヨリ受ケル金錢ヲ謂フ

止宿料 トハ召喚セラレタル證人カ出頭ノ爲又ハ歸宅ノ爲途中宿泊シタル場合其レニ要シタル費用トシテ裁判所ヨリ受ケル金錢ヲ謂フ

釋義 一 本條ハ證人ニ旅費、日當、止宿料ノ請求權ヲ認メタル規定ナリ證人ノ義務ハ公益上ノ義務ナレトモ召喚ニ應シテ出頭シ訊問ニ應シタル以上ハ相當ノ旅費、日當、止宿料ヲ給スルヲ至

當トス故ニ本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ然レトモ證人カ召喚ニ應シテ出頭シタルモ正當ノ事由ナクシテ宣誓ヲ背セス又ハ證言ヲ拒ミタル場合ハ證人ノ義務ニ違背シ一面之ニ對シテ制裁ヲ科スル場合ナルヲ以テ之カ支給ヲ爲スヘキモノニ非ス故ニ但書ニ於テ其ノ例外ヲ認メリ而シテ證人ノ此ノ請求ハ豫審ニ於テハ其ノ終結前公判ニ於テハ其ノ判決前之ヲ爲スヘキモノニシテ其ノ以前ニ請求セサレハ其ノ權利ヲ喪失スルニ至ルモノトス(刑事訴訟費用法六條)
二 證人ノ旅費、日當、止宿料ハ刑事訴訟費用法ニ依リ一定ノ制限アリ證人ノ日當ハ出頭ニ度ニ付二圓以内旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃汽船ノ通セザル水路ニ在リテハ一海里毎ニ五錢其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ三十錢トス但シ一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツヘキモノトス止宿料ハ一日五圓以内トス而シテ日當、鐵道又ハ汽船賃及止宿料ハ以上ノ範圍内ニ於テ豫審判事受託判事又ハ裁判所ニ於テ相當ト認ムル所ニ依リ定ムヘキモノトス(刑事訴訟費用法二條四條五條)

第十四章 鑑定

釋義 一 鑑定人トハ特別智識ヲ應用シテ爲シタル事實ノ判斷ヲ當該機關ニ供述スル第三者ヲ謂フ故ニ鑑定人ハ證人ト同シク當該訴訟ニ關シ第三者ノ地位ニ在ル者ナラサルヘカラス從

テ其ノ事件ニ關與スル判事、檢事、裁判所書記、被告人、共同被告人、當事者ノ代表者、代理人、辯護人及
輔佐人ノ如キハ鑑定人タルコトヲ得サルモノトス。鑑定人モ證人ト同シク或智識ヲ裁判所ニ供
スルモノナレトモ證人ハ實驗シタル事實ヲ供述スルニ止マルモ鑑定人ハ特別智識ヲ應用シテ
爲シタル事實ノ判斷ヲ供述スルニ在リ、是レ兩者ノ性質上ニ於ケル根本ノ差違ナリトス。

二 鑑定トハ特別智識ヲ應用シテ爲シタル事實ノ判斷ヲ謂フ、故ニ鑑定ハ事實判斷ヲ爲スモ
ノナリ、法律ノ判斷ハ裁判所自ラ之ヲ爲スヘキモノニシテ鑑定セシムヘキモノニ非ス、然レトモ
外國ノ法律ノ如キハ我國法上ヨリ觀察スレハ一個ノ事實タルニ過キサルヲ以テ尙ホ鑑定ノ目
的ト爲スヲ得ヘシ、又鑑定ヲ爲スヘキ事項ハ單ニ現在ノ事實ノミニ止マラサルナリ、過去ノ事實
又ハ將來ノ事實ト雖特別智識ヲ應用シテ事實ノ判斷ヲ爲スモノナル以上ハ仍ホ鑑定タルニ妨
ケナキナリ、例ヘハ殺人罪ニ於テ被害者ハ今日ヨリ何時間以前ニ死亡シタリヤ、又其ノ死亡ハ何
ニ基因シタリヤ等ノ事項ヲ判斷セシムルカ如キ又傷害罪ニ於テ被害者ノ創傷ハ將來疾病休業
何日ヲ要スルヤ、將來廢疾ト爲ルヘキヤ否等ノ事項ヲ醫學ノ専門智識ニ基キテ判斷セシムルカ
如キハ何レモ鑑定ナリトス。
三 鑑定ニ關シテモ舊法ニ於テハ主トシテ豫審ノ章中ニ規定シタルモ、舊刑訴一三五條以下
證人訊問ト同シク鑑定ハ豫審、公判ニ通シテ必要ナルノミナラス、檢事及司法警察官ニ採リテモ
必要ノ規定ナルヲ以テ之ヲ總則ニ網羅セリ。

第二百十九條 裁判所ハ學識經驗アル者ニ鑑定ヲ命スルコトヲ得

釋義 鑑定人ト爲ル義務モ公益上ニ關スル義務ニシテ證人ノ場合ト同シク訴訟ノ第三者ナル
ニ於テハ天皇、治外法權者ノ如ク裁判權ニ服從セサル者ヲ除キ何人ト雖其ノ義務ヲ負擔スルモ
ノトス、故ニ裁判所ハ其等ノ第三者中學識經驗アル者ヲ隨意ニ選擇シテ鑑定ヲ爲サシムルコト
ヲ得ルモノトス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、而シテ裁判所ヨリ鑑定ヲ命セラレタ
ル者ハ證人ノ場合ト同シク (一)出頭ノ義務 (二)宣誓ノ義務及 (三)鑑定ノ義務トヲ負擔スルモ
リトス。

第二百二十條 鑑定人ニハ鑑定ヲ爲ス前宣誓ヲ爲サシムヘシ

釋義 宣誓ハ宣誓書ニ依リテ爲スヘシ、宣誓書ニハ宣誓ノ旨ヲ記載スヘシ、宣誓書ハ宣誓
ノ時ニ爲サシムヘキヤ否不明ナル場合ニハ供述後ニ於テ宣誓ヲ命スルコトヲ許シタルモ鑑定
ノ場合ニ於テハ鑑定事項豫メ一定シ鑑定ノ結果如何ニ依リ宣誓ヲ爲スヘキヤ否ヲ定ムヘキ場
合ナリト絶無ナルヘキニ依リ鑑定ニ付テハ常ニ鑑定以前ニ宣誓ヲ爲サシムヘキコトヲ命ジ、爾
後ノ宣誓ハ之ヲ認メス、宣誓ハ證人ノ宣誓ノ場合ト同シク宣誓書ナル書面ニ依リテ之ヲ爲スヘ
ク其ノ宣誓書ニハ「良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ爲スヘキコトヲ誓フ」旨ヲ記載スヘキモノトス、舊法

ニ於テハ宣誓書ノ文言中「良心ニ從ヒ」ノ文字存セザリシモ自ラ其ノ趣旨ヲ包含シタルモノト解セラレ得タリシヲ以テ本法ニ於テハ特ニ其ノ文字ヲ附加シ一層其ノ趣旨ヲ明カナラシメタリ

第二百二十一條 鑑定ノ經過及結果ハ鑑定人ヲシテ鑑定書ニ依リ又ハ口頭ヲ以テ之ヲ報告セシムヘシ

鑑定人數人アルトキハ共同シテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

鑑定書ヲ差出シタル場合ニ於テ必要アルトキハ口頭ヲ以テ其ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

釋義 一 本條ハ鑑定ノ方法ヲ規定シタルモノナリ舊法ニ於テハ豫審ニ於ケル鑑定ハ必ス鑑定書ヲ作ルヘキモノト爲シタルモ舊刑訴一四〇條簡單ナル鑑定事項ノ如キハ鑑定書ニ依ラズシテ口頭ヲ以テ爲サシムル方便宜ト爲ス場合アルヲ以テ本法ニ於テハ鑑定ハ書面又ハ口頭ヲ以テ爲シ得ルコトヲ認メ第一項ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ鑑定人口頭ヲ以テ鑑定ノ經過及結果ヲ報告シタルトキハ裁判所書記調査ニ依リテ之ヲ明確ニセサルヘカラス五六條六〇條鑑定人ノ鑑定ハ各自獨立シテ報告ヲ爲スヘキヲ原則トス然レトモ複雑ナル鑑定事項ニ付テハ數人共同ニ非サレハ鑑定ノ目的ヲ達シ得サルコトアリ又事案ニ依リテハ其ノ目的ヲ達シ得サルニ非サルモ數人共同ノ鑑定ヲ以テ便宜ト爲スコトアリ斯ノ如キ場合ニ於テハ裁判所ハ數人ノ鑑定人ニ共同ノ鑑定ヲ命スルコトヲ得

二 裁判所ニ於テ口頭ヲ以テ鑑定ノ報告ヲ爲サシムル場合ニ於テハ裁判所並當事者カ鑑定ノ經過及結果ヲ鑑定人ヨリ直接開知スルヲ以テ了解シ得サル個所ハ其ノ都度詢問ノ上説明ヲ爲サシムル機會存スルモ鑑定書ニ依リテ報告セシメタル場合ニ於テハ特ニ説明ヲ俟ツニ非サレハ了解シ得サル場合ナキヲ保セス斯ル場合ニ於テハ更ニ鑑定人ヲ召喚シテ口頭ヲ以テ説明ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス鑑定ノ説明ハ鑑定ヲ敷衍シタルニ過キササルヲ以テ仍ホ鑑定ナリトス

第二百二十二條 裁判所ハ必要アル場合ニ於テハ鑑定人ヲシテ裁判所外ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

コトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得

被告人ノ心神又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ付必要アルトキハ裁判所ハ期間ヲ定メ病院

其ノ他ノ相當ノ場所ニ被告人ヲ留置スルコトヲ得

釋義 一 本條ハ鑑定ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル處分ヲ裁判所ニ許容シタル規定ナリ鑑定ハ裁判所ニ於テ爲スヲ原則トス然レトモ目的物ノ關係又ハ實驗ノ關係上裁判所ニ於テ鑑定ヲ爲スコト不能又ハ不便ヲ感スル場合少カラス故ニ裁判所ヲシテ必要ナル場合ニ於テハ裁判所外ニ於テモ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得セシメタリ又裁判所外ニ於テ鑑定ヲ爲ス場合ニハ鑑定物ヲ裁判所外ニ持運フニ非サレハ其ノ目的ヲ達シ得サル場合アルヲ以テ斯ル場合ニハ鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得セシメタリ斯ル處分ハ舊法ノ下ニ於テモ慣行上實際爲

シ來リシモ明文存セザリシヲ以テ本法ハ本條第一、二項ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カキセリ。

二 被告人ノ精神状態又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲ス場合ハ病院又ハ其ノ他ノ場所ニ一時保留シテ被告人ノ状態ヲ鑑査スルニ非サレハ鑑定ノ目的ヲ達シ得サル場合アリ、斯ル場合ニハ鑑定ノ目的ヲ達成セシムル必要上裁判所ヲシテ一定ノ期間ヲ定メ病院其ノ他ノ相當ノ場所ニ被告人ヲ一時留置スル途ヲ講セサルヘカラス、本條第一項ハ之ニ應スル爲設ケタル規定ニシテ從來ノ不備ヲ補ヘリ、本項ノ留置ハ被告人ニ對スル場合ノミノ規定ナルヲ以テ被告人以外ノ者ニ付テハ其ノ適用ナシ、故ニ若シ被告人以外ノ者ニ對シスル必要存スルトキハ本人ノ承諾ヲ得テ其ノ目的ヲ達セサルヘカラス。

第二百二十三條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ身體ヲ検査シ、死體ヲ解剖シ又ハ物ヲ毀壞スルコトヲ得

第二百七十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

字解 死體解剖 毀壞(一七六條字解參照)

釋義 本條ハ鑑定人ニ鑑定ノ爲必要ナル處分ヲ許容シタル規定ナリ、前條ハ鑑定ノ爲必要ナル處分ヲ裁判所ニ許容シタル規定ナルカ本條ハ鑑定人其ノ人ニ鑑定ニ必要ナル處分ヲ許容シタルモノナリ、鑑定人カ鑑定ノ爲爲シ得ヘキ處分左ノ如シ。

第一、身體ノ検査ヲ爲シ得ルコト、被告人ニ非サル者ノ身體ノ検査ハ鑑定ノ目的ト爲シタル

事項ノ存否ヲ確認スル必要ナル場合ニ限り之ヲ爲シ得ルモノトス、例ヘハ鑑定ノ目的カ被害

者ノ創傷ノ程度等ヲ鑑定スル場合ノ如シ、婦女ノ身體検査ニ付テハ被告人タルト否トニ拘ラ

ズ醫師又ハ成年ノ婦女ノ立會ヲ要ス。

第二、死體ノ解剖ヲ爲シ得ルコト、死體ヲ解剖スル場合ニ於テハ禮意ヲ失セサルコトニ注

意シ遺族アルトキハ之ニ通知セサルヘカラス。

第三、物ヲ毀壞スルコト、鑑定人カ裁判所ノ許可ヲ得テ爲シ得ル自由處分ハ以上三個ノ場合ニ限ルモノトス故ニ墳墓

ノ發掘ノ如キ所爲ハ裁判所ノ檢査ノ處分トシテハ之ヲ爲シ得ルモノトス(一七六條)鑑定人ニ於テハ

裁判所ノ許可ヲ得ルモノヲ爲シ得サモノト謂ハサルヘカラス、本條ノ規定ハ限定的ニシテ例

示的ニ非サルヲ以テ一七六條ノ場合ト同一視スルヲ得サルナリ。

第二百二十四條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ裁判長ノ許可ヲ受ケ書類及證據物ヲ閱

覽シ若ハ謄寫シ又ハ被告人若ハ證人ノ訊問ニ立會フコトヲ得

鑑定人ハ被告人若ハ證人ノ訊問ヲ求メ又ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ此等ノ者ニ對シ直接ニ問ヲ發ス

ルコトヲ得

釋義 本條ハ鑑定人ノ閱覽謄寫立會及訊問權ヲ認メタルモノナリ、鑑定ノ事項ハ其ノ範圍廣汎

ニシテ宇宙ニ於ケル森羅萬象ハ總テ鑑定ノ目的ト爲ルモノナリ、故ニ或場合ニハ事件ノ内容ヲ

熟知スルニ非サレハ鑑定ノ目的ヲ達シ得サルコトアリ依テ法律ハ事件ノ内容ヲ熟知セシムル爲次ノ五個ノ權利ヲ許容セリ、

第一、書類及證據物ヲ閱覽スルコト、

第二、書類及證據物ヲ謄寫スルコト、

第三、被告人若ハ證人ノ訊問ニ立會フコト、

第四、被告人若ハ證人ノ訊問ヲ裁判長ニ求ムルコト、

第五、被告人若ハ證人ニ對シ直接問ヲ發スルコト、

鑑定人カ第一乃至第三及第五ノ行爲ヲ爲スニハ裁判長ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス、

第二百二十五條 裁判所ハ部員ヲシテ鑑定ニ付必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第二百一

十二條第三項ニ規定スル處分ハ此ノ限ニ在ラス

釋義 本條ハ鑑定ヲ命スル手續又ハ鑑定ニ必要ナル處分ヲ部員ヲシテ行ハシムルコトニ付規定シタルモノナリ、鑑定ノ命令又ハ鑑定ニ必要ナル處分ハ裁判所自ラ行フヲ原則トス、然レトモ事案ニ依リテハ部員ヲシテ行ハシムル方便宜ト爲ス場合アルヲ以テ本條ハ其ノ旨ハ規定ヲ爲シタルモノナリ、但シ鑑定ノ爲被告人ヲ病院其ノ他ノ場所ニ留置スル處分ハ事態重大ナルヲ以テ此ノ處分ニ付テハ部員ニ委ヌルコトヲ常ニ裁判所ニ於テ判斷スヘキモノト爲セリ、

第二百二十六條 裁判所ハ鑑定ヲ十分ナラヌルトキハ鑑定人ヲ増加シ又ハ他ノ鑑定人ニ命シ

テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

釋義 本條ハ裁判所カ鑑定人ノ人員ヲ増加シ又ハ鑑定人ヲ改選シ得ル場合ニ關スル規定ナリ、裁判所ハ一旦鑑定人ニ鑑定ヲ命スルモ其ノ決定ニ羈束セラレヘキモノニ非ス、曩ニ命シタル鑑定ノミニ依リテハ不充分ナリト思料セラルル場合又ハ曩ニ命シタル鑑定人ニ依リテハ鑑定ノ目的ヲ達成シ得サルモノト思料スル如キ場合ニ於テハ更ニ鑑定人ヲ増加シ又ハ鑑定人ヲ改選スルノ要アリ、故ニ本條ハ其ノ場合ニ應スル爲特ニ設ケタル規定ニシテ斯ル場合ニ於テハ當事者ヨリ其ノ旨ノ申立アリタルト否トニ拘ラス裁判所ニ於テ隨意ニ鑑定人ヲ増加シ又ハ更ニ他ノ鑑定人ニ命シテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得セシメタリ、

第二百二十七條 檢事及辯護人ハ鑑定ニ立會フコトヲ得

第二百五十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

釋義 本條ハ檢事及辯護人ノ鑑定ノ立會權ヲ規定シタルモノナリ、鑑定ノ立會權ハ檢事及辯護人ニ限り之ヲ許容シ被告人ニハ鑑定ノ立會權ヲ認メス、蓋鑑定ハ特別ノ智能ヲ應用シテ之ヲ爲スモノナレハ普通ノ被告人ヲ立會ハシムルモ何等效果ナキコト多キヲ以テ被告人ノ權利ヨリ之ヲ除外シタルモノナリ、但シ被告人ト雖特ニ裁判所ヨリ其ノ立會ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ニ立會フハ固ヨリ妨ケナキ所ナリ、鑑定ノ日時及場所ハ特ニ急速ヲ要スル場合ノ外立會權ヲ有スル檢事及辯護人ニ通知セサルヘカラス、然ラサレハ檢事及辯護人ハ之ニ立會フヘキ機會ヲ失

フヘケレハナリ、但シ斯ル通知ヲ缺如スル場合ニ於テモ、檢事及辯護人カ其ノ立會權ヲ喪失スルモノニ非サレハ事實上之ヲ確知スルニ於テハ之ニ立會フコトヲ得ヘシ。

第二百二十八條 第十三章ノ規定ハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外鑑定ニ付之ヲ準用ス但シ檢事及

司法警察官ハ第二百二十二條第三項ニ規定スル處分ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 一 本條ハ證人訊問ノ章ノ規定ヲ鑑定ニ準用スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、鑑定ニ

特別ナル規定ハ本章ニ於テ特別ニ規定ヲ設ケタルモ其ノ他ノ規定ハ總テ證人ノ訊問手續ニ依ルヲ相當ト認メ之ヲ準用スルコトト爲シタルナリ、但シ證人訊問ノ場合ハ出頭セサル證人ニハ勾引狀ヲ發スルコトヲ認メタルモ鑑定ハ證人ノ如ク必スシモ其ノ人ニ非サレハ目的ヲ達シ得サルモノニ非サルノミナラス出頭ヲ肯セサル鑑定人ヲ勾引狀ニテ引致スルモ到底誠實ノ鑑定ヲ求メ得ラレサルヲ以テ勾引ニ關スル規定ハ鑑定ニハ除外スルコトトセリ。

二 鑑定ノ手續ハ證人訊問ニ關スル手續ヲ準用セラルル結果大要左ノ方法ニ依ルヘキモノトス。

第一、裁判所ハ鑑定人トシテ一名又ハ數名ヲ選定シタルトキハ召喚狀ヲ發シテ一定ノ日時場

所ニ召喚スヘク其ノ召喚狀ニハ (一) 鑑定人ノ氏名並住居、(二) 被告人ノ氏名並被告事件、(三)

出頭スヘキ年月日時並場所及 (四) 出頭セサルトキハ過料ニ處スヘキ旨ヲ記載シ裁判長之ニ

記名捺印スヘキモノトス。

第二、召喚狀ハ送達ニ因リテ之ヲ爲スヘク急速ヲ要スル場合ノ外召喚狀ノ送達ト出頭トノ間

ニハ二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘキモノトス。

第三、出頭シタル鑑定人ニ付テハ先ツ其人違ナキカ否及鑑定拒絕權ヲ有スル近親ノ關係ヲ

八六條アリヤ否ヲ取調ヘ其ノ關係アル者ニハ鑑定ノ拒絕權アル旨ヲ告ケ然ラサル鑑定人ニ

ハ訊問前宣誓ヲ命スヘキモノトス、而シテ宣誓ヲ命スヘキ鑑定人ニハ宣誓前虚偽ノ鑑定ノ罰

ヲ告ケサルヘカラス。

第四、宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘク、宣誓書ニハ「良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ爲スヘキコトヲ

誓フ」旨ヲ記載シ裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ鑑定人ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘキモ

トトス、而シテ數人ノ鑑定人アル場合ニハ其ノ宣誓ハ各別ニ之ヲ爲サシメサルヘカラス。

第五、宣誓ヲ爲スヘキ鑑定人ニハ宣誓ノ上然ラサル鑑定人ニハ宣誓ヲ爲シ得サル事由ヲ確メ

タル上鑑定事項ヲ各別ニ命スヘク、後ニ鑑定ヲ命スヘキ鑑定人在廷スルトキハ退廷ヲ命スヘ

キモノトス。

第六、鑑定人ノ鑑定ヲ命スルニハ裁判所書記ヲ立會ハシメサルヘカラス。

第七、鑑定人正當ノ事由ナクシテ出頭セス又ハ宣誓ヲ拒絕シ又ハ虚偽ノ宣誓ヲ爲シタルトキ

ハ過料及ハ費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得。

第八、鑑定ノ拒絕權ヲ有スル者、宣誓ノ義務ヲ免除セララルル者及出頭ノ義務ニ制限ヲ受クル者

ノ範圍ハ證人ノ場合ト同様ナリ。

第九、鑑定ノ囑託轉囑託ノ移送ニ付テモ證人訊問ニ關スル場合ト同様ナリ。

第十、受命判事又ハ受託判事ハ鑑定ニ關シ裁判所又ハ裁判長ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得、但シ受命判事ハ二二五條ノ規定ノ結果二二二條ニ基ク被告人ハ留置處分ヲ爲スコトヲ得サル

モ受託判事ハ該留置處分ヲ爲スコトヲ得、蓋該留置處分ハ重要ナル處分ナルヲ以テ受命判

事ニ命シテ爲サシムルトキハ適宜受命判事ノ屬スル裁判所ヲシテ爲サシムルヲ至當トスル

モ囑託ニ依ルトキハ一切ハ權限ヲ受託判事ニ賦與スルニ非サレハ實際ハ取扱上不便ナルヲ

以テナリ。

第十一、豫審判事ハ鑑定ニ關シテハ裁判所又ハ裁判長ト同一權限ヲ有スルモノトス、第十第十

ニ於テ受命判事受託判事又ハ豫審判事カ鑑定ニ關シテ裁判所ト同一處分權限ヲ有スル

モ裁判ノ形式ハ裁判所ノ爲ス場合ハ決定ニシテ叙上ノ判事ノ爲ス場合ハ命令ナリ、從テ之ニ

對スル不服ノ方法モ同一ナラス前者ハ抗告ニ依ルベク後者ハ裁判ノ取消又ハ變更ニ依ルベ

キモノトス、四五六條四七〇條

第十二、檢事又ハ司法警察官モ現行犯其ハ他ハ特別ハ場合ニ於テ證人訊問ヲ爲シ得ヘキ場合

ニハ裁判所ノ爲ス鑑定ニ準シ鑑定ヲ命スルコトヲ得、但シ (一)鑑定人ニ宣誓ヲ命シ得サルコ

ト、(二)司法警察官カ鑑定ヲ命スル場合ノ立會者ハ司法警察吏ナルコト、(三)過料及費用陪

償ノ裁判ハ鑑定人ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ請求スヘキコトハ證人訊問ニ付述ヘタル

所ト同一ナリ、仍ホ以上一乃至三ノ外第二二二條第三項ノ被告人ノ留置處分ハ事態重要ナル

ヲ以テ檢事及司法警察官ニハ之ヲ制限セリ、又ハ公署ハ該家ニシテハ該家ニシテハ該家

第二百二十九條 鑑定人ハ旅費、日當及止宿料ノ外鑑定料及立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得、

字解 旅費 日當 止宿料(二一八條) 辨償(二一九條)

鑑定料 裁判所トハ鑑定ヲ爲スニ當リ特別ノ技能ト勞力ヲ供シタルニ對シ鑑定人ニ與フル報

酬ヲ謂フ。其ノ額ハ該管轄區ノ裁判所長ニ依リ決定スルベシ、又ハ該管轄區ノ裁判所長ニ依リ

立替金ノ辨償トハ鑑定人カ鑑定ヲ爲スニ當リ實際要シタル費用ヲ國庫ニ代リテ立替

キ支拂ヒタル際國庫ニ對シ之カ賠償ヲ求ムル權利ヲ謂フ。立替金ノ辨償ニ付立替金ノ辨償ニ

釋義 本條ハ鑑定人ニ旅費、日當、止宿料、鑑定料、立替金辨償ノ請求權ヲ認メタル規定ナリ、鑑定人

ニ對シテ旅費、日當、止宿料ヲ給スヘキハ證人ニ給與スルト同一ノ理由ニ出ツ、仍ホ鑑定人ハ鑑定

ヲ爲スニ當リ特別ノ技能及勞力ヲ供スルコト多キヲ以テ鑑定人ニハ其ノ供シタル技能及ヒ勞

力ノ程度ニ應シ之ニ對スル相當ノ報酬即チ鑑定料ヲ供スルコト至當ナリ、故ニ本法ニ於テハ鑑

定人ニ鑑定料ノ請求權ヲ認ム、仍ホ鑑定人ハ證人ト異リ鑑定ニ必要ナル實費ノ立替ヲ爲スコト

アルヲ以テ斯ル場合ニ其ノ立替金ノ辨償ヲ裁判所ニ向テ請求スルヲ得ルヲ論ヲ俟タズ、故ニ鑑

定人ニハ (一)旅費 (二)日當 (三)止宿料 (四)鑑定料及 (五)立替金ノ辨償ノ五個ノ請求權ヲ認メ

第一編 總 則 第十四章 鑑定(第二百二十九條)

二、鑑定人ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以上十圓以内、旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車又ハ船賃、汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ五錢、其ノ他ニ在リテハ二里毎ニ三十錢トシ、海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ切捨ツヘキモノトス、止宿料ハ一日五圓以内トス、而シテ以上ノ日當、止宿料並鐵道又ハ汽船賃中實際給與スヘキ額ハ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ニ於テ之ヲ定ムヘキモノトス、又鑑定料ノ額ハ鑑定人ノ要シタル特別ノ技能若ハ費用又ハ時間ノ長短ニ依リ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ニ於テ相當ト認ムル金額ヲ定ムヘキモノトス、又立替金ノ辨償ハ實際鑑定ニ要シタル必要ナル立替金全部ニ付爲スヘキモノトス、立替金ニ付テハ事件終結後モ請求スル權利ヲ有スルモ日當、旅費、止宿料及鑑定料ニ付テハ豫審判事ニ在リテハ其ノ終結前公判ニ在リテハ判決前ニ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ喪失スルモノトス、(刑事訴訟費用法二條乃至六條)

第二百三十條 裁判所ハ官署又ハ公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得

第二百二十一條乃至第二百二十三條及第二百二十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第二百二十二條第三項ノ規定ニ依ル鑑定書ノ説明ハ官署又ハ公署ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

字解 官署 公署(七一條字解參照)

釋義 本條ハ鑑定ヲ官署又ハ公署ニ囑託シテ爲サシム得ル規定ナリ、官署又ハ公署ニハ専門ノ研究試驗場、其ノ他ノ設備ヲ有スルモノアリ、鑑定ハ斯ル官署又ハ公署ニ直接囑託シテ爲サシムルヲ便宜トスルコトアリ、故ニ本條ハ新ニ囑託ニ關スル規定ヲ設ケ實際ノ便宜ニ應スルコトトセリ、囑託ニ基ク鑑定モ大體ニ於テ鑑定人ノ鑑定ノ場合ヲ準用スヘキモノナレトモ官公署ニハ出頭ノ義務、宣誓ノ義務、鑑定ノ義務、存セサルヲ以テ此等ニ關スル鑑定ノ規定ハ囑託ニ依ル鑑定ニハ準用シ得サルヘク從テ囑託ニ應セザリシトテ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命スルヲ得サルヲ俟タス但シ鑑定ニ關シ鑑定人ノ有スル處分ニ關スル規定ハ囑託ノ場合ニモ準用スルヲ得ヘシ、官公署ヨリ鑑定書ヲ差出シタル際口頭ヲ以テ其ノ説明ヲ爲サシムル場合ハ官公署ノ指定シタル者ヲシテ爲サシムヘキモノトス。

第二百三十一條 特別ノ智識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付其ノ事實ヲ知リタル者ヲ訊問スル場合ニハ本章ノ規定ニ依ラス第十三章ノ規定ヲ適用ス

釋義 本條ハ鑑定證人ニ關スル規定ナリ、特別ノ智識ニ因リ知得シタル過去ノ事實ヲ供述スル者ヲ鑑定證人ト稱ス、鑑定證人ノ爲ス供述ノ内容ハ鑑定ト同一ナレトモ既ニ過去ニ於テ自己ノ判斷シタル事實ヲ其ノ儘供述スルモノニシテ新ニ判斷ヲ爲スモノニ非サルヲ以テ鑑定ニ非スシテ證言ノ性質ヲ有スルヤ論ヲ俟タス、故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシ斯ル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ラスシテ證人訊問ノ規定ニ依ルヘキモノトセリ。

第十五章 通 譯

釋義 一 本章ハ通事及翻譯人ニ關スル規定ヲ網羅シタルモノナリ。通事トハ當該機關ニ對シテ國語ニ通セサル者ノ陳述及聲啞者ノ陳述セシコトヲ通譯スル第三者ヲ謂ヒ、翻譯人トハ當該機關ニ對シテ國語ニ非サル文字又ハ符號ヲ翻譯スル第三者ヲ謂フ。證人鑑定人ノ場合ト同シク通事又ハ翻譯人ト爲ル者ハ當該訴訟ニ關シ第三者ノ地位ニ在ル者ナラサルヘカラス。通事及翻譯人ハ共ニ國語ニ非サルモノヲ國語ニ譯スル點ニ於テ同一ナレトモ通事ハ言語及所作ヲ國語ニ譯スルニ反シ翻譯人ハ文字又ハ符號ヲ國語ニ譯スル點ニ於テ相違セリ。通事又ハ翻譯人ハ特別ノ智識ヲ當該機關ニ供スル點ニ於テ鑑定人ト同一ナレトモ前者ハ單ニ言語所作文字及符號ヲ其ノ儘國語ニ譯スルニ止マリ他ニ自己ノ判斷ヲ加フルコトナキニ反シ後者ハ常ニ自己ノ判斷ヲ供スル點ニ於テ相違セリ。從テ通事及翻譯人ハ單ニ裁判官ノ補助者タルニ過キスシテ鑑定人ノ如ク一ノ證據方法タル地位ヲ有セサルナリ。

二 通譯ニ關シテモ舊法ニ於テハ其ノ規定ヲ豫審ノ章中ニ置キタルモ(舊刑訴一〇〇條一〇一條)本法ハ證人鑑定人ノ規定ト同シク豫審、公判及檢事並司法警察官ニ共通スル規定ヲ網羅シテ總則中ニ置クヲ適當ト認メ特ニ本章ヲ設ケタルモノニシテ且舊法ニハ翻譯人ニ關スル規定存セサリシヲ以テ本章中ニ之ヲ補充セリ。

第二百三十二條 國語ニ通セサル者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルヘシ

同字解 一 國語トハ日本語ト同意義ニシテ現代ノ我國ニ於テ普通ニ使用シ居ル言葉ヲ謂フ。故ニ我國ノ言葉ナルモ古語ニシテ現時ニ於テ普通使用セサル言葉及一局地又ハ一部落人ノミニテ使用シ一般ニ周知セラルサル語ハ國語ト稱スルヲ得ス。例ヘハ臺灣語、アイヌ語及一地方特有ノ方言ノ如キハ國語ニ非サルナリ。之ニ反シテ本來外國語ナリシモ我國ニ傳來シテ一般ノ普通語ト爲リタルモノハ仍ホ國語ト謂フヲ得ヘシ。例ヘハ「マツチ」(Matsuchi)等ノ語ノ如キハ本來外國語ナリシモ今日ニ於テハ國語ト爲リタルカ如シ。

二 通譯 トハ國語ニ非サル言語及所作ヲ國語ニ直シテ表示スルヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ通事ヲシテ通譯セシムル場合ノ一ヲ規定シタルモノナリ。裁判所ニ於テハ日本語ヲ使用スルヲ原則トスルヲ以テ裁構一一五條當事者證人鑑定人等國語ニ通セサル者アルトキハ其ノ者ニ對スル訊問並供述ニ付テハ通譯ノ方法ニ依ラサルヘカラス。本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

二 通譯ヲ爲サシムルヲ通事ト謂フ。通事ハ證人鑑定人ト同シク訴訟關係人以外ノ第三者タル資格ヲ要スルモノトス。然レトモ第三者中ヨリ通事ヲ得難キ場合ニ限り裁判所構成法ハ例外ノ規定ヲ設ケ裁判所書記ヲ通事ニ使用スルコトヲ許セリ(裁構一一七條)此ノ場合ニ於テハ裁判所書記ヲシテ事實上通事ノ職務ヲ行ハシムルニ止マリ仍ホ裁判所書記トシテ關與スルモノナ

レハ通事トシテノ宣誓ハ之ヲ爲スヲ要セサルナリ。

三 裁判所構成法ニ依レハ供述者國語ニ通セサル場合モ通事ヲ要セサル例ノ場合ヲ設ク即チ外國人ノ被告人タル事件ニ於テ事件ニ關與スル各關係人カ悉ク其ノ外國語ニ通スル場合ニシテ裁判長便利ト認ムルトキハ通事ヲ用キスシテ其ノ外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲スコトヲ得ルコトトセリ但シ其ノ審問ノ調書ハ日本語ヲ以テ作成セサルヘカラス(裁構一一八條)

四 供述者普通ノ日本語ニ通セサルトキハ仍ホ本條ヲ適用シテ通事ヲ使用スルヲ至當トス、然レトモ訴訟關係人竝之ニ關與スル裁判所職員ニ於テ其ノ方言ニ通スルトキハ右裁判所構成法一一八條ノ趣旨ヲ準用シテ通事ヲ命セス其ノ方言ヲ以テ訊問シ供述ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十三條 聾者又ハ啞者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

字解 聾者 啞者(一三八條字解參照)

釋義 本條ハ聾者及啞者ヲシテ陳述セシムル場合ニ通事ヲ使用スル場合ノ規定ナリ、聾者ヲ訊問スヘキ場合ハ書面ヲ以テ問ヒ啞者ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトハ被告人證人及鑑定人ニ通シテ規定スル所ナレトモ聾者、啞者中ニハ全然文字ヲ解セサル者アリテ書面ヲ以テシテハ到底訊問不可能ナルコトアリ、故ニ斯ル聾者、啞者ニ對シテハ通事ヲ附シ聾者ノ陳述セン

トスル意思ヲ所作ニ依リテ顯出セシメ之ヲ國語ニ通譯セシムルコトトセリ。

第二百三十四條 國語ニ非サル文字又ハ符號ハ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得

字解 國語ニ非サル文字又ハ符號 トハ現代我國ニ於テ普通ノ日本語トシテ使用セサ

ル文字又ハ符號ヲ謂フ、故ニ外國ノ文字ハ勿論電報ノ原紙ニ記スル文字、盲者ノ使用スル點字ノ如キハ國語ニ非サル文字ト謂フニ該當スヘク、日本文字ヲ使用スルモ暗號電報ニ使用スル略符號ノ如キハ國語ニ非サル符號ト謂フニ該當スヘシ。

釋義 本條ハ翻譯ニ關スル規定ナリ、國語ニ非サル文字又ハ符號ハ之ヲ國語ニ翻譯スルニ非サ

レハ訴訟ノ材料ト爲スヲ得サルナリ、舊法ノ下ニ於テモ實際其ノ取扱ヲ爲シ來リシモ規定ヲ缺クヲ以テ本條ニ於テ之ヲ補缺シタルモノナリ。

第二百三十五條 裁判所ハ官署又ハ公署ニ翻譯ヲ囑託スルコトヲ得

字解 官署 公署(七一條字解參照)

釋義 本條ハ翻譯ノ囑託ニ關スル規定ナリ、翻譯ハ鑑定ト同シク其ノ設備ノ存スル官公署ニ囑託シテ爲スヲ便宜トスルコトアリ、故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケ實際ノ便宜ニ應スルコトトセリ。

第二百三十六條 第十四章ノ規定ハ通譯及翻譯ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ通事又ハ翻譯人ニ關シテ鑑定人ニ關スル規定ヲ準用スヘキコトヲ規定シタルモ

ノナリ、通事及翻譯モ鑑定ト同シク公益上ノ義務トシテ天皇及治外法權者ヲ除クノ外内外人ヲ問ハス一般ニ課セラレタル義務ニシテ鑑定人ト同シク裁判所ヨリ選定セラレタルトキハ (一) 出頭ノ義務 (二) 宣誓ノ義務 (三) 通譯又ハ翻譯ノ義務ヲ負擔スルモノニシテ之ヲ拒絕スルトキハ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命セラレルコトアルヘシ、宣誓ハ宣誓書ニ依リ通譯又ハ翻譯ヲ爲ス以前ニ行フヘク其ノ宣誓書ニハ良心ニ從ヒ誠實ニ通譯又ハ翻譯ヲ爲スヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘキモノトス、宣誓書ハ裁判長起立シテ之ヲ朗讀シ通事又ハ翻譯人ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘキモノトス、又通譯及翻譯人ヲ訊問スル場合ニハ常ニ裁判所書記ノ立會ヲ要スヘキモノトス、其ノ他鑑定ニ付テ説明シタル所ハ其ノ性質ニ抵觸セサル限り總テ通譯及翻譯ニ準用スヘキモノトス。

第十六章 訴訟費用

釋義 一 刑事訴訟法上訴訟費用ヲ大別シテ二種ト爲ス、一ハ公訴ニ關スル訴訟費用ニシテ一ハ私訴ニ關スル訴訟費用トス、本章ハ公訴ノ訴訟費用ニ關スル一般ノ規定ヲ網羅シタルモノトシテ私訴ニ關スル訴訟費用ニ付テハ民事訴訟ノ規定ニ從フコトトセリ(五七三條以下)公訴ニ關スル訴訟費用ヲ便宜上省略シテ單ニ訴訟費用ト稱ス、廣義ニ於テハ公訴ニ關シ生シタル一切ノ費用ヲ訴訟費用ト稱スルモ狹義ニ於テハ公訴ニ關シ生シタル費用中一定ノ範圍ヲ限リテ訴訟

費用ト稱ス、本法ニ所謂訴訟費用トハ狹義ノ訴訟費用ノ意義ニシテ刑事訴訟費用法ニ於テ其ノ範圍ヲ一定セリ(刑事訴訟費用法一條之ニ從ヘハ (一) 豫審又ハ公判ニ付呼出シタル證人、鑑定人及通事ニ給スヘキ日當旅費及止宿料 (二) 豫審判事、受託判事又ハ裁判所ニ於テ鑑定人ニ給與シタル通譯料又ハ鑑定料ニ限レリ、本法ニ於テハ翻譯人ハ通事ト同様ニ取扱ヒ日當旅費、止宿料及翻譯料ヲ給與スルヲ以テ此ノ費用モ訴訟費用中ニ包含スルモノト解スルヲ受當トス、然レトモ鑑定人、通事、翻譯人ノ爲シタル立替金ニ付テハ特ニ明文ヲ設クルニ非サレハ訴訟費用中ニ包含セサルモノト解セサルヘカラス。

二 訴訟費用ハ公判ニ於テ生スルノミナラス豫審ニ於テモ生スルヲ以テ之ニ關スル規定ハ總則中ニ置クテ至當ト認メ特ニ一章ヲ設ケテ之ヲ網羅スルコトトセリ。

第二百三十七條 刑ノ言渡ヲ爲シタルトキハ被告人ヲシテ訴訟費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムヘシ

被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用ハ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ト雖被告人ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

釋義 本條ハ被告人ニ訴訟費用ヲ負擔セシムヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、被告人ニ訴訟費用ヲ負擔セシムヘキ場合左ノ如シ。

第一、被告人ニ對シテ刑ノ言渡ヲ爲シタルトキ、此ノ場合ニ於テハ被告人ヲシテ訴訟費用ノ

全部又ハ一部ヲ負擔セシムヘキモノトス、刑ノ執行猶豫ヲ言渡サレタル場合ハ單ニ刑ノ執行カ猶豫セラレタルニ止マリ仍ホ刑ノ言渡ヲ爲シタル場合ナルヲ以テ訴訟費用ノ言渡ヲ爲サルヘカラス、事件ニ關シ訴訟費用ノ生スル以上ハ其レヲ一部又ハ全部被告人ニ負擔セシムヘキヤハ一ニ裁判所ノ自由裁量ニ屬スルモ其ノ一部ハ必ス被告人ニ負擔セシメサルヘカラス。被告ハ一ニ裁量ニ屬スルモノトシテ其ノ一部ハ必ス被告人ニ負擔セシメサルヘカラス。

第二、被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用、該費用ハ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ト雖被告人ヲシテ之ヲ負擔セシムルヲ得、被告人刑ノ言渡ヲ受ケタルトキハ被告人ノ責ニ歸スヘキ事由存スルコト明カナルモ此ノ場合ハ第一ノ場合ニ包含スルヲ以テ本號ニ入ル場合ハ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ノミニ關スルモノト爲ササルヘカラス、刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ハ(一)刑ノ免除ヲ言渡ス場合(三五九條) (二)無罪ヲ言渡ス場合(三六二條) (三)免除ヲ言渡ス場合(三一三條三一四條三六三條) (四)公訴棄却ヲ言渡ス場合(三一五條三六四條三六五條)及 (五)上訴ノ取下ニ因リテ訴訟手續ヲ終了スル場合ノ五個トス、其ノ何レノ場合タルヲ論セス被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタル訴訟費用ハ被告人ニ負擔セシムルコトヲ得自己ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタル費用ハ各般ノ場合ニ於テ存スルヲ以テ一概ニ之ヲ論スルヲ得スト雖犯罪ニ直接關係スルト否トニ拘ラス被告人カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ虛偽ノ陳述ヲ爲シ之ヲ證スル爲無益ノ證人鑑定人ヲ訊問スルニ要シタル費用ノ如キヲ指スモ

ノトス、此等ノ費用ハ被告人ノ理由ナキ防禦ノ爲特ニ生シタルモノナレハ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ニ於テモ被告人ニ負擔セシムルヲ相當トスルカ故ニ本法ハ特ニ其ノ規定ヲ設ケタルナリ、但シ此ノ場合ノ費用ヲ被告人ニ負擔セシムヘキヤ否ハ一ニ裁判所ノ自由裁量ニ存ス。

第二百三十八條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ヲシテ連帶シテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

字解 共犯 一トハ數人共同シテ一個ノ罪ヲ犯スヲ謂フ、共犯ニ三種アリ、(一)正犯 (二)數人及 (三)從犯是ナリ、正犯トハ共同シテ犯罪ヲ實行スルヲ謂ヒ、數人トハ他人ヲシテ一定ノ犯罪ヲ實行セシムコトノ決意ヲ爲サシメ因テ其ノ犯罪ヲ實行セシムルヲ謂ヒ、從犯トハ犯罪ノ實行ヲ補助スルヲ謂フ、連帶負擔 トハ二人若ハ二人以上ノ共犯者カ共同且各別ニ費用ノ全部ヲ負擔スルヲ謂フ、故ニ連帶負擔ヲ命セラレタル各共犯者ハ一面各自獨立シテ命セラレタル費用ノ全部ヲ國庫ニ納入スヘキ義務ヲ負擔スルモ一面國庫ニ納入スヘキ目的物カ唯一ナルヲ以テ共犯者ノ一人カ全部ヲ納入シタルトキハ殘存スヘキモノ存セサルニ依リ他ノ共犯者ハ費用納入ノ義務ヲ免ルルモノトス。

釋義 一、本條ハ共犯者ノ訴訟費用ノ負擔方法ヲ規定シタルモノナリ、共犯ノ訴訟費用ハ共犯者各自ニ共通關係アルモノナルヲ以テ各自ニ連帶シテ負擔セシム得ルコトトセリ、然レトモ共犯者ヲシテ連帶シテ負擔セシム得ル訴訟費用ハ共犯ノ訴訟費用ノミニ限ルヲ以テ共犯關係ヲ認定スルニ必要ナル費用ハ其レヲ要シタル被告人ノミニ負擔セシムヘキモノトス、例ヘハ共犯

者ノ二人ノ素行ヲ調査スルニ或證人ヲ訊問シ又ハ共犯者ノ一人ノ精神状態ヲ鑑定スル爲鑑定ヲ命シタル場合ノ費用ノ如キハ之ニ屬ス
二 本條ハ各共犯者カ有罪ノ判決ヲ受ケタル場合ニ關スル規定ナリ何シトナレハ無罪ノ判決ヲ受ケタル者ハ共犯者ニ非サレハナリ然レトモ無罪ノ判決ヲ受ケタル被告人ニ對シテモ前條第二項ニ依リ其ノ被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用ヲ其ノ者ニ負擔セシメ得ルハ當然ナリ但シ連帶ノ負擔ヲ命スルヲ得サルモノトス

三 共犯ノ訴訟費用ナリヤ否ハ一ニ公訴事件全部ヲ通覽シテ之ヲ觀察スヘキモノニシテ各共犯者ニ對スル公訴提起ノ前後ヲ標準トシテ之ヲ決スヘキモノニ非ス共犯者ニ對スル公訴提起前ニ生シタル訴訟費用ト雖共犯關係ヲ認ムルニ必要ナル證人鑑定人等ニ關スル費用ハ共犯人ニ連帶負擔ヲ命スルノ妨ケト爲ラサルナリ判例モ亦然リ(明治四二年七月二七日大審院判決)
四 共犯關係アル共同被告人中ノ或者カ第一審判決ニ因リ連帶負擔ヲ命セラレタル訴訟費用ノ全部又ハ一部ヲ納付シタル場合ト雖第二審ニ繫屬セル他ノ共同被告人ニ對シテハ仍ホ訴訟費用ヲ負擔ヲ命スルコトヲ得ヘシ然レトモ共同被告人ノ一人ニ於テ既ニ納入シタル場合ハ之ヲ裁判ヲ受クルモ更ニ徵收セラルルコトヲキヤ論ヲ俟タス

第二百三十九條 告訴又ハ告發ニ因リ公訴ノ提起アリタル事件ニ付被告人無罪又ハ免訴ノ裁判ヲ受ケタル場合ニ於テ告訴人又ハ告發人ニ故意又ハ重大ナル過失アルトキハ其ノ者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

用ヲ負擔セシムルコトヲ得

字解 告訴 トハ被害者及其ノ他ノ告訴權者カ犯罪事實ヲ捜査機關ニ申告スルヲ謂フ
告發 トハ犯人又ハ告訴權者以外ノ者カ犯罪事實ヲ捜査機關ニ申告スルヲ謂フ
故意 トハ犯罪事實ナキコトヲ知リナカラ犯罪アリト不實ノ申告ヲ爲スヲ謂フ故ニ本條ノ故意タルニハ單ニ事實ナキヲ知リナカラ不實ノ申告ヲ爲スヲ以テ足ルモノニシテ別ニ惡意又ハ害意ノ存スルコトヲ要セス故ニ不實ノ申告ニ因リテ無辜ノ被告人ノ處罰ヲ希望シ又ハ之ヲ目的ト爲シタル場合ハ勿論斯ル惡意又ハ害意存スルコトヲ單ニ自巳ノ犯罪處罰ヲ免ルル手段トシテ或ル者ニ對シテ不實ノ申告ヲ爲シタル場合モ此ニ包含スルモノトス

重過失 トハ多少ノ注意ヲ用キタランニハ虛偽ナリシコトヲ豫見シ得ヘカリシニ之カ豫見ヲ爲サスシテ犯罪アリト信シテ告訴又ハ告發ヲ爲シタル場合ヲ謂フ

釋義 本條ハ告訴又ハ告發人ニ訴訟費用ヲ負擔セシムヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ舊法ニ於テハ被告人カ無罪又ハ免訴ト爲リタル場合ニ於テハ訴訟費用ハ常ニ國庫ノ負擔ト爲シタルモ(舊刑訴二〇一條)其ノ公訴提起カ告訴又ハ告發ニ基因スル場合ニ於テ其ノ告訴又ハ告發カ告訴人又ハ告發人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ出テタル不實ノ申告ナリシトキハ告訴人及告發人ニモ其ノ責アルヤ勿論ナルヲ以テ其ノ者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルヲ相當トス是レ本條ノ規定アル所以ナリ

第二百四十條 親告罪ニ付告訴ノ取消アリタル場合ニ於テハ告訴人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

字解 親告罪 トハ告訴ヲ待チテ其ノ罪ヲ論シ得ル犯罪ヲ謂フ、故ニ親告罪ノ告訴ハ訴訟條件ヲ爲スモノニシテ親告罪ニ對スル公訴ノ提起ハ告訴ヲ待チテ爲スヘキモノナルノミナラス、一旦適法ニ公訴提起セラレルモ其ノ後ニ於テ告訴ノ取消アリタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シ得サルモノトス。

釋義 本條ハ親告罪ノ場合ニ於テ告訴ノ取消ヲ爲シタル告訴人ニ訴訟費用ヲ負擔セシメ得ルコトヲ規定シタルモノナリ、親告罪ニ於ケル告訴ハ訴訟條件ヲ爲スモノナルニ付公訴提起前ニ於テ告訴ノ存スルコトヲ要件トスルノミナラス訴訟中ハ常ニ告訴ノ存続シアルコトヲ要ス、故ニ公訴提起後ト雖告訴ノ取消アリタルトキハ訴訟條件ヲ缺クニ至ルヲ以テ豫審ニ繫屬セルト公判ニ繫屬セルトヲ問ハス公訴棄却ノ裁判ヲ爲シ(三一五條三六四條)事件ヲ終了セシメサルヘカラス、斯ル場合ニ於テハ訴訟ノ審理ニ要シタル費用ハ被告人ノ責ニ歸スキヘモノニ付テハ三三七條第二項ニ依リ被告人ニ負擔セシメ得ヘキモ其他ノ費用ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ國庫ノ負擔ト爲ササルヘカラス、然レトモ訴訟ヲシテ中途ニ於テ終了セシムルニ至リタルハ一ニ告訴人ノ告訴取消ニ基因スルヲ以テ其ノ費用ハ取消ヲ爲シタル告訴人ヲシテ負擔セシムルヲ妥當トス、故ニ本法ハ本條ニ於テ特ニ其ノ旨ノ規定ヲ設ケタリ。

第二百四十一條 檢事ニ非サル者上訴ノ取下ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ上訴ニ關スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

費用ヲ負擔セシムルコトヲ得
檢事ニ非サル者再審ノ請求ヲ取下ケタル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ再審ニ關スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

字解 上訴 トハ上訴裁判所ニ對シ未タ確定セサル裁判ノ更正ヲ求ムル手續ヲ謂フ、(一)控訴、(二)上告及(三)抗告、是ナリ。
再審 トハ確定判決ニ付著シキ事實上ノ失誤アル場合之ヲ救済スル手續ヲ謂フ。

釋義 本條ハ上訴取下者又ハ再審請求取下者ニ訴訟費用ノ負擔ヲ命シ得ルコトヲ規定シタルモノナリ、檢事カ上訴又ハ再審ノ請求ヲ爲シ之ヲ取下ケタル場合ハ之カ爲ニ要シタル訴訟費用ハ國庫ノ負擔ト爲スヘキハ當然ナルモ檢事ニ非サル者カ上訴又ハ再審ノ請求ヲ爲シ之ヲ取下ケタル場合之カ爲ニ要シタル訴訟費用ハ其等ノ取下ケヲ爲シタル者ノ負擔ト爲スヘキヲ相當トス、何ントナレハ斯ル場合多クハ上訴又ハ再審ノ請求ヲ爲シタル者ノ責ニ歸スヘキ事由存スルノミナラス假ニ責ニ歸スヘキ事由存セザリシトスルモ其等ノ者ノ行爲ニ因リ無益ノ訴訟費用ヲ生セシメタルモノナレハナリ、上訴ノ取下者カ被告人ナルトキハ二三七條第二項ニ依リテモ被告人ニ訴訟費用ノ負擔ヲ命スルコトヲ得ルモ本條ニ依ル場合ハ別ニ責ニ歸スヘキ事由アリタルト否トヲ問ハサルナリ、上訴又ハ再審ノ請求ノ取下者カ被告人タルト其ノ他ノ者タルトニ因リ本條ノ適用ニ差違ナシ、而シテ上訴又ハ再審請求ノ取下者カ被告人又ハ有罪ノ言渡ヲ受

ケタル者ノ法定代理人、保佐人、又ハ夫ナルトキハ其等ノ者カ公訴費用ノ負擔ヲ命セララルルニ至ルヘシ。(三七八條、三八三條、四九二條、四九八條)

第二百四十二條 裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ職權ヲ以テ其ノ裁判ヲ爲スヘシ此ノ裁判ニ對シテハ本案ノ裁判ニ付上訴アリタルトキニ限り不服ヲ申立ツルコトヲ得

釋義 本條ハ裁判ニ因リ公訴手續ヲ終了シタル場合被告人ニ對スル公訴費用ノ裁判手續ヲ規定シタルモノナリ、蓋訴訟手續ハ裁判ニ因リテ終了スルヲ普通トスレトモ上訴若ハ再審ノ取下ノ如ク裁判ニ因ラスシテ訴訟手續ノ終了スル場合アリ、訴訟手續カ裁判ニ因リ終了スル場合ニ於テ被告人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ職權ヲ以テ本案ノ裁判ト同時ニ其ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス、是レ訴訟費用ノ裁判カ本案ノ裁判ニ附隨スル性質ヲ有スルヲ以テナリ、從テ訴訟費用ノ負擔ニ關スル裁判ニ付テハ本案ノ裁判ニ付上訴アリタル場合ニ非サレハ獨立シテ不服ノ申立ヲ爲スヲ得サルナリ。

第二百四十三條 裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ニ非サル者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ職權ヲ以テ別ニ其ノ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合被告人以外ノ者ニ對スル訴訟費用ノ裁判手續ヲ規定シタルモノナリ、本法ニ依レハ本案カ裁判ニ因リ訴訟手續ノ終了スル場合、被告人以外ノ者ニ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトアリ、例ヘハ二、三、九條ノ告發人、告發人及二、四〇條ノ告發人ノ如シ、此ノ場合ニ於テハ本案ノ裁判ヲ受クル者ト訴訟費用ノ裁判ヲ受クル者トヲ異ニスルヲ以テ本案裁判ニ對スル附隨ノ裁判ト爲スヲ得ス、故ニ斯ル場合ニ付テハ裁判所ニ於テ職權ヲ以テ決定ノ方式ニ依リ裁判ヲ爲スヘキコトトセリ、此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲シ得ルモノトス。

第二百四十四條 裁判ニ因ラスシテ訴訟手續終了スル場合ニ於テ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ最終ニ事件ノ繫屬シタル裁判所職權ヲ以テ其ノ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ裁判ニ因ラスシテ訴訟手續ヲ終了スル場合ニ於ケル訴訟費用ノ裁判手續ヲ規定シタルモノナリ、上訴又ハ再審請求ノ取下ノ如ク裁判ニ因ラスシテ訴訟手續ヲ終了スル場合ニ於テハ本案ノ裁判存セサルヲ以テ此ノ場合ニ於テ其ノ訴訟費用ノ負擔ヲ命セラルル者ハ被告人タルト其ノ他ノ者タルトヲ問ハズ別個ノ手續ニ依ラサルヘカラサルヤ勿論ナリ、仍テ本條ニ於テ斯ル場合ニハ最終ニ事件ノ繫屬シタル裁判所カ職權ヲ以テ其ノ決定ヲ爲スヘキモノトセリ、該決定ニ對シテモ即時抗告ヲ許セリ。

第二百四十五條 訴訟費用ノ負擔ヲ命スル裁判ニ於テ其ノ額ヲ定メサルトキハ執行ノ指揮ヲ爲ス

上訴 被告
不服 申立 費用

ヘキ檢事之ヲ定ム

釋義 本條ハ訴訟費用額ヲ檢事カ確定スル場合ノ規定ナリ、裁判所カ訴訟費用ノ裁判ヲ爲スニ當リ其ノ額ヲ確定シ得ルハ勿論ニシテ裁判中ニ其ノ額ヲ確定シタル場合ニハ其レニ依ルヘキハ當然ナレトモ訴訟費用額ハ裁判ノ執行ニ當リ訴訟記録ニ依リ之ヲ確定シ得ルヲ以テ裁判中ニ其ノ額ヲ明示スルノ要ナシ、斯ル場合ニ於テハ執行ノ指揮ヲ爲スヘキ檢事ニ於テ其ノ額ヲ定ムヘキモノトス。

第二編 第一審

釋義 本編ハ公訴ニ關スル第一審ノ訴訟手續ヲ規定シタルモノナリ、彈劾主義ヲ採用シタル本法ニ於テハ公訴ハ常ニ檢事ノ起訴ニ因リテ裁判所ニ繫屬スルヲ以テ第一審ノ訴訟手續ハ公訴ニ因リテ始マルモノト謂ハサルヘカラス、然レトモ檢事カ公訴ヲ提起スルニハ公訴ノ提起及實行ニ必要ナル資料ヲ蒐集スル爲メ捜査ヲ爲スノ要アリ、故ニ捜査ノ手續ハ第一審訴訟手續ニ關連シテ共ニ規定スルヲ便宜トス、而シテ本法ニ於テハ公訴ノ提起ハ豫審又ハ公判ヲ請求スルニ因リテ爲スヘキコトヲ認メ豫審ヲ請求シタル事件ハ豫審終結決定ニ因リテ公判ニ付セラルヘク公判ニ於テハ公判ノ準備ヲ爲シタル上審理ノ結果裁判ヲ爲シテ事件ヲ終局セシムルニ在ルヲ以テ第一審ノ訴訟手續ヲ規定スルニ當リテハ第一ニ公訴ノ提起及實行ニ必要ナル捜査手續ヲ

第一章 捜査

規定シ、第二ニ公訴手續、第三ニ豫審手續、第四ニ公判手續ヲ規定スルヲ當然ノ順序トス、本編ハ實ニ此ノ順序ニ從ヒタルモノニシテ第一章捜査、第二章公訴、第三章豫審、第四章公判ト題シ更ニ第四章公判ニ付之ヲ三節ニ區別シ第一節公判準備、第二節公判手續、第三節公判ノ裁判ト爲シタリ。

釋義 一 本章ハ捜査ニ關スル手續ヲ網羅シタルモノナリ、捜査トハ捜査機關カ犯罪アリト思料シタルトキ公訴ノ提起及實行ニ必要ナル材料ヲ蒐集スル手續ヲ謂フ、故ニ現實ノ犯罪アルトキハ勿論現實ノ犯罪存セサルモ捜査機關ニ於テ犯罪アリト思料スルトキハ有效ニ捜査ニ着手スルヲ得ヘシ、學者或ハ捜査ハ犯罪アルト同時ニ發生スト謂フト雖非ナリ、犯罪アリヤ否ハ捜査ニ依リテ始メテ明確ニスルヲ普通トス、然ルニ犯罪ナキ場合ノ捜査ヲ無効ト爲スカ如キハ實際ノ事情ニ適合セサル偏見ナリト謂ハサルヘカラス、又捜査ハ公訴ノ提起又ハ提起ヲ決スル爲メ其ノ準備手續トシテ著手スヘキハ勿論ナリト雖一旦公訴ヲ提起スルモ其ノ起訴ヲ維持スル爲メ材料ヲ蒐集スル場合ハ仍ホ捜査トシテ有效ナリトス。

二 捜査ノ開始ハ捜査機關ニ於テ犯罪アリト思料シタルトキニ在ルモノニシテ客觀的ニ犯罪ノ成立シタルヤ否ハ之ヲ問ハサルコト前項説明ノ如シ、而シテ其ノ關係ハ犯罪事件カ親告罪タルト否トニ依リ區別アルコトナシ、學者或ハ親告罪ニ付テハ告訴ナケレハ公訴權發生セサル

ガ故ニ其ノ準備ノ爲ニスル捜査權モ亦告訴ナケレハ發生セスト論スル者アレトモ親告罪ニ於ケル告訴ハ訴訟ノ條件ニシテ處罰條件ニ非サルヲ以テ告訴ナケレハ公訴權發生セザルニ止マリ告訴ノ有無ニ拘ラス其ノ犯罪ハ成立シ得ヘク從テ捜査權ハ告訴以前ニ於テ發生スルモノト解スルヲ穩當トス殊ニ親告罪ナリヤ否モ亦捜査ニ依リテ始メテ決スヘキ問題ナルノミナラス若シ告訴前ノ捜査ヲ許ササルモノトセハ現行犯ノ場合等ニテハ實際上不便ヲ感スルコト諺ガチサルベキヲ以テ其ノ學說ノ非ナルコト一層明瞭ナリ。

三 捜査ノ目的ハ公訴ノ提起不提起ヲ決スルノミナラス訴訟ノ實行及之ガ維持ニ必要ナル材料ヲ蒐集スルニ在ルヲ以テ捜査ハ公訴提起ニ依リテ終了スルモノニ非ズシテ公訴提起後モ訴訟ノ繼續スル間ハ仍ホ存續スルモノトス故ニ捜査終了ノ時期ハ裁判確定ノ時ニ在リト謂ハサルハカラス舊法ニ於テハ上告審ハ法律ノ點ノミニ依リテ爲スヲ以テ事實ニ關シテ行ハル捜査ハ上告審ニ於テハ爲シ得サル旨論スル學者アリシモ本法ニ於テハ上告審ニ於テモ事實ノ審理ヲ爲スヘキ場合存スルヲ以テ四四〇條斯ル議論ヲ容ルルノ餘地ナシ又或ハ捜査ニハ終了ノ時期ナシト論スル學者アレトモ捜査ノ目的ヲ適當ニ擴張シタルモノニシテ正當ニ非サルナリ

第二百四十六條 檢事犯罪アリト思料スルトキハ犯人及證據ヲ捜査スベシ

釋義 本條ハ檢事ノ捜査權ヲ規定シタルモノトス彈劾主義ヲ採用シタル本法ニ於テハ檢事ハ公訴ノ提起者ニシテ訴訟ニ於ケル原告官ナルヲ以テ犯罪アリト思料スルトキハ先ツ犯人ノ何

人ナリヤヲ特定シ次ニ公訴ノ提起若ハ不提起ヲ決シ一旦公訴ヲ提起シタルトキハ其ノ公訴ヲ維持スヘキヤ否ヲ確ムヘキ諸般ノ材料ヲ蒐集セサルヘカラス本條ハ其ノ趣旨ヲ明ガシタルモノナリ故ニ檢事ハ告訴告發及自首ニ因リ又ハ現行犯ノ目撃ニ因リ或ハ新聞雜誌ノ記事ニ因リ其ノ他原由ノ如何ヲ問ハズ犯罪アリト思料スルトキハ捜査ニ著手シ(一)犯罪ノ原由性質方法情狀日時場所被害ノ狀況多寡(二)被疑者ノ氏名年齢職業出生地住所本籍身分素行前科ノ有無及(三)證人鑑定人ノ何人タルコト等犯罪事實ニ關係アル事物ハ犯罪事實ヲ積極ニ認定スヘキ材料タルト否トニ拘ラス總テ之ヲ調査セサルヘカラス從テ被疑者ノ利益ト爲ルヘキ模様ヲモ同時ニ調査スヘキモノトス。

第二百四十七條 警視總監、地方長官及憲兵司令官ハ各其ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ

犯罪ヲ捜査スルニ付地方裁判所檢事ト同一ノ權ヲ有ス但シ東京府知事ハ此ノ限ニ在ラス

字解 警視總監 トハ警視廳ノ長官ニシテ内務大臣ノ指揮監督ヲ受ク東京府下ノ警察事務ニ付監理スル權限ヲ有スル者ヲ謂フ。地方長官 トハ廳府縣ノ長官ニシテ内務大臣ノ指揮監督ヲ受ク管内警察事務ニ付監理スル權限ヲ有スル者ヲ謂フ但シ東京府ニ於テハ警察事務ハ警視廳ニ委ネ警視總監之ヲ管理權ヲ有スルヲ以テ東京府知事ニハ斯ル權限存セザルモノトス。憲兵司令官 トハ憲兵司令部長官ニシテ軍事警察ヲ司リ兼テ行政警察及司法警察ヲ掌ル者ヲ謂フ。

釋義 本條ハ捜査ニ付檢事ト同一權限ヲ有スル司法警察官ヲ規定シタルモノナリ。捜査權限ハ檢事ニ屬シ檢事ニ於テ專ラ之ヲ行フヲ普通ト爲スト雖國事犯又ハ兇徒聚集罪ノ如キ全國又ハ一地方ノ安寧秩序ニ關スル犯罪ニ付テハ檢事ニノミ捜査權ヲ賦與スルニ於テハ完全ニ斷追ノ目的ヲ達シ得サルコトナキヲ保セス。故ニ本法ニ於テハ自己ノ管轄區域内ニ於テ警察事務ヲ管理スル (一) 警視總監 (二) 地方長官及 (三) 憲兵司令官ヲ司法警察官ト爲シ捜査ニ付テハ檢事ト同一權限ヲ有スル旨ヲ規定セリ。但シ東京府ニ於テハ他ノ地方ト異リ行政事務ト警察事務トテ全ク分離シ知事ハ單ニ行政事務ヲ執リ警察ノ事務ハ警視總監專ラ之ニ任スルコトト爲シタルヲ以テ地方長官中ヨリ東京府知事ヲ除外セリ。法律ハ此等ノ官吏ヲ司法警察官ト爲シ捜査ニ付檢事ト同一ノ權限ヲ賦與シタルハ前説明ノ如ク特ニ異常ノ場合ニ之ヲ行ハシムル爲ニ規定シタルモノナルヲ以テ法文上其ノ捜査ノ範圍ニ付別ニ制限スル所ナシト雖異常ノ場合ニ之ヲ行フヘク又異常ノ場合ニ於テモ其ノ處分ハ成ルヘク檢事ニ讓ルヲ相當トス。此等ノ官吏ハ捜査權ニ付檢事ト同一ノ權限ヲ有スルモ其ノ權限ノ範圍ハ捜査權ニ止マリ檢事ノ如ク起訴不起訴ノ權限ヲ有スルコトナク又檢事ニ之ヲ強要スル權限ヲ有セサルヲ以テ捜査ノ結果公訴ヲ提起スヘキモノト思料シタルトキハ其ノ事件ヲ檢事ニ送付シ其ノ處分ニ一任セサルヘカラス。

第二百四十八條 左ニ掲クル者ハ檢事ノ輔佐トシテ其ノ指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スヘシ

一 廳府縣ノ警察官

二 憲兵ノ將校、准士官及下士

字解 廳府縣ノ警察官 トハ何レモ廳府縣ノ警察事務ニ從事スル官吏ヲ指シスルモノニシテ (一) 警察部長 (二) 警視 (三) 警部及 (四) 警部補ヲ包含ス。
 憲兵ノ將校、准士官及下士 トハ何レモ陸軍大臣ノ管轄ニ屬シ軍事警察ヲ司ル判任官以上ノ武官ヲ指稱スルモノニシテ下士ハ判任ノ武官、准士官ハ奏任待遇ノ武官、將校ハ勲任又ハ奏任ノ武官ナリ。

釋義 本條ハ檢事ノ補佐タル司法警察官ニ關スル規定ナリ。檢事ハ捜査權ヲ有スト雖他人補佐ナクシテ自ラ各方面ノ捜査事務ニ當リ其ノ目的ヲ完全ニ遂行スルコトハ事實上不可能ニ屬ス。故ニ本法ハ舊法ト同シク檢事ノ捜査事務ニ關スル補佐トシテ補佐者及補助者ヲ認メ而シテ補助者ハ次條ノ規定スル所ニシテ本條ハ其ノ補佐者ヲ規定ス。檢事ノ補佐者トハ (一) 廳府縣ノ警察官及 (二) 憲兵ノ將校、准士官並下士即チ是ナリ。此等ノ官吏ハ司法警察官トシテ檢事ノ指揮ヲ受ケ犯罪ノ捜査ニ從事スルモノトス。然レトモ此等ノ官吏ハ捜査事務ノミヲ専門ト爲スモノニ非スシテ他ニ行政警察ノ事務ニモ從事シ得ヘキモノナレハ必要ノ場合ニハ司法省又ハ檢事局及内務省又ハ地方官廳トノ間ニ協議ヲ遂ケ此等ノ官吏中專ラ司法警察事務ノミニ從事セシムルモノヲ定メ得ルコトト爲セリ。

第二百四十九條 左ニ掲クル者ハ檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ司法警察吏トシテ捜査ノ補助

ヲ爲スヘシ

一 巡查

二 憲兵卒

字解 巡查 トハ廳府縣ノ警察官ノ指揮監督ヲ受ケ警察事務ニ従事スル者ニシテ判任官ヲ以テ待遇セラルル者ヲ謂フ。

憲兵卒 トハ憲兵將校准士官及下士ノ命ヲ受ケ警察事務ニ従事スル憲兵上等兵ヲ謂フ。釋義 本條ハ捜査ノ補助者タル司法警察吏ニ關スル規定ナリ。捜査ノ補助者ハ (一) 巡查及 (二) 憲兵卒ニシテ司法警察吏トシテ檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ捜査ノ補助ヲ爲スモノトス。此等ノ者ハ檢事又ハ司法警察官ノ補助者タルニ過ギサルカ故ニ自ラ獨立シテ捜査ノ權限ヲ有セザルモノトス。巡查憲兵卒ノ捜査ニ關スル權限ハ舊法モ同様ナリシモ舊法ニ於テハ特ニ權限シタル規定ヲ缺如シタルカ故ニ本法ハ之ヲ補正セリ。

第二百五十條 前三條ニ規定スル者ノ外勅令ヲ以テ司法警察官吏ヲ定ムルコトヲ得

釋義 舊法ニ於テハ司法警察官トシテ島司郡長林務官及市町村長ヲ認メタリ。舊刑訴四七條此等ノ者モ司法警察官トシテ補佐機關タラシムルコト固ヨリ必要ナリト雖補佐機關タラシムルキモノハ其ノ數者ニ限定スヘキニ非サルノミナラス捜査ニ付檢事ト同一ノ權限アル官吏及捜査ノ補助機關モ必スシモ前三條ニ列記シタルモノニ限定スルヲ得ス。社會ノ進歩時勢ノ變遷ニ

從ヒ各種ノ捜査機關ヲ設クル必要アルヘシ。然レトモ社會ノ進歩ハ頻頻トシテ一日モ停止スルコトナク將來如何ナル捜査機關ヲ要スルニ至ルヤハ豫知スルヲ得サルモノトス。故ニ本法ニ於テハ從來行使シ來リシ一般ノ司法警察官吏ノミニ付之ヲ規定シ特別ノ捜査機關ハ勅令ニ委ヌルコトトセリ。

第二百五十一條 森林、鐵道其ノ他特別ノ事項ニ付司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者及其ノ職務ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

釋義 本條ハ森林鐵道其ノ他特別ノ事項ニ付司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者及其ノ職務ノ範圍ヲ勅令ヲ以テ定メ得ルコトヲ規定シタルモノナリ。森林鐵道其ノ他特別ノ事項ニ付テハ特別ノ司法警察官吏ヲ設クル必要アリ。然レトモ斯ル特別ノ司法警察官吏及其ノ者ノ事務ノ範圍ヲ法律ヲ以テ豫メ一定スルコトハ容易ノ業ニ非ス。故ニ前條ト同シク其等ノ事務ヲ行フヘキ者及其ノ事務ノ範圍ハ勅令ニ委ネ後日勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトトセリ。前條及本條ハ共ニ其ノ立法ノ精神ヲ同ウスルモノニシテ前條ハ一般ノ事項ニ關スル司法警察官吏ヲ別個ニ設置スル場合ノ規定ニシテ本條ハ特別ノ事項ニ關スル司法警察官吏ヲ別個ニ設置スル場合ノ規定ナリ。

第二百五十二條 第十一條第一項ノ規定ハ檢事及司法警察官吏ノ爲又捜査ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ檢事及司法警察官吏カ管外ニ於テモ捜査ヲ爲シ得ルコトヲ規定シタルモノナリ。檢事及司法警察官吏モ其ノ職務ヲ行フ範圍ハ自己ノ屬スル官署ノ管轄區域内ニ止マルヲ原則

トス、然レトモ專案ニ依リテハ捜査ノ權限ヲ其ノ區域内ノミニ限定スルトキハ捜査ノ目的ヲ達行シ得サル場合アルヲ以テ必要アルトキハ管轄區域外ニ於テモ職務ヲ行フコトヲ許セリ、司法警察官ノ捜査ニ付テハ舊法ノ下ニ於テハ管轄區域外ノ捜査ヲ有效ニ取扱ヒ來リシカ司法警察執務心得第七條明文存セザリシヲ以テ本法ハ特ニ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。

第二百五十三條 捜査ニ付テハ秘密ヲ保テ被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

釋義 本條ハ捜査ニ關シ檢事及司法警察官ニ對スル訓示の規定ナリ、檢事及司法警察官ハ犯罪アリト思料スルトキハ捜査ニ著手シ各般ノ證據ヲ蒐集セサルヘラス、然レトモ捜査ハ起訴前ノ手續ニ係ルコト多ク公訴ヲ提起スヘキヤ否モ未確定ノ際ニ行ハルモノナルニ其ノ間ニ捜査カ公ニセラルルトキ將來其ノ事件不起訴處分ニ付セラルル場合ト雖捜査ヲ受ケタル一事ニ依リテ被疑者其ノ他ノ者カ圖ラサル疑ヲ世人ヨリ招キ其ノ名譽ヲ毀損スル場合尠シトセス、又其ノ捜査カ公訴提起後ニ係ル場合ト雖單ニ公訴ヲ維持スヘキヤ否ノ端緒ト爲スヘキ證據蒐集手續タル捜査ヲ毫モ公ニ爲ス必要存セサルナリ、加之捜査カ秘密ニ行ハレサルトキハ一面犯人ノ逃走ヲ招キ罪證ノ湮滅ヲ來シ爲ニ訴追ノ目的ヲ達シ得サル結果ヲ生スルコトアリ、何レモ歐ヨリスルモ捜査ハ秘密ニ行フヘキヲ得策トス、故ニ本條ニ於テ捜査ニ付テハ秘密ヲ保テ被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘキヲ規定シ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。

第二百五十四條 捜査ニ付テハ其ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ強制ノ處分

ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

捜査ニ付テハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

字解 公務所(一四八條字解參照)

釋義 本條ハ捜査ノ方法ヲ規定シタルモノナリ、捜査ノ方法ニ付テハ其ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル限度ニ於テハ如何ナル取調ヲモ爲スコトヲ得ルモノ一般的ニ強制力ヲ用ウルコトハ法律ノ許ササル所ナリ、故ニ捜査ノ爲ニ強制力ヲ使用シ得ルハ法律ニ特別ノ規定アル場合ニ限ルモノトス、本條ニ於テ檢事又ハ司法警察官ニ對シテ強制力ヲ許容シタルハ總則ニ規定シタル現行犯及特定ノ場合ニ於ケル被疑者ノ勾引、勾留、逮捕(二三條一二四條一二九條)被疑者及證人ノ訊問(二七條一二九條二一四條)押收、搜索及檢證(一七〇條一八〇條)並鑑定ノ命令(二二八條二一四條)ヲ爲シ得ル場合ニ限定セリ、故ニ此等ノ場合ニ於テハ檢事及司法警察官カ強制力ヲ用キテ捜査ヲ爲シ得ルモ其ノ他ノ場合ニ於テハ絕對的ニ強制力ヲ使用スルヲ得サルヲ以テ秘密ノ間ニ利害關係人ノ同意又ハ承諾ヲ得テ實況ヲ見聞シ任意ノ問答ヲ試ミ物件ノ領置ヲ行ヒ任意ノ鑑定ヲ命スル等強制力ニ出テサル範圍ニ於テ之ヲ爲ササルヘカラス、仍ホ法律ハ檢事又ハ司法警察官ニ對シ一般ノ捜査權ニ關シ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムル權ヲ認ム、故ニ斯ル場合ニ於テ公務所ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其ノ請求ヲ拒絕シ得サルモノト謂ハサルヘカ

ラス

第二百五十五條 檢事捜査ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ公訴ノ提起前ト雖押收、捜索、檢證及被疑者ノ勾留、被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬地方裁判所ノ檢事判事又ハ所屬區裁判所ノ判事ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ檢事判事ト同一ノ權ヲ有ス

字解 押收 捜索 檢證(五七條字解參照) 被疑者(五六條字解參照) 證人 鑑定人(二四條字解參照)

釋義 本條ハ檢事カ捜査ヲ爲スニ必要ナル強制處分ヲ判事ニ請求スル權利ヲ認メタル規定ナリ前條説明ノ如ク檢事ハ捜査權ヲ有スルモ現行犯其ノ他特別ノ場合ニ該當スルニ非サレハ自ラ強制力ヲ使用シ得サルモノトス然レトモ事案ニ依リテハ總則ノ特別ノ場合ニ該當セザルトキニ於テモ急速ニ強制處分ヲ行フニ非サレハ到底捜査ノ目的ヲ達シ得サル場合ナキヲ保セス故ニ斯ル場合ニ強制力ヲ使用スル方法ヲ講スルヲ必要トス檢事ニ直接強制力ヲ賦與スルハ捜査上ニ於テハ最モ便宜アルヘシト雖一面之ヲ濫用スル弊ニ陥ルヲ免レス本法ハ實際ノ便益ニ鑑ミ斯ル場合ニ於テハ公訴提起前ニ於ケル判事ノ強制權ニ例外ヲ設ケ檢事ノ請求ヲ待テ強制處分ヲ行フコトヲ許セリ斯ル請求ヲ受ケル判事ハ檢事所屬ノ (一)地方裁判所ノ豫審判事又ハ(二)區裁判所判事ニシテ其ノ強制處分ノ種類ハ (一)押收 (二)捜索 (三)檢證 (四)被疑者ノ勾留

(五)被疑者若ハ證人ノ訊問及 (六)鑑定ノ處分トス此ノ場合請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シテハ豫審判事ト同一ノ權ヲ有スルモノトス

第二百五十六條 判事前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付スヘシ

釋義 本條ハ判事カ檢事ノ請求ニ因リ公訴提起前特別ノ強制處分ヲ爲シ終了シタル場合ノ手續ニ關スル規定ナリ判事カ起訴前ニ行フ特別ノ強制處分ハ檢事ノ請求ニ因リ檢事ノ捜査處分ノ爲ニ爲スモノナルヲ以テ其ノ處分ヲ終了シタルトキハ之ニ關スル書類及押收ノ證據ハ速ニ檢事ニ送付スルヲ順序トス是レ本條ノ規定アル所以ナリ

第二百五十七條 第二百五十五條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾留シタル事件ニ付十日内ニ公訴ヲ提起セザルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放スヘシ

第二百五十五條ノ規定ニ依リ押收ヲ爲シタル事件ニ付公訴ヲ提起セザル處分ヲ爲シタルトキハ檢事ハ速ニ押收物ヲ還付スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ公訴ノ時効完成スルニ至ル迄之ヲ保管スルコトヲ得

字解 公訴ノ時効 トハ法律ニ定メタル期間ノ經過ニ因リ公訴權ヲ消滅セシムルヲ謂フ

釋義

本條ハ判事カ特別處分ヲ爲シタル後檢事ノ爲スヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ(二五五

第二編 第一章 第一節 第二章 檢査(第二百五十六、二百五十七條)

條ノ規定ハ捜査ノ必要上特別ニ設ケタル場合ナルヲ以テ之カ爲ニ被疑者ヲ勾留シ又ハ證據物ヲ押收シタルトキハ其ノ始末ヲ速カニ解決スルノ要アリ故ニ本條ハ之ニ關シ次ノ規定ヲ設ク。
第一、被疑者ヲ勾留シタル場合、此ノ場合檢事カ勾留後十日以内ニ公訴ヲ提起セサルトキハ速ニ被疑者ヲ釋放セサルヘカラス。

第二、證據物件又ハ沒收スヘキ物件ヲ押收シタル場合、此ノ場合公訴提起迄ハ當然押收物件ヲ保管シ得ヘキモ檢事カ公訴ヲ提起セサル處分ヲ爲シタルトキハ速ニ還付ノ處分ヲ爲ササルヘカラス、但シ必要アル場合ニ於テハ公訴時効ノ完成スルニ至ル迄之ヲ保管シ得ルコトトセリ蓋押收物件ニ付テハ勾留ノ場合ノ如ク還付ノ遅延ニ因リ人權ニ影響スル所少キヲ以テ主トシテ檢事ノ捜査ノ便益ヲ圖ルコトト爲シタルナリ。

第二百五十八條 犯罪ニ因リ害ヲ被リタル者ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條以下ハ告訴、告發及自首ニ關スル規定ナリ、告訴、告發及自首ハ犯罪ノ捜査ノ主タル原因ヲ爲スモノナルニ付之ヲ捜査手續中ニ規定スルヲ便宜トス、故ニ本法ハ此等ノ規定ヲ本章中ニ網羅スルコトトセリ、本條ハ告訴權ヲ有スル者ヲ規定ス、犯罪ニ因リテ害ヲ被リタル者ハ捜査權アル官署ニ其ノ犯罪ヲ申告シ得ルコトヲ認メ、告訴權ハ被害者ノ權利ニシテ義務ニ非ズ、從テ告訴ヲ爲スト否トハ被害者ノ自由ナリトス、被害者トハ犯罪ニ因リ直接ニ私權ヲ害セラレ又ハ害セラレントシタル者ヲ謂フ、故ニ其ノ犯罪ハ既遂タルト未遂タルトハ之ヲ問ハサレトモ間

接ニ害ヲ受ケタル者ハ告訴ヲ爲ス權ヲ有セサルナリ、例ヘハ會社カ盜難ニ罹リタル場合其ノ社員ノ如キ、又毀棄ノ目的物ニ關シ單ニ保管ノ義務ヲ負フニ止マル者ノ如キハ其ノ竊盜罪又ハ器物毀棄罪ニ對シ告訴權ヲ有セサルカ如シ、然レトモ目的物ニ對シ完全ナル所有權ヲ有スルコトハ被害者タル要件ニ非ズ、故ニ共有物ニ對シ侵害ヲ受ケタルトキハ各共有者ハ共有物全體ニ對シ告訴權ヲ有スヘク、合著ノ著作物ニ付侵害ヲ受ケタル場合ハ各著作人ハ合著ノ著作物全部ニ付告訴權ヲ有スヘシ。

第二百五十九條 祖父母又ハ父母ニ對シテハ告訴ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ告訴權行使ノ原則ニ對スル重要ナル例外ヲ規定シタルモノナリ、犯罪ニ因リテ害ヲ被リタル者ハ告訴權ヲ有スルヲ原則トスレトモ尊屬親特ニ祖父母、父母ニ對シテハ假令害ヲ被リタリトスルモ之ヲ告訴スルカ如キハ我國ノ良風美俗ニ反スルモノニシテ社會政策上ヨリスルモ之ヲ防止スルヲ至當トス、明治初年實施セラレタル皇朝律例ニハ干名犯義ノ律アリテ子孫、祖父母、父母ヲ告訴スルヲ許サズ、違フ者ハ事實ヲ申告シタル場合ト雖其ノ律ニ照シテ徒二年半ニ處セラレタリ、又佛國ノ古法ニ於テモ子其ノ父ニ對シテ告訴ヲ爲スヲ禁シタリ、故ニ本法ハ漸次頽廢ニ傾カントスル我國古來ノ良風美俗ヲ維持ナルコトニ努メ特ニ本條ノ規定ヲ設ケタルモノトス。

第二百六十條 被害者ノ法定代理人又ハ夫ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者死亡シタルトキハ其ノ配偶者、家督相續人、直系ノ親族又ハ兄弟姉妹ハ告訴ヲ爲スコトヲ得但シ被害者ノ明示シタル意志ニ反スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ刑法第八十三條ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セス

字解 法定代理人、被害者、配偶者(二四條字解參照)

家督相續人 トハ家督相續ノ開始ニ因リテ前戸主ノ有セシ一切ノ權利義務ヲ承繼スル者ヲ謂フ、家督相續人ニハ(一)法定ノ推定家督相續人、(二)指定ノ家督相續人、(三)第一次ノ選定家督相續人、(四)尊族ノ推定家督相續人及(五)第二次ノ選定家督相續人トノ別(民法九六八條乃至九八五條)アレトモ其ノ相續スヘキ權利ノ内容ニハ差違アルコトナシ。

釋義 一 本條ハ被害者ノ外告訴權ヲ有スル者ヲ規定セリ、本法ニ於テ被害者ノ外告訴權ヲ有スル者左ノ如シ。

第一、被害者ノ法定代理人、被害者未成年者ナルトキハ未成年者モ告訴權ヲ有スレトモ未成年者ハ法律行爲ニ付テハ法定代理人ニ依リテ代表セラルル者ナルニ付告訴權ニ付テモ斯ル法定代理人ニ其ノ權利ヲ與フルヲ穩當トス殊ニ被害者カ禁治産者又ハ法人ナルトキハ法定代理人ニ告訴權ヲ與フルニ非サレハ告訴權ヲ行使スルニ由ナキヲ以テ一般ニ法定代理人ハ獨立シテ告訴權ヲ有スルコトトセリ。

第二、被害者ノ夫、私法上ニ於テ妻ハ夫ノ許可ヲ受クルニ非サレハ有效ナル法律行爲ヲ爲シ得サル無能力者ナルヲ以テ夫ニ告訴權ヲ賦與スルヲ至當トスルノミナラス家庭ノ平和ヲ保

持スル上ニ於テモ夫ニ告訴權ヲ認ムルノ必要アリ、從來ハ明文ナキモ妻カ他人ニ毆打セラレタル如キ場合妻カ強姦セラレタル如キ場合ハ夫モ亦被害者ナリトシテ告訴權ヲ認メタル判例存スルモ(明治三四年大審院判決明治四三年東京控訴院判決)疑ナキ能ハス、故ニ本條ニ於テ被害者ノ夫ニ獨立ノ告訴權ヲ認メ從來ノ缺點ヲ補充セリ。

第三、被害者死亡シタルトキハ其ノ(一)配偶者(二)家督相續人(三)直系ノ親族(四)兄弟姉妹、

告訴權ハ被害者ニ專屬スル權利ナルヲ以テ家督相續人ニ移轉セサルハ勿論他ニ移轉セシムルヲ得サルモノトス、故ニ被害者死亡シタル場合ノ如キハ特ニ告訴權者ヲ定ムルニ非サレハ被害者ノ保護ヲ全ウスルヲ得サルニ至ルモノトス、加之親告罪ノ如キハ被害者ノ死亡ニ因リ故ナク犯人ノ檢舉ヲ免レシムルニ至ルヘキニ依リ被害者ノ死亡シタル場合ハ被害者ノ近親者ト認ムヘキ前記ノ四者ニ告訴權ヲ賦與スルコトト爲シタルナリ、然レトモ此等ノ者ニ告訴權ヲ賦與スルハ前述ノ如ク被害者ノ告訴權ヲ繼承セシムル趣旨ニ於テ爲スモノナレハ被害者カ生前ニ於テ告訴ヲ爲ササル意思ヲ明示シタル場合ハ其ノ意思ニ從ハシメサルヘカラス、從テ被害者ノ明示シタル場合ハ其ノ意思ニ反シテ爲シタル告訴ハ有效ノ告訴ニ非ス。

二 被害者以外ニ前項第一乃至第三ニ掲記ノ者カ告訴權ヲ有スルコト前項説明ノ如シ、然レトモ此等ノ告訴權者中第一第三ノ者ニハ一ノ例外ヲ認ム、即チ姦通罪ニ對スル告訴權是ナリ、該告訴權ハ特ニ本夫ノミニ專屬セシメタル權利ナルヲ以テ其ノ法定代理人又ハ近親者ニ對シテ

ハ之ヲ賦與セシメサルヲ穩當トス故ニ本條ハ末項ニ於テ更ニ例外規定ヲ設ケ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。

第二百六十一條 被害者ノ法定代理人被疑者ナルトキ、被疑者ノ配偶者ナルトキ又ハ被疑者ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキハ被害者ノ親族ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

字解 被害者 法定代理人、配偶者、四親等内ノ血族、三親等内ノ姻族(二四條字解参照)
被疑者(五六條字解参照)

親族 トハ(一)六親等内ノ血族、(二)配偶者及(三)三親等内ノ姻族ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ被害者無能者ナルトキ無能力者保護ノ爲前條以外更ニ告訴權ヲ有スル者ヲ認メタリ其ノ告訴權者ハ被害者ノ一般ノ親族ナリトス而シテ被害者ノ一般ノ親族ニ告訴權ヲ認ムルハ左ノ場合ニ生スルモノトス、

第一、被害者ノ法定代理人被疑者ナルトキ、

第二、被害者ノ法定代理人被疑者ノ配偶者ナルトキ、

第三、被害者ノ法定代理人被疑者ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキ、

此等ノ場合ニハ被害者ノ法定代理人自ラ被疑者ナルカ又ハ被疑者ノ近親者ナルヲ以テ普通ノ人情上告訴ヲ爲ササル虞アル場合ニ該當ス故ニ此等ノ場合無能力者カ自ラ進ンテ告訴ヲ爲ストキハ格別然ラサル場合ニハ無能力者ノ保護ニ缺クル所アルヲ以テ特ニ無能力者ノ一般ノ親

族ニ告訴權アルコトヲ認メタリ而シテ此等ノ者ハ無能力者ノ意思ニ拘ラス獨立シテ其ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ルモノトス。

第二百六十二條 死者ノ名譽ヲ毀損シタル罪ニ付テハ死者ノ親族、遺族又ハ後裔ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

名譽ヲ毀損シタル罪ニ付被害者告訴ヲ爲サスシテ死亡シタルトキ亦前項ニ同シ但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

字解 名譽(九二條字解参照)、親族(二六一條字解参照)、遺族(一七六條字解参照)

後裔 トハ六親等以上ノ直系卑屬ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ名譽ヲ毀損シタル罪ノ告訴權者ヲ規定シタルモノナリ死者ノ名譽ヲ毀損シタル罪ハ親告罪ニシテ(刑法二三〇條乃至二三二條)告訴アルニ非サレハ訴追シ得サル犯罪ナリ、

然ルニ犯罪ノ被害者タル死者ハ自ラ告訴ヲ爲シ得サルハ勿論他ニ被害者ナキヲ以テ特ニ告訴權者ヲ規定スルニ非サレハ該犯罪ハ之ヲ檢舉スルニ由ナキモノトス故ニ本條ニ於テ其ノ告訴權者ヲ規定セリ該罪ニ對スル告訴權者ハ左ノ如シ。

第一、死者ノ親族、死者ノ親族トハ死者ノ死亡當時ニ於ケル(一)六親等内ノ親族、(二)配偶者

及(三)三親等内ノ姻族ヲ指稱スルモノニシテ死者ト此等ノ親族トハ家ヲ同ウスルト否トハ

之ヲ問ハサルナリ又其ノ配偶者ノ如キモ死者ノ死亡當時ニ於ケル配偶者ヲ指スモノナルヲ

以テ其ノ配偶者ハ告訴當時更ニ他ノ配偶者ヲ迎ヘタルト否トハ之ヲ問ハサルナリ。

第二、死者ノ遺族、死者ノ遺族トハ死者カ當時戸籍ヲ同ウシタル者ニシテ死者ノ死亡後生存シ居ル者ヲ謂フ。故ニ戸籍ヲ同ウスル者ナル以上ハ親族關係アル者タルト否トハ之ヲ問ハサルナリ。或ハ遺族ヲ解シテ死者ノ死亡當時ニ於ケル親族ナリト爲ス者アレトモ正當ニ非ス。若シ然ルトキハ其ノ意義第一號ノ死者ノ親族ト謂フト同意義ト爲リ法律ハ死者ノ親族ノ外特ニ其ノ範圍ヲ異ニスル遺族ヲ認メタル立法ノ精神ニ反スルニ至ルヘシ。

第三、死者ノ後裔、祖先ノ名譽ヲ毀損シタル罪ノ如キニ於テハ其ノ告訴權者ヲ死者ノ親族、遺族ノミニ止ムルトキハ仍ホ告訴ヲ爲シ得サル場合ヲ生スヘキヲ以テ更ニ死者ノ後裔即チ六親等外ノ遠孫迄ニ其ノ告訴權ヲ擴張シタルナリ。

二 以上ハ死者ノ名譽ヲ毀損シタル場合ニ於ケル告訴權者ナルカ生存者ニ對スル名譽毀損罪ニ付テモ被害者カ告訴ヲ爲サシテ死亡シタル場合ニ於テハ前項ノ場合ト同様ニ取扱フコトヲ至當ト認メ本條第二項ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。但シ此ノ場合ニハ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得サルモノトス。故ニ被害者カ生存中既ニ告訴ヲ爲ササル意思ヲ明示シタル場合ニハ死者ノ親族、遺族及後裔ノ爲シタル其ノ告訴ハ效力ヲ失フモノトス。

第二百六十三條 親告罪ニ付告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ナキ場合ニ於テハ管轄裁判所ノ檢察官ハ利害關係人ノ申立ニ因リ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

字解 親告罪(二四〇條字解參照)

利害關係人 本條ノ利害關係人トハ告訴權者有セサルモ告訴ヲ爲スニ付利害ノ關係有スル者ヲ謂フ。例ヘハ告訴權者有セサル親族、遺族、後裔ノ如キモノ即チ是ナリ。

釋義 本條ハ告訴權者ヲ指定スル場合ノ規定ナリ。親告罪ハ告訴ヲ待チテ其ノ罪ヲ論シ得ル犯罪ナルヲ以テ法定ノ告訴ヲ爲シ得ヘキ者存セサルトキハ犯人ヲ訴追スルノ途ナク從テ犯人ヲ處罰スルニ由ラシ。然レトモ告訴權者在リテ告訴ヲ爲ササル場合ハ格別告訴權者存在セサル爲絕對ニ親告罪ヲ處罰シ得サルモノト爲スハ穩當ニ非ス。故ニ本法ハ斯ル場合ニ付テハ管轄裁判所ノ檢察官シテ利害關係人ノ申立ニ因リ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ許シ從來ノ缺點ヲ補充セリ。

第二百六十四條 刑法第八十三條ノ罪ニ付テハ婚姻解消シ又ハ離婚ノ訴ヲ提起シタル後ニ非サレハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス再ヒ婚姻ヲ爲シ又ハ離婚ノ訴ヲ取下ケタルトキハ告訴ヲ取消シタルモノト看做ス

字解 婚姻解消 トハ配偶者ノ死亡又ハ離婚ニ因リ婚姻關係ヲ解除スルヲ謂フ。離婚ノ原因ハ協議上ノ離婚タルト裁判上ノ離婚タルトハ之ヲ問ハサルナリ。

離婚ノ訴 トハ法定ノ原因ヲ理由トシテ裁判所ニ對シテ離婚ノ宣言ヲ求ムル訴訟ヲ謂フ(民法八一三條)。

釋義 一 本條ハ姦通罪ノ告訴ニ關スル制限ヲ規定シタルモノナリ。姦通罪ハ有夫者婚約相姦

者トカ共ニ同罪ニ依リテ處罰セラルヘキ必要的共犯ナルヲ以テ特ニ一方ノミニ犯意ヲ缺ク場合又ハ一方ノミカ死亡シタル場合ノ外ハ其ノ運命ヲ共ニスヘキモノニシテ一方ノミノ告訴又ハ告訴ノ取下ハ之ヲ許容スヘキモノニ非ス故ニ其ノ一人ニ對スル告訴ハ相姦者雙方ニ對スル告訴ト爲リ一人ニ對スル告訴取下ハ其ノ雙方ニ對スル告訴ノ取下ト爲ルモノトス故ニ姦通罪ニ關スル本夫ノ告訴ハ常ニ自己ノ配偶者ニ對シ處罰ヲ請求スルモノトス斯ノ如ク一方夫權ヲ蹂躪セラレタリト爲シ妻ニ對シ處罰ヲ請求シナカラ一面依然トシテ夫婦關係ヲ繼續セシメントスル如キハ正當ナル告訴ノ行使ト爲シ難キノミナラス良風美俗ニモ反スルヲ以テ本法ニ於テハ姦通ニ於ケル夫ノ告訴ニ付テハ一定ノ制限ヲ付シ婚姻解消シテ既ニ夫婦關係ノ繼續ヲ消滅シタル場合ナルカ若ハ將來夫婦關係ヲ解消セシムル意思ヲ以テ離婚ノ訴ヲ裁判所ニ提起シタルコトヲ要件ト爲シタリ然レトモ離婚ノ訴訟ニ付テハ必スシモ姦通ヲ以テ離婚ノ原因ト爲スコトハ其ノ要件ニ非サルナリ法定ノ他ノ要件ニ基クモ離婚ノ訴ヲ裁判所ニ提起シタルトキハ其ノ要件ヲ具備スルモノトス。

二 本夫ハ姦婦ト離婚シ又ハ離婚ノ訴ヲ提起シ告訴ヲ爲シ得ル要件ヲ一旦具備シタルモ其ノ後ニ至リ本夫ハ再ヒ其ノ姦婦ト婚姻シ又ハ離婚ノ訴ヲ取下クル如キ場合ハ婚姻繼續中ノ告訴ト敢テ異ルコトナク告訴ニ付前段ノ規定ヲ設ケタル趣旨トモ相反スルニ至ルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ告訴ノ取消ヲ爲シタルモノト看做シ之ト同様ニ取扱フコトトセリ。

第二百六十五條 親告罪ノ告訴ハ犯人ヲ知りタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

得ス

刑法第二百二十九條但書ノ場合ニ於ケル告訴ハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定シタル日ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ナシ

字解 婚姻ノ無効 トハ (一)人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ノ意思ナキ場合及

(二)當事者カ婚姻ノ届出ヲ爲ササル場合ヲ謂フ。

婚姻取消 トハ其ノ婚姻ハ法律ニ違背スルモノニシテ民法七八〇條乃至七八六條ニ該

當スル場合ヲ謂フ。

釋義 本條ハ親告罪ニ於ケル告訴ノ時効ヲ規定シタルモノナリ親告罪ニ於ケル告訴ハ訴訟條件ニシテ告訴アルニ非サレハ訴追ヲ爲スヲ得サルモノトス故ニ告訴ナキ間ハ親告罪ニ付テハ之ヲ起訴スヘキヤ否ニ付全く不安ノ状態ニ置クモノトス然レトモ斯ル不安ノ状態ヲ永ク持續セシムルハ刑事政策上當ヲ得タルモノニ非サルヲ以テ親告罪ノ告訴ニ付テハ左ノ短期時効ヲ規定シタルモノナリ故ニ其ノ時効完成後ニ爲シタル告訴ハ其ノ效力ナキモノト謂ハサルヘカラ

第一、一般ノ親告罪ニ於ケル告訴ノ時効、告訴權者カ犯人ヲ知りタル日ヨリ六月トス。

第二、略取及誘拐ニ關スル罪ノ告訴ノ時効、略取及誘拐ニ關スル罪ノ告訴ニ付テハ刑法二二

九條但書ノ規定ニ依ル被拐者又ハ被賣者犯人ト婚姻シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁
判確定シタル後ニ非サレハ告訴ノ効ナキモノト爲シ告訴時効ノ起算點ヲ特別ニ規定シタル
ヲ以テ此ノ場合ニ於テハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ日ヨリ六月内ト爲セリ。

第二百六十六條 告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者數人アル場合ニ於テ一人ノ期間ノ懈怠ハ他ノ者ニ對
シ其ノ効力ヲ及ボサス

釋義 本法ニ於テハ被害者ノ外他ニ數多ノ告訴權者ヲ認メタルヲ以テ一個ノ犯罪ニ關シ同時
ニ數人ノ告訴權ヲ有スル者存スルハ當然ナリ然レトモ此等ノ者ハ各獨立シテ告訴權ヲ有スル
ヲ以テ假令告訴權者ノ内ノ一人カ告訴ノ期間ヲ懈怠スルモ他ノ告訴權者ニ對シテハ其ノ影響
ナキモノト謂ハサルヘカラス是レ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシタル所以ナリ。

第二百六十七條 告訴ハ第二審ノ判決アル迄之ヲ取消スコトヲ得
告訴ノ取消ヲ爲シタル者ハ更ニ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求ニ之ヲ準用ス

釋義 一 本條第一、二項ハ告訴ノ取消ノ時期及效果ヲ規定シタルモノナリ、告訴ハ被害者又ハ
其ノ他ノ告訴權者ニ於テ犯人ノ處罰ヲ請求スル爲メ捜査ノ機關ヲ有スル者ニ申告スル手續ナル
ヲ以テ被害者又ハ其ノ他ノ告訴權者ニ於テ犯人ヨリ損害ノ賠償ヲ得又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ
犯人ノ處罰ヲ欲セサルニ至ルトキノ如キハ告訴權者ニ告訴ノ取消ヲ許容スルヲ相當トス、普通

ニ犯罪ニ於テモ告訴ノ取消ノ有無ハ科刑上多少影響スル所ナキニ非スト雖訴訟ノ進行ニ何等
消長ヲ來スモノニ非ス、然レトモ親告罪ニ於テハ告訴ノ取消ハ訴訟ノ進行ヲ妨止スルノミナラ
ズ訴訟ヲ消滅セシムル效果アルヲ以テ告訴ノ取消ニ關シテハ一定ノ制限ヲ付スルヲ必要トス、
故ニ本法ハ從來ノ經驗ニ鑑ミ告訴ノ取消權ハ第二審ノ判決アル迄ニ制限セリ、故ニ其ノ後ノ告
訴ノ取消ハ何等效果ヲ生スルモノニ非ス、又一旦告訴ノ取消ヲ爲シタル者ハ既ニ之ニ因リテ告
訴權ヲ喪失シタル者ナルニ付其ノ後ニ至リ更ニ告訴ヲ爲スカ如キハ之ヲ許容スヘキモノニ非
ス、第二項ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノトス。

二 國交ニ關スル罪ニ於テハ外國政府又ハ被害者ノ請求ヲ待チテ論スヘキ罪ヲ認ム(刑法九
〇條九一條九二條)此等ノ犯罪ニ付テハ請求ハ訴訟條件ヲ爲スモノニシテ親告罪ニ於テ告訴カ
訴訟條件ヲ爲スト同一關係ニ立ツモノナルニ付之カ取消ニ付テハ親告罪ト同一ニ取扱フコト
又至當ト認メ第三項ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ、故ニ此等ノ犯罪ニ對スル請求ノ取消ヲ有效
ニ爲シ得ル時期ハ第二審ノ判決アル迄ニシテ一旦取消ヲ爲シタル以上ハ更ニ請求ヲ爲シ得サ
ルモノトス。

第二百六十八條 親告罪ニ付共犯ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ共犯
ニ對シ亦其ノ効力ヲ生ス

前項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ニ之ヲ準用ス

刑法第八十三條ノ罪ニ付相姦者ノ一人ニ對シテ告訴又ハ其ノ取消アリタルトキハ他ノ者ニ對シ亦其ノ效力ヲ生ス

字解 共犯(二三八條字解參照)

釋義 一 本條第一項ハ告訴不可分ノ原則ヲ規定シタルモノナリ、告訴ハ犯罪事實ヲ申告スルモノニシテ犯罪ニ對シ成立シ犯人ニ對シテ成立スルモノニ非ス、從テ犯罪事實カ一個ナル以上ハ告訴ノ效力カ其ノ犯罪ノ全部ニ及フヘキモノトス、之ヲ告訴不可分ノ原則ト稱ス、本條ハ其ノ適用ヲ示シタルモノニシテ親告罪ニ於テ共犯者ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ共犯人全部ニ對シテ其ノ效力ヲ生スルモノトセリ、從テ共犯ノ親告罪ニ關シ特ニ共犯人中ノ一人ニ對シテノミ處罰ヲ求メ其ノ他ノ者ニ對シテハ處罰ヲ求メサルコトヲ明言セサル場合ハ勿論之カ明言ヲ爲スモ其ノ告訴ノ效力ハ共犯人全體ニ及フヘク、之ト同一理由ニ因リ被害者ヨリ告訴ヲ取下ケタルトキハ假令被害者ニ於テ共犯人中ノ一人ニ對シテノミ取下テ爲シ其ノ他ノ者ニ付テハ何等ノ意思表示ヲ爲ササル場合ハ勿論其ノ他ノ者ニ付テ特ニ審理ノ繼續ヲ求ムル意思ヲ明示シタル場合ト雖其ノ取下ノ效力ハ共犯人全體ニ及フモノト爲ササルヘカラス。

二 前項ノ關係ハ外國政府又ハ被害者ノ請求ヲ待チテ論スヘキ罪ノ關係ニ於テモ同様ニ取扱フコト至當ナルヲ以テ斯ル事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ハ告訴ト同シク不可分關係ニ立

ツモノト爲セリ。

三 姦通罪ニ於ケル有夫ノ婦ト相姦者トハ純粹ノ意義ニ於ケル共犯者ニ非サルモ學者ノ所謂必要の共犯ニシテ其ノ關係ハ共犯ノ場合ト同様ナルヲ以テ此ノ場合ノ告訴又ハ其ノ取消ニ付テハ共犯ノ場合ト同様ニ取扱フヲ至當ト認メ相姦者ノ一人ニ對スル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生スルモノト爲セリ。

第二百六十九條 何人ト雖犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スコトヲ得

官吏又ハ公吏其ノ職務ヲ行ブニ因リ犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スヘシ

字解 官吏(七一一條字解參照)

釋義 一 本條ハ告發ニ關スル規定ナリ、告發トハ犯人又ハ告訴權者以外ノ者カ犯罪事實ヲ捜査機關ニ申告スルヲ謂フ、犯人自ラ犯罪事實ヲ捜査機關ニ申告スル場合ヲ自首ト稱シテ告發ト之ヲ區別シ又被害者ノ爲ス申告ハ告訴ト稱シテ告發ト之ヲ區別セリ、但シ被害者ノ爲ス犯罪事實ノ申告ハ常ニ告訴ナレトモ其ノ他ノ告訴權者ノ爲ス申告ハ告訴權者トシテ之ヲ行フ場合ハ告訴ナレトモ其ノ資格ヲ離レテ爲ス場合ハ告發ナリトス、例ヘハ被害者ノ法定代理人カ其ノ法定代理人タル資格ヲ以テ犯罪事實ヲ申告スル場合ハ告訴ナレトモ法定代理人タル資格ヲ離レ個人タル資格ヲ以テ申告ヲ爲ス場合ハ告發ナリトス、普通ノ犯罪ニ付テハ告訴、告發ノ區別ヲ爲スヘキ實益ナシト雖親告罪ニ於テハ犯罪ノ申告カ告訴ナリヤ告發ナリヤニ依リ其ノ效果ニ影

經スル所大ナリ、何ントナレハ告訴ナルキハ告訴條件ヲ具備スルニ至ルヲ以テ訴追ヲ爲ス
トヲ得ヘキモ單ニ告發ニ過キサルトキハ未ダ訴訟條件具備スルニ至ラサルヲ以テ之カ訴追ヲ
爲スニ由ナケレハナリ。

二 犯人又ハ告訴權者以外ノ者ハ何人ト雖犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スコトヲ得
ヘシ、故ニ法律ハ原則トシテ告發ニ付テハ個人ニ權利ヲ認メタルニ止マリ義務ヲ負擔セシメタ
ルモノニ非ス。

三 個人ニ對シテハ原則トシテ告發ノ義務ヲ認メサルモ官公吏ハ國家又ハ公共團體ノ事務
ニ從事スル者ナレハ其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料シタル場合ハ例外トシテ公益ノ爲
告發ノ義務ヲ負ハシムルヲ相當ト認メ本條第三項ニ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタリ、然レトモ官公
吏ノ告發義務ハ其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シタル場合ニ限ルカ故ニ其ノ認知
カ職務外ニ係ルトキハ個人ノ資格ヲ以テ爲スヘク官公吏トシテノ告發ノ義務ヲ負ハサルナリ、
例ヘハ會計検査院ノ官吏カ検査ノ際會計上ノ犯罪アルヲ發見シタルカ如キ又ハ判事カ民事訴
訟ノ審理ヲ爲スニ當リ偽造證書ヲ發見シタル如キ場合ハ官吏其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪ヲ認
知シタル場合ナルヲ以テ之カ告發ヲ爲スヘキ義務アルモ判事夜間散步ノ際竊盜ヲ目撃シタル
場合ノ如キハ其ノ職務外ニ於テ犯罪ヲ認知シタルヲ以テ告發ノ義務ヲ負ハサルナリ。
第二百七十條 第二百五十九條ノ規定ハ告發ニ付テ之ヲ準用ス。

釋義 本條ハ祖父母又ハ父母ニ對スル告發ヲ禁止シタル規定ナリ、本條モ本法ニ於テ新ニ設ケ
ラレタル規定ニシテ其ノ立法ノ趣旨ハ二五九條ニ於テ説明シタルト同趣旨ニ出テタルモノニ
シテ主キシテ我國ノ淳風美俗ヲ保持セシメントスルニ在リ故ニ祖父母又ハ父母ニ對スル犯罪
ニ付テハ官公吏ト雖其ノ義務ヲ免ルルニ至ルモノトス。

第二百七十一條 告訴ハ代理人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得告訴ノ取消ニ付亦同シ

字解 代理人

トハ本人ニ效果ヲ及ボスヘキ或行為ヲ本人ニ代リテ爲ス者ヲ謂フ、代理
人ヲ大別シテ二種トス、一チ法定代理人ト謂ヒ一チ任意代理人ト謂フ、法定代理人トハ法
律ノ規定ニ基キ代理權ヲ有スル者ヲ謂ヒ、任意代理人トハ本人カ代理權ヲ授與シタルニ
因リ代理權ヲ有スル者ヲ謂フ、本條ノ代理人ハ任意代理人ノミチ指示シタルモノナリ。

釋義 本條ハ告訴及其ノ取消ヲ代理人ニ依リテモ爲シ得ルコトヲ規定シタルモノナリ、告訴權
ヲ有スル者ハ自ら告訴及其ノ取消ヲ爲シ得ルコト勿論ナレトモ事案ニ依リテハ他人ニ代理權
ヲ授與シテ行使スルニ非サレハ其ノ實行不能ナルコトアリ、又不能ニ非ストスルモ代理人ニ依
リテ之カ行使ヲ爲スヲ以テ非常ニ便益ト爲ス場合アリ、斯ノ如ク告訴及其ノ取消權ノ行使ニ付
テハ代理人ヲ許容スルコト必要ナル場合アルヲ以テ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ、然レト
モ本法ハ告訴權者ノミ代理人ヲ用ウルコトヲ認容シ告發ニ付テハ代理人ヲ認メス、蓋告訴ノ場
合ハ告訴權者カ之ヲ爲スニ非サレハ告訴ノ效ナキヲ以テ告訴權行使ヲ必要上代理人ノ使用ヲ
許容シタルモ告發ノ場合ハ之ト異リ自己救済ニハ何等關係ナク専ラ公益ノ爲ニ申告スルニ過